

平成24年第1回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 4 年 3 月 6 日 (火曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

- | | | |
|-----|--|-------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 行政報告 | |
| 第 5 | 請願・陳情の委員会付託 | |
| 第 6 | 議案第 1 号～議案第 3 号・議案第 24 号・
議案第 4 号～議案第 17 号 | 提案～審議 |
| 第 7 | 議案第 18 号～議案第 23 号 | 提案～付託 |
| 第 8 | 議案第 25 号 | 提案～審議 |
| 第 9 | 議案第 1 号・議案第 12 号・議案第 16 号・議案第 17 号・
議案第 24 号・議案第 25 号 | 討論～採決 |

○出席議員（10名）

1番	久保村 義輝	6番	丸山 豊
2番	百瀬 輝和	7番	山口 守夫
3番	山崎 文直	8番	都志 今朝一
4番	小坂 泰夫	9番	唐澤 由江
5番	加藤 泰久	10番	原 悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木 一直	会計管理者	中尾 由美子
副村長	加藤 久樹	住民福祉課長	清水 麻男
教育長	征矢 鑑	産業課長	原 茂樹
総務課長	松澤 伸夫	建設水道課長	藤田 貞文
財務課長	山崎 久雄	教育次長	田中 聡
収納対策課長	有賀 由起子	代表監査委員	有賀 松雄

○職務のため出席した者

議会事務局長	出羽澤 哲夫
議会事務局次長	松澤 厚子

会議のてんまつ

平成24年3月 6日 午前9時00分 開会

事務局長（出羽澤哲夫） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。3月に入りまして大分春らしくなりましたが、今月は何かと行事や会議等が多く御多忙のことと思います。

この定例議会は、次年度の予算を審議する重要な議会であります。十分な審査ができますことをお願いし、ただいまから平成24年第1回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に御報告いたします。清水篤彦教育委員長が公務のため欠席する旨の連絡がありました。

ただいま出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本会議は、平成24年の第1回定例会であります。予算編成方針を含め、村長のあいさつをお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成24年第1回議会定例会の招集を申し上げましたところ、大変お忙しい中、全議員の御出席をいただき開会できますことにお礼を申し上げます。

まず初めに、ふるさと雇用再生特別事業補助金並びに緊急雇用創出事業補助金の交付決定の取り消しにつきましては、村民の皆様方に御迷惑をおかけし、村の信頼を傷つけたことにおわびを申し上げます。私の監督不行き届きであり、責任を深く受けとめております。村民の信頼を取り戻すために、職員教育、職員研修を徹底させながら、再発防止に全力を挙げるとともに、村政発展のために職員一丸となって頑張ってまいります。

さて、今年度も余すところ二十日余りとなってまいりました。ことしは大変寒い冬となりました。このところ雪が降ったり雨が降ったりと天候不順となっておりますが、こうしたことを繰り返しながら春になってまいります。本格的な春が待ち遠しいところでもあります。また、北日本や日本海側では記録的な大雪となりましたが、この地域では比較的雪が少なくありがたいことであります。

景気の動向につきましてであります。2月の月例経済報告では、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、穏やかに持ち直している、また個人消費は底がたい動きとなっていると上方修正をされていますが、この地域ではまだまだ大変厳しい状況が続いております。

また、今、国政では通常国会が開催されています。国債頼みの予算案となっており、日本の財政再建は喫緊の課題であります。社会保障と税の一体改革、TPP問題、政治改革、行政改革等々、課題は山積をしております。真摯な議論を通じ、国の方向性をしっかりと示してほしいものであります。また、まずは被災地の復旧・復興の前進と、原発処理に全力を挙げてほしいものであります。国の予算や関連法案がどうなるのか審議状況を注視してまいり

ます。

初めに、平成23年度の事業につきまして申し上げます。

平成23年度もほぼ終了となります。この1年は、東日本大震災を初め、紀伊半島の豪雨災害等、災害が絶えない大変な年となりました。震災や原発の影響、さらにはヨーロッパの財政不安に伴う円高により、経済的には大変厳しい1年となりました。こうした中におきましても、本村は健全財政を維持しながら計画いたしました事務事業はほぼ順調に推進をすることができました。主な事業につきまして現状を申し上げます。

まず、「協働のむらづくり」の関係であります。昨年の10月から実施いたしました説明会は、223組実施し98.2%の実施率となりました。その中で、681件の御意見、御提言をいただき、組未加入者の対応策が半分以上を占めています。その25%近くが役場窓口での説明強化等、行政が積極的に取り組む課題となっています。これらの意見を参考に、加入チラシは、従来1本のチラシから区ごとに概要をまとめたものとし、強化をしたところであります。さらに、転入手続の際、地区相談員または不在のときは企画係等が説明し理解を求めていく体制とし、窓口での強化を図ったところであります。未加入世帯の割合であります。世帯数、人口ともに増加をしている中で、5年前と比較し、若干ではありますが率は下がってきております。このことは区の役員の皆さんの御努力のおかげであり、感謝を申し上げます。

次に、10月1日から2台体制として運行しておりますまっくんバスであります。10月から1月までの4カ月間、1日当たりの利用者数は、わずかではありますが毎月増加をしてきております。村民の皆さんに徐々に浸透してきているのではないかと考えておるところであります。さらに利用促進に向け努力をしております。

今年度最大の事業であります親子通園療育施設事業は、3月末の完成を目指し順調に工事が進められております。予定としては3月27日に竣工式を行う、こんなことで御案内を申し上げますのでよろしくお願いいたします。今、平成24年10月の開所に向け、人員体制、事業の方法等を含め検討を進めてまいります。

また、平成23年度に創設いたしました住宅リフォーム事業は、現在で96件の申請となっており、うち25件が下水道との接続となっております。当初予定の30件を大幅に上回り、経済効果を含め大きな効果が上がったのではないかと総括をしておるところであります。

村道改良等建設関係事業であります。国庫交付金事業、村道10号線歩道設置工事は、1月末に完了し供用開始をしております。また、村道6号線は3月末、計画間全線終了予定であります。伊那バイパス関連整備事業としての村道1009号線、村道1221号線は3月末完了予定であります。また地区計画事業は19カ所中14カ所が完了し、残りの5カ所のうち3カ所が3月末完了予定であり、2カ所につきましてははもろもろの事業によりまして継続事業とさせていただきます。また、県道吹上北殿線県単道路改良事業は、用地契約、補償契約が2月に完了をいたしました。激特事業の終了に伴い国の事業として実施していただきました村道6号線舗装工事は、現在一部で工事中となっておりますが間もなく完了する予定であります。国の事業として実施していただきましたことは大変ありがたいことでありました。

次に、財政面につきまして申し上げます。

法人村民税につきましては、予算額を3,500万円程度上回る見込みとなりました。しかし、平成22年度決算額は少し下回る、こんな見込みをしておるところでございます。早く景気の回復が待たれるところでもあります。

地方交付税につきましては、特交分を4,000万円増額補正させていただきます。歳出ではそれぞれの不用額を計上いたしました。結果として予備費が3億円の計上となりました。決算時の状況を見きわめながら、伊那消防署の建設、南原住宅団地焼却灰の除去費用等、将来にわたっての財政事業に対応をしまいたします。相対的には、良好な決算状況になるものと思っております。

3月議会を前に、各市町村の予算概要が発表をされておりました。その中で特に目についたのは、各市町村とも定住人口の増加策を掲げておりました。人口減少時代、各市町村の悩みとなっていることが推測をされたところでもあります。おかげさまで本村は人口が一時ほどではありませんが緩やかな増加となっております。去年の人口動態調査では、人口の増加率は県下2番目であり、自然増減、社会増減とともに増加したのは県下で本村のみでありました。バランスのよい人口の増加となっており、ここ数年出生者数が150人を超え、160人台ともなっております。このことが村の元気と活力の源になっているものと思います。このまま推移すれば余り向こうに行かないうちには、1万5,000人を達成する見込みであります。1万5,000人のむらづくりの推進、このことを基本に掲げていかなければならないと思っております。

さて、今議会は新年度予算の審議をお願いいたします。予算編成の概要と予算案につきまして申し上げます。毎年のごとくありますが、国の財源不足、国政の混迷により地方財政計画がおくれ苦勞の多い予算編成となりました。基本方針としては、産業の振興を基本に、従来の安心・安全、子育て福祉教育の充実、健康で元気なむらづくり、共生のむらづくり、環境・自然・景観の保全ができるような予算案とさせていただきます。

予算総額は47億7,000万円と定め、前年比7.2%の減額となりました。減額の主な要因につきましては、療養施設の建設の終了、子ども手当の制度変更によるものが大きな要因となっております。学校・保育園の耐震化も終了し、大きなハード事業がほぼ完了いたしました。これからはよりハードよりソフトへの転換、村民生活重視の予算案としていかなければならないと思っております。また、そんな予算案とさせていただいたところでもあります。

歳入であります。主に歳入の根幹であります村税と地方交付税につきまして申し上げます。

まず、村税であります。全体で1.4%の減額といたしました。個人住民税につきましては、年少扶養控除の廃止に伴い、7.8%の増額を見込みましたが、固定資産税が評価替えに伴いまして8.4%と大きな減額となりました。法人村民税は、景気の動向により本年度の決算見込みよりも低く見積もり、本年度予算とほぼ同額の予算とさせていただきます。他の税は決算見込みを参考にしながら微増、微減といたしました。

地方交付税につきましては、国の交付税総額が本年度並の確保となりましたので、それに基づき税収見込みを勘案し11.5%の増額といたしました。しかし、この額につきましては、決算見込みで見れば3.6%、額にして4,500万円の減額とさせていただいたところでもあります。村債につきましては、地方交付税と一体となっております臨時財政対策債のみといたしました。繰入金は人づくり基金のみの繰り入れとし、将来にわたっての健全財政維持に努めたところでもあります。

次に、歳出であります。経常経費の節減に努めるとともに、効率的な行財政運営を基本に、村民生活を重視する予算案といたしました。ハード事業では、保育園の園児数の増加に伴い、

南部保育園の給食室の増改築、駐車場の増設等を含め、1,887万円の計上、年次計画によりまして3年間で学校のトイレの改修を予定しております。初年度は中学校トイレの改修に1,400万円の計上をいたしました。また、地区要望として出されておりました田畑公民館の設計委託費、北殿屯所建設事業費等を計上いたしました。さらに南原・沢尻地区の雨水排水対策事業の計画策定の費用も計上をさせていただきました。

ソフト事業関係であります。児童発達支援として療育施設関係を含め1,700万円余、新規事業として平成23年度に対象から外れた現高校3年生に対し子宮頸がんワクチン接種費用の全額補助、受験対策として中学校3年生を対象にインフルエンザのワクチン接種費用の全額補助、また共生のむらづくりの一環として、障がい者賃貸住宅家賃補助制度を創設してまいります。いずれも上伊那郡下では初めての試みであると思っております。

また、給食食材用放射線測定器の購入をし、給食食材の安全性確保に努めてまいります。さらに、景観行政団体指定に向けての策定事業費の計上もさせていただきました。また、健康で元気なむらづくりを目指すため、健診受診料の引き下げや、節目無料検診の増加、社協への委託事業となりますが、介護予防といたしまして全地区にいきいきクラブ事業を展開するための費用を計上させていただきました。

継続事業ではありますが、年に数回補正予算対応しておりました住宅リフォーム事業、住宅用新エネルギー補助事業は、当初から大幅な予算づけを行いました。下水道事業では、懸案となっていました公共下水道事業と農業集落排水事業の統合を行い、効率的な下水道事業を目指してまいります。

以上、新規事業を中心に概要につきまして申し上げます。予算全体として比較的厳しい予算編成となりましたが、財政調整基金を取り崩すことなく、事業に対しての借金をせずに、村政運営の基本方針に沿いながら、新たな事業の導入、また従来からの事業の充実、拡大も図ることができました。この予算が村民福祉の向上、村の活力と村民の元気、環境に優しい共生のむらづくりにつながるような、そんな執行をしていかなければならないと考えております。御理解をいただき、御審議をお願いいたします。

さて、産業振興関係であります。農業におきましては、担い手対策として新たな制度が始まってまいります。この制度が活用できるよう、JAや農業団体と協議をしております。また、TPPにつきましては、引き続き反対をしながら注視してまいります。

商工業関係では、既に既存企業の比較的大規模な増設、これが決まっております。また、南原地区への製造業の進出が決まっております。不況下の中で大変ありがたいことであり、村も積極的に支援をしております。さらに、商工会とも連携を密にしながら商工業の振興に取り組んでまいります。産業振興は村の発展、活性化のもととなりますが、最近の経済状況の中、有効的な施策の展開も難しくなっております。しかし、そんな中で最大限の努力をしております。不況の中でも新たな増設があったり、また、新規の企業が村に来ていただけるということで、本当にうれしく思っております。

平成24年4月一部課の統廃合を実施いたします。子育て支援課の独立設置、財務課と収納対策課の統合であります。その時々時代の時代に合った組織の体制、効率的な組織体制は必要でありますので御理解をお願いいたします。

国政もねじれ国会の中、また重要課題が山積しており先行き不透明であります。国の動向を注視しながら、村は村としてさまざまな課題解決に向けて努力をしております。先に発

生をいたしました不祥事を教訓として、職員研修をさらに充実させ、職員間の連携、各課間の連携の強化を図ってまいります。このことは、本当に実体として感じたところでございますので、特に力を入れてまいります。さらに職員の英知を結集し、また問題意識を共有しながら、村の持っている豊かさ、特性を生かして、一步一步着実に村政を進めてまいります。今後とも議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本定例会にお願いいたします議案は、各会計新年度予算案等25議案であります。いずれも原案どおりお認めをいただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお祈りをいたします。

議長（原 悟郎） 続いて、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、4番、小坂泰夫議員、5番、加藤泰久議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成24年第1回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案25件であります。請願・陳情は、陳情2件が提出されております。

会期は、本日3月6日から3月16日までの11日間とし、この間で7日から13日までを休会といたします。なお、議案審議の関係で議案第24号を議案第3号の次に上程します。また、議案第1号、議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第24号、議案第25号を即決といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの11日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

続いて、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成23年11月分から平成24年1月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。これを許可します。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり2件の専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項の規定により報告いたします。

次に、報告第2号は、南箕輪村障がい者福祉計画の報告であります。この計画は、障がい

者基本法に定める市町村障害者計画と障害者自立支援法に定める市町村障害福祉計画の策定を市町村は義務づけられています。国からの指示に基づき、障害者計画の中に、障害福祉計画を組み入れ、3年を1期とする第3期障害者福祉計画を策定いたしましたので、障害者基本法第11条第100項の規定により、議会に報告いたします。

次に、報告第3号及び第4号は経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社並びに財団法人南箕輪村開発公社の平成24年度の予算については、それぞれの理事会において議決されましたので、地方自治法の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれ報告書をごらんいただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情2件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

なお、継続審査となっております請願・陳情を含め、今定例会の会期中に審査し、本会議において報告をお願いいたします。

これから、議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年度南箕輪村一般会計補正予算（第10号）を地方自治法第179条第1項の規定により平成24年2月15日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項により議会の承認をお願いするものであります。

内容につきましては、平成21年度及び22年度に、雇用創出関係基金を活用して実施した事業について、不適正な事務執行が判明したため、交付の決定の一部を取り消されたことに伴い、補助金1,000万6,349円を返還したものであります。歳入が歳出を上回る額は予備費で調整するものであり、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございませんでした。

この件につきましては、冒頭のごあいさつでも申し上げましたとおり、本当に申しわけないことをいたしました。これからかかる事案の発生しないようにしてまいりたいと思います。御承認をいただきますようお願いいたします。

議長（原 悟郎） ただいまの村長の提案理由の説明で細部説明は省略させていただきます。

これから、議案第1号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 2月13日に全協で報告をされましたが、事の真相がよくわからない状態で進行していたわけであります。それで2月15日に県の請求に対する専決ということですが、もう少しきちんとした説明なり調査報告があつてしかるべきであつたと思うのですが、この15日の専決までの議会対応についてお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） このことが判明をしたというのは、御説明申し上げましたように、もともとは村側から県にこういった事案があると御相談を申し上げていたところであります。このことは、各県で不適正な受給、こんなことが判明をし、県からの情報提供により本村でも調査をしたところ、そういった事案があるということで御相談申し上げ、1月末にそういった部分の相談をしたところでございます。そんなことで2月に入りました。本当に調査が来たのは2月に入ってからでございます。県とのやりとりの中で返還という、こういうことになりました。本当に事務的なミスであり、県のプレスリリースがああいう形になってしまったということは、私自身も残念だったというふうに思います。しかし、これは私自身の監督不行き届きであり、これからきちんとした事務処理を職員に執行させていかなければならないと深く反省をしたところでもあります。

そんなことで議会、全協につきましては、御説明申し上げ専決処分をさせていただいたということでございます。この間の対応につきましてでございますけれども、そういった事案が発覚いたしましたので全協に報告申し上げます。また、その後の新聞報道等を受けましても、全協に報告をさせていただき、その後の村の調査につきましても、記者会見をしておわびを申し上げ、真相を明らかにしたところでございます。できるだけ親切な対応をしたつもりでございますけれども、そういう中において、議会对応につきまして御指摘のようなことがあれば、また今後そういうことのないようにしてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

続いて、議案第2号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法等の一部を改正する法律等及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかわる地方税の臨時特例に関する法律がそれぞれ平成23年12月2日に公布されたことに伴い、南箕輪村税条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。山崎財務課長

財務課長（山崎 久雄） それでは、細部説明を申し上げます。

今、村長のほうから提案説明がりましたが、今回の改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴う村条例の改正となります。内容としましては、4点ございます。1点目が退職所得に係る個人住民税の10%控除の廃止、それから地方税法の改正に伴うたば

こ税の税率改正、それから所得税法の改正に伴う対応条文の改正、また個人住民税の均等割税率を500円加算する改正と、この4点でございます。

細かく説明申し上げますが、新旧対照表の3ページを見ていただきたいと思います。

最初に、たばこ税の税率の改正ですが、この改正につきましては、法人税率の引き下げによる都道府県と市町村の法人関係税の増減を調整するというものであります。県たばこ税の一部を村たばこ税に移譲するものでありまして、第95条で1,000本につき「4,618円」を「5,262円」に改正して644円分を県から村へ移譲するということとなります。

また、このページの一番下の第16条の2であります。これについては、旧3級品の紙たばこであります。これについて、同様に2,190円を2,495円に改正して305円を移譲するというものであります。施行期日は平成25年4月1日からとなります。

次に、中ほどにあります改正前のところの附則であります。村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の第9条の改正であります。いわゆる退職金のこととなります。今までは特例として所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除していましたが、この処置を廃止する改正ということで削除となります。施行期日は平成25年1月1日からということとなります。

次に、4ページになります。東日本大震災に係る雑損控除額等の特例であります。第22条であります。この条例につきましては、6月に追加をお願いをした条文であります。内容につきましては、災害などにより資産に損害を受けた場合の雑損控除について、本来ですと次年度控除となるものを特例で平成23年度の震災に係る損失も平成23年度に控除できるということのものであります。

今回の改正につきましては、文言の修正や整理などで、所得税法の改正に伴って村条例も改正するというものであります。したがって、内容については大きく変わったものはありませんのでよろしくお願いいたします。

次に、5ページになります。

個人の住民税の税率の特例等の第25条であります。内容としましては、平成26年度から平成35年度までの10年間、各年度の個人住民税の均等割税率を500円加算し、3,000円から3,500円に改正するものであります。この改正の根拠ですが、東日本大震災からの復旧に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が公布されましたのでそれに伴うものであります。

趣旨と目的であります。東日本大震災から復興を図る、東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づきまして、平成23年度から平成27年度までの間に実施する施策の全国的かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用、この財源を確保するために臨時的措置として地方税法の特例を定めるというものであります。

これが今回の改正の理由であります。以上が細部説明となりますのでよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、保育園の定員を増加するための改正であります。園児数は依然として増加傾向にあります。4月からの受け入れ園児数及び平成24年度中途入園園児数がほぼ固まりましたので、定員を上回る三つの保育園の定員をふやし、受け入れ園児数の対応を図るための条例改正であります。

細部につきましては、担当課長及から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第3号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」の細部説明を行います。

人口の増加、とりわけ自然増によりまして保育園の入園園児がここ数年伸びております。平成24年度の入園状況につきましては、先の全員協議会で説明したとおり、南部・中部・南原保育園で平成24年4月1日現在の入園園児が定員を超えてまいりますので、条例の定員をふやすための改正でございます。

議案の最後の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

南部保育園を「130名」から20名引き上げ「150名」とし、中部保育園を「160名」から10名引き上げ「170名」とし、南原保育園を「100名」から10名引き上げ「110名」とするものであります。したがって、5園の合計であります。570名を40名引き上げて610名とするものでございます。なお、この条例については、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議事の都合により、先に議案第24号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第24号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、先に公表させていただいており、また冒頭のあいさつの中でも触れさせていただきましたが、ふるさと雇用再生特別事業補助金並びに緊急雇用創出事業補助金の不適正な受

給につきまして、村をあずかる理事者として今回の監督責任の重さを深く受けとめ、村長及び副村長の給料月額を減額をお願いするものであります。

減額の内容でございます。平成23年3月分の給料月額につきましては、既に100分の3に相当する額を減じておりますが、条例改正といたしましては、その手法としてその規定にかかわらず、平成24年3月及び4月に支給する給料月額から、村長は100分の13に相当する額を、また副村長は100分の11に相当する額を減額するものであります。

村民を初めとする関係各位の皆様方に大変な御迷惑と御心配をおかけし、改めましておわびを申し上げます。今後このような問題が二度と発生しないよう再発防止に全力を尽くす所存でございます。よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします

議長（原 悟郎） これから、議案第24号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 2月21日の声明文もありましたし、先ほども村長言われたとおりでございますけれども、100分の13、100分の11、組織の長としてみずから襟を正してけじめをつけて組織の立て直しを図るといふ、これも本当に責任の一つであるということを思います。

100分の13、100分の11の一応それなりの根拠、5%でもない、また20%でもない、また1カ月でもなく3カ月、6カ月でもない、この13%と11%それと2カ月というのはどうやって決めたものなのかというのをちょっと御教授いただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 責任のとり方としてはいろいろあるわけでありまして。その程度に依じてという、このことになろうかと思っております。今回の事例につきましては、意図的にかたきかたきとか、故意にかたきかたきとか、そういうことはなかった、調査結果ではないという、こういう報告を受けておりますので、それに基づくものと同時に、本村の場合には過去何回も理事者の減額給与というのはありました。そういった事案を参考にさせていただき、10%、8%の2カ月とさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） 4番、小坂です。

質問ですけれど、責任をとられるということで今回この条例を出されるわけですけれど、村側から今回の問題に対する住民への説明、おわびも含めた件で、あらゆるマスコミを通じて声明等をされているかと思っておりますけれども、村側がじかに発行する書面というか、例えば村報もそうなのですけども、そういったものであとケーブルテレビとかもですけども、村側が直接村民におわびした発行物はあるか。なかったら予定はあるか、お尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村からの公な部分につきましては、単独といいますか全社に来ていただきました記者会見、このことが一番大きなおわびといいますか、真相を報告しながらおわびを申し上げたところでございます。

それから、それぞれいろんな会議がございます。その席上、必ずこの件に触れさせていただきましておわびを申し上げたり、あるいは原因を申し上げたりしておるところであります。

そんなことで御理解もお願いしたいというふうに思います。そういった部分でなおかつそういうことが、ということであれば、また検討をしてみたいと思います。よろしくお願ひいたします。それからホームページでも記載をさせていただいておりますので、よろしくお願ひをいたします。

議 長（原 悟郎） 4 番、小坂泰夫議員

4 番（小坂 泰夫） 追加の質問、今の件でですが、今議会で私どもがこの3月定例会で多分議決することになり、またそれを議会側としましては、議会だよりという定例会ごとに発行しているもので、この議案に関しても最低限の説明を載せるであろうと。どういった内容になるかは議会で決めていくわけですけど。それが5月1日に議会だよりとしては多分村民に伝わる形で、開かれた議会を目指すという意味でも報告していくのだと思いますので、できればホームページで記載されているというのは結構ですけど、やはり全村民におわびの気持ちが伝わるということをできれば村側にさせていただきたいと思います。それについてお答えいただければと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 今議会でも、一般質問これからであります。ほとんどの議員からこの問題の質問がなされるのじゃないかというふうに思います。そういった部分を受けまして、村民の皆さんにまたおわびを申し上げていきたいというふうに思っておるところでございます。そんな部分につきましては、検討しながらということをお願いいたします。

議 長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第4号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例及び南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例及び南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、平成24年4月からの村の常勤の特別職の職員及び非常勤の特別職の職員に対する給与及び報酬について、村特別職報酬審議会よりの答申を受け、所用の改正を行う必要が生じたため、提案するものであります。

村長及び副村長にあつては、先の議案により、3月及び4月に支給する給料月額を減額する条例を上程しましたので、本条例では、村長及び副村長については5月から、また教育委員長については4月から支給される給料月額の3%の減額の措置を附則の規定により行うものであります。なお、監査委員の識見者の報酬については、日常の監査業務及び近隣市町村の状況にかんがみ、増額改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原

案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第4号に係ります細部説明を申し上げます。

ただいま理事者の提案説明でも申し上げたとおり、平成24年度の村の常勤の特別職の職員給与及び非常勤の特別職の報酬等につきましては、村特別職報酬等審議会より答申をいただいたところでございます。今回の改正につきましては、答申を尊重し条例の改正を行うものでございます。

それでは、各条項につきましては、新旧対照表により説明を申し上げたいと思います。

初めに、第1条につきましては、南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部改正でございます。給料月額の変更となりますが、村長及び副村長につきましては、5月1日から、また教育長につきましては4月1日から平成25年3月31日までの間におきまして、条例の本則の規定にかかわらず、規定による給料月額から100分の3に相当する額を減額した額とするものでございます。ただし、期末手当及び退職手当の算出基礎となります給料月額につきましては、減額前の給料月額を適用するものでございます。また、改正措置につきましては、附則で特例の項を定めさせていただいております。

続きまして、第2条でございますが、南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。別表第1に提示してあります監査委員識見者の報酬額につきましては、日ごろの監査業務の状況、また近隣市町村との比較におきましては低水準であるとしまして、月額報酬額を10%増額し3万3,400円とするものでございます。なお、それぞれの条例改正の施行日につきましては、平成24年4月1日とするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いします。

議長（原 悟郎） これから、議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を改正するものであります。保険料所得段階の設定につきましては、基準段階に弾力化が適用され、さらに多段階設定が可能となりましたので、介護保険料所得段階を現行8段階から9段階に改正し、平成24年度からの介護制度の改正及び今後3年間の介護給付費を見込み、介護保険料引き上げの改正をお願いするものであります。なお、保険料引き上げにつきましては、村の介護保険支払準備基金を最大限取り崩し、引き上げ額を抑える措置をいたしました。そのことは御理解をお願いいたします。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 続いて細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第5号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」の細部説明を行います。

先ほどの村長の提案理由のとおり、介護保険につきましては、3年ごとに介護保険事業計画と介護保険料の見直しが行われます。平成21年度から23年度までは、第4期の介護保険計画に基づき運営を行っておりますが、平成24年度から平成26年度の第5期介護保険計画につきましては、先月2月8日に策定が行われました。

また、介護保険料につきましては、介護保険制度の改正や高齢者の増加、それに伴う要介護者の増、施設利用者を初めとしたサービス利用料の増加に伴う介護給付費の増などの要因によりまして、来年度からの介護保険料を引き上げるための条例改正でございます。

それでは、議案の2ページ目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条保険料率の1行目ではありますが、保険料の適用年度につきましては、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改めるものであります。

次に、第2条第1号から第7号までと、次のページの附則第12条、第13条については、保険料の額の改正になります。第2条の第7号までと附則の2条をあわせまして、9段階の保険料を設定するというものでございます。

それでは、一番後に資料をつけてございますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、表について説明いたしますと、左から所得段階の対象者、それから第4期、第5期と大きく分かれております。第4期の欄の中に、左から所得段階、割合、本則、附則に分けております。第4期につきましては、所得段階のとおり、八つの所得区分ごとに保険料を分けておりまして、割合は所得段階の5、これは黄色の網かけ部分でございますが、これが基準額になりまして、1から8の所得段階は、この基準額に対し、それぞれ0.5倍から1.75倍の割合で段階ごとの保険料を算出しております。

次に、本則部分を青い太枠で囲ってありますが、この部分を右側の第5期の赤い太枠で囲ってあります金額に改正をするものであります。第4期の本則、青い太枠の右側に附則欄がございます。これは第4期には介護従事者の報酬部分が引き上げられました。引き上げ部分を抑制するために、国から特例交付金が交付されまして、月当たり約30円から90円ほどの引き下げを行いました。附則には、引き下げた額、実際に保険料として徴収した額をうたっております。なお、附則は平成21年度から平成23年度の特例措置としてうたわれておりますので、第5期の改正、今回の改正であります。本則どうし青枠と赤枠の改正になるということです。

第5期につきましては、第1段階が年額2万3,040円を2万7,360円、月額2,280円に、第2段階が第1段階同様の額に、第3段階は、新たに平成24年度から平成26年度までの特例措置により附則で1号ふやし、年額3万4,440円を3万5,640円、月額2,970円に、第4段階は、年額3万4,440円を4万1,160円、月額3,430円に、第5段階は第4期に引き続き、特例措置により附則対応で年額4万800円を4万9,320円、月額4,110円に、第6段階は基準額になりますが、年額4万5,960円を5万4,840円、月額4,570円に、第7段階は年額5万7,480円を6万8,520円、月額5,710円に、第8段階は年額6万8,880円を8万2,200円、月額6,850円に、

第9段階は8万400円を9万5,880円、月額7,990円に改正するものであります。

なお、介護保険料の実質引き上げ額は、基準額で月額790円、引き上げ率は20.90%になります。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長（原 悟郎） これから、議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第6号「南箕輪村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年6月にスポーツ振興法の全部改正となり、スポーツ基本法が公布、同年8月に施行されたことにより、南箕輪村スポーツ振興審議会条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。田中教育次長。

教育次長（田中 聡） それでは、議案第6号「南箕輪村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」の細部説明を申し上げます。

改正の理由は、先ほど村長が申しましたように、スポーツ基本法が施行されたことによりまして、「スポーツ振興審議会」の名称を「スポーツ推進審議会」、「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」と改められたことが主な理由であります。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず、題名のほうですが、「南箕輪村スポーツ振興審議会」を「南箕輪村スポーツ推進審議会」に改めます。趣旨のほうで、「スポーツ振興法」から「スポーツ基本法」ということで改めました。「スポーツ振興審議会」の名前も「スポーツ推進審議会」に改めます。

2条中ですが、「スポーツ振興」という表現を「スポーツ推進」ということで3カ所改めます。

以上で、説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから、議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） ほとんどその内容は変わらないと思うのですが、国の法律の変更の趣旨はどんなものだったのかちょっとお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 田中教育次長。

教育次長（田中 聡） 今までスポーツを「振興」という形で進めていきましたが、今後は「推進」という形で進めていくということで、全体的にはそんなに内容的には変わりはありませんが、柔軟的にスポーツの推進を図っていくということで法のほうが変わったということです。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第7号「南箕輪村信州大芝高原みんなの森設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第7号「南箕輪村信州大芝高原みんなの森設置条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

現行の南箕輪村信州大芝高原みんなの森設置条例は平成17年12月に全部改正されておりますが、その後みんなの森が森林セラピーロードに認定され、現在の利用状況を見ますと、当時とは大きくさま変わりをしてきております。今日の利用実態を踏まえ、さらに利用しやすいみんなの森とするため、一部改正をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 議案第7号「南箕輪村信州大芝高原みんなの森設置条例の一部を改正する条例」について細部説明を申し上げます。

現行条例では、みんなの森の利用者を赤松の小屋の利用者に限った規定がなされておりますが、現在では、大勢の皆さんがセラピーロードでウォーキングをされ、また動植物の鑑賞会等も開催されるようになっております。利用の現況にかんがみ、行為の制限や許可手続等について見直し規定をするものでございます。

まず、改正内容について、新旧対照表により御説明申し上げたいと思います。5ページの新旧対照表をごらんください。

第5条の改正は、これまで赤松の小屋の使用時間及び休日についてのみ規定しておりましたが、みんなの森の利用時間を日中と定め、また赤松の小屋を冬期間も利用できるよう改めるものでございます。

改正後の第6条及び6ページの第7条では、みんなの森の利用者がしてはならない行為や、許可を要する行為について定めております。

7ページをごらんください。

改正後の第8条では、森林整備等の理由による場合、村長が利用の禁止や制限をすることができるとしております。改正後の第9条では、公益的事業等の目的で、村長の許可を

受けて行うみんなの森の占用について定めております。その際の占用料等については、改正後の第10条及び、飛びますが11ページの別表のとおりといたしております。

8ページをごらんください。

改正前の第10条、第12条及び9ページの第13条は、赤松の小屋の使用者に限った制限規定となっておりますが、今改正によりましてみんなの森の全体の制限の規定がなされ不要となりますので削除をいたします。

10ページをごらんください。

改正後の第17条では、指定管理者に行わせる業務として、行為の許可等の業務を加えております。そのほかは条項ずれに伴う変更及び文言の修正等でございます。

次に、4ページをごらんください。

附則におきまして、本条例の施行期日は本年4月1日といたしております。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから、議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

ちょっと教えていただきたいのですが、条例はいいのですが、村内外からかなり利用者がある場所だと思います。その利用する方たちへの周知というのはどういうふうな取り組みをするのか教えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 来年度、一番は植生の関係ですが、規制といたしますか、周知のための看板を設置するような計画がございます。そういった中で、行為の制限等については周知を図っていきたいと思っておりますし、またそのほかのホームページですとか、あるいは広報等を通じての、そういった媒体を通じてのPRということに努めてまいりたいと思っております。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第8号「南箕輪村暴力団排除条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第8号「南箕輪村暴力団排除条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、平成3年に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行され、また平成20年には暴力的要求行為の規制の充実に加え、国及び地方公共団体の責務が追加されました。このことから、長野県では平成23年9月から施行し、また全国の都道府県でも平成23年10月までに暴力団排除条例が制定されました。本村としましても、安全で平穏なむらづくりを推進するため、暴力団の排除を目的とした条例を制定し、地域一体となって社会全体で暴

力団の排除を推進するものであります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第8号に係ります細部説明を申し上げます。

各条項に沿って説明をさせていただきます。

第1条は今理事者が提案説明で申し上げたとおり、本条例の目的となります。第2条では全国的に浸透しております「3ない運動」、暴力団を恐れない、暴力団に資金提供をしない、暴力団を利用しない、この「3ない運動」を基本理念としまして推進していくものであります。

第3条は村の責務となります。村が単体で暴力団の排除を行うのではなく、村民、事業者等の協力、連携を図りながら、排除に関する施策を総合的に推進するものと規定しております。

第4条は、村民及び事業者の責務となります。暴力団の排除に関し、村民及び事業者がそれぞれの役割の重要性を踏まえ協力するよう規定しております。

第5条及び第6条は、村の責務の一つですが、村の事務事業や村の施設の利用制限を規定し、暴力団を排除するために必要な措置を講じるものであります。また、第7条も同じく村の責務となりますが、村が村民に対して行う支援等について規定しております。

第8条は、暴力団の排除に機運が醸成するために、村が必要な広報及び啓発を行うことを定めております。

第9条は、本条例の施行に関し、必要な事項につきましては、村長が別に定めるとする委任規定であります。

附則でございますが、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いします。

議長（原 悟郎） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 非常に暴力行為等を取り締まるということは大事でこの条例はいいのですが、実質的な効果をもたらすためには、暴力団は、おれは暴力団だということで近づくわけではなく、威圧をすとか、怖いなという感じをさせる、そういうことが結局言うことを聞かせるという力になるわけですので、村として、私はもともと暴力団というものが公然と存在することが不思議な社会だという気持ちを持っているのですが、現実的に、広域暴力団ということをよく言われるわけですけども、やはり村にこういう責任を背負わせる以上、警備するほうからも必要な情報とか、村民に対してもただ恐れるなどいっても怖いものは怖いという感覚があるわけですので、そこら辺の情報提供とかきちっとした取り締まりがされる体制というものをやはりしっかりと組んでいく必要があると思うのですが、そこら辺はどんなふうに、村に対する情報提供や警備の支援というものがあるのか。そこら辺をお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 今の質問でございますが、今までいわゆるグレーゾーン、規制に

ちょっと難しかった、そんなようなことがあるかと思います。ただ、ことしの2月28日になります、先月の話になりますけれども、政府では、暴力団排除を進める企業、または住民に対しての報復対策を柱とした暴力団対策法の改正案を閣議決定されております。

この中では、今、言われましたどのような情報提供だとか支援ということなのだと思いますけれども、住民にかわりまたは村にかわり、各地の暴力追放運動推進センター、長野県にもありますけれども、こういったところの組織強化を図られたということでもあります。

その改正の内容でありますけれども、暴力団を排除する企業や住民などを襲撃した際に、例えば、規制の強化をしているということでありまして、全国の公安委員会が特定の暴力団に対する報復行為と認めた場合には、特定危険指定暴力団に指定した上で、当該の暴力団の縄張り地域を警戒区域に設定しながら、その中で不当な要求に対して逮捕できる、こういったようなことの文言を改めたということでもありますので、今後は先ほど言いました県の暴力追放運動推進センターとの連携が必要になると思っておりますので、その点で御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 1 番、百瀬輝和です。

私もこの条例を制定することは大変いいことだなと思っております。その中で村が取り組まなければいけない内容というのがやはり出てくると思っております。例えば、5条の2項の部分なのですが、村が契約をする業者、発注する事業について、例えば、元請は当然だと思いますが、下請、孫請までの名簿の提出をしていただいて、その中ですべて工事関係者の出入りについてチェックをするような体制づくりというのも必要だと思いますので、またそういう内容も検討していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。村としてそこまで考えているかどうかについてお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 契約事項だけではなく、いろんな業務に対してもすべてそういうことが考えられるかと思っております。今後そういう細かい点につきましても、できる限り確認をしながら進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

続いて、議案第9号「南箕輪村療育施設条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第9号「南箕輪村療育施設条例」について提案理由を申し上げます。

昨年9月から西部保育園東側で建設を進めてまいりました療育施設が今月末に完成する予定であります。4月1日から供用開始を行い、本年10月開所に向け準備をしていきたいと考

えております。

本案は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、この施設の設置及び管理について条例で定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第9号「南箕輪村療育施設条例」の細部説明を行います。

本条例につきましては、本則10条から成っております。第1条（趣旨）でございますが、この条例は地方自治法の規定によりまして、設置及び管理につきまして定めるものであります。第2条（設置）につきましては、心身に障害のある児童の機能回復訓練及び生活指導を行い、児童の育成を支援するための施設であります。

第3条（名称及び位置）であります。名称を「南箕輪村療育施設たけのこ園」位置は「南箕輪村1815番地4」とすることを規定しております。

なお、「たけのこ園」の名称につきましては、一般に名称を募集いたしまして、全部で62件の応募がありました。2月17日に療育施設の運営検討委員会でこの「たけのこ園」を決定いたしまして、2月21日に理事者の最終決定をいただいたところであります。なお、「たけのこ園」の名称理由でございますが、タケノコという節目ごとにすくすくと伸びる、成長することをイメージしております。また、近隣の市町村の療育施設の名称とのバランスをとった名称ということで御理解をお願いしたいと思います。

第4条（管理）は、「村長が管理する」と規定してあります。第5条（休園日）は、南箕輪村の休日定める条例第1条に定める休日とする。ただし、村長が必要と認めるときは、変更することができる」と規定しております。

第6条では、（利用の許可）を、第7条では、（利用者の範囲）を、第8条では、（利用許可の制限）を、第9条では（損害賠償等の義務）を、第10条（委任）では、本条例の施行に関し、必要な事項を別に定める委任事項を規定してあります。なお、附則で施行日を平成24年4月1日としてあります。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 児童の育成を支援するということなのですが、一応当面保育園へ行っているお子さんとか、学校へ行っているお子さんというイメージがあるのですが、村の中で養護学校を出て、それで障がい者支援センターへ行って作業をすることもできないお子さんのお母さんからちょっと聞かれたのですが、そういったお子さんも通えるようにというようなことで、児童の意味を18歳というようにとっていいのでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） この施設につきましては、基本的にはゼロ歳から就学前6歳までのお子さんを考えてございます。これにつきましては、障害者自立支援法で児童デイというふうなうたわれておまして、この部分につきましては18歳未満ということになってお

りましたが、児童福祉法の一部改正によりまして、児童デイの部分が児童福祉法の一部改正に移行することに伴いまして、6歳までのお子さんというふうに位置づけられました。小学校以上のお子さんについては、放課後学童クラブを使いなさいと法律が改正されておりますので、この施設につきましては、6歳までのお子さんが該当するというふうにしたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

続いて、議案第10号「地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第10号「地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、一括法が昨年公布され、地方自治体の条例や体制整備が必要なものに関しては、平成24年4月1日が施行日となるため、関係する条例を整備するものであります。

第1条では、南箕輪村公民館設置管理条例の一部改正について、社会教育法の一部が改正されたことにより、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準について、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を新たに加えるものであります。

第2条では、南箕輪村図書館条例の一部改正について、図書館法の一部が改正されたことにより、図書館協議会の委員の任命基準について具体的に明記するものであります。

第3条では、南箕輪村営住宅管理条例の一部改正について、公営住宅法及び公営住宅法施行令の改正により、公営住宅の入居資格者に関する規定の一部が廃止されます。本村の村営住宅管理条例での入居者資格につきましては、この廃止となる規定を適用しており、今後も現行の入居者資格を継続して運用するため、現在適用している規定内容を規則に定めることとし、条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 次に、細部説明を求めます。田中教育次長。

教育次長（田中 聡） それでは、細部説明をさせていただきます。新旧対照表の第1条をごらんいただきたいと思っております。

南箕輪村公民館設置管理条例の一部改正ですが、これについては、公民館運営審議会の関係、第3条の2項ですが、委員の基準を新たに「家庭教育の向上に資する活動を行う者」というものを新たに加えるものであります。

続きまして、第2条のほうで、南箕輪村図書館条例の一部改正ですが、これについては、

第5条のところに（協議会）というところがありまして、以前は5条1本でそれぞれ定数等を定めておりましたが、今回を機に3項に分けました。2項のところに、具体的に図書館協議会についての任命基準を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する」ということで、新たに基準を明記して条文を整備するものであります。

いずれも4月1日からということに施行日がなっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、続きまして第3条、南箕輪村営住宅管理条例の一部改正の細部説明を申し上げます。

先ほどの村長の提案説明にありましたように、この改正につきましては、公営住宅法及び公営住宅法施行令の入居者資格に関する規定が改正となりまして、同居親族がいる世帯に入居を認める規定の同居親族要件とありますが、これと単身入居を認める資格要件の規定が廃止をされます。この廃止をされる部分につきましては、各自治体が独自に定めるということになりますが、本村の条例につきましては、現行の公営住宅法を適用しまして、同居親族要件を規定しております。また、入居が認められております単身者の入居資格につきましては、公営住宅法施行令に定めるものとして規定をしているところであります。

現在の村営住宅につきましては、全戸が家族向けでありまして、単身者の入居には適さないという間取りとなっておりますので、同居親族要件は従来どおり条例の中に残し、また単身者の入居資格については、規則で定めることとしまして、条例の一部を改正するものであります。

それでは、最後のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。入居者の資格としまして、第5条で単身者の入居資格につきまして、改正前、「令第6条第1項で定めるもの」として規定しているものであります。この令、公営住宅法施行令の第6条第1項の規定が廃止となりますので、改正後のとおり、「規則で定めるもの」ということに改めるものであります。

なお、附則としまして、平成24年4月1日から施行をするというものでございます。

以上で、第3条の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから、議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「南箕輪村水道事業及び南箕輪村下水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第11号「南箕輪村水道事業及び南箕輪村下水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は議案第10号と同様に、地域主権改革一括法の公布に伴い、地方公営企業法の一部が改正されることによる新たな条例の制定であります。現行の地方公営企業法では、決算処理における利益及び資本剰余金の処分方法について規定されておりますが、法律の改正により、その規定の一部が廃止されます。利益及び資本剰余金の処分につきましては、この廃止となる規定に基づき処分を行っており、今後も同様に利益及び資本剰余金の処分を行うため、現在の処分方法に基づいた規定とすることとし、処分に関する条例として定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。藤田建設水道課長

建設水道課長（藤田 貞文） 議案第11号「南箕輪村水道事業及び南箕輪村下水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例」の細部説明を申し上げます。

この条例の制定につきましては、地方公営企業法の一部が改正をされ、決算処理における利益及び資本剰余金の処分方法に関する規定の一部が廃止をされます。上下水道事業では、この規定に基づきまして、利益及び資本剰余金の処分を行っており、今後も同様に処分を行うため、現行の処分方法に基づいた規定内容としまして、新たに条例を定めるものであります。

それでは、条例本文をごらんいただきたいと思いますと思いますが、第1条になります。（目的）としまして、上下水道事業におきまして、毎事業年度に生じた利益及び資本剰余金の処分及び欠損の処理について、必要な事項を定めるというものでございます。

第2条では、（利益の処分）について規定をするものであります。第1項で利益のうち、欠損金を埋めたのちの残額の20分の1以上を減債積立金として積み立てなければならないとするものであります。

第2項では、減債積立金を企業債と同額まで積み立てしている場合には、利益の20分の1以上を利益積立金として積み立てなければならないとするものでございます。

第3項では、減債積立金を積み立てた後に、まだ利益の残額がある場合には、その残額の全部また一部を建設改良積立金として積み立てることができるとするものでございます。

第4項では、各積立金の使用目的と、使用目的以外に使用する場合は議会の議決について規定をするものであります。

続いて裏面のほうをごらんいただきたいと思います。

第3条（資本剰余金）であります。資本剰余金の処分につきまして、その積み立て方法と、損失が生じた場合に、取り崩しをして使用することができることについて規定するものであります。

第4条（欠損の処理）では、欠損の処理方法につきまして、その埋め立てのために充当できる積立金等の種類及び充当順について規定をするものであります。

第5条（委任）では、管理者への委任事項を規定するものであります。

附則でございますが、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、第11条の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

ただいまから午前10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審査を続けます。

議案第12号「平成23年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「平成23年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、村税を初めとした歳入見込み額の調整と、歳出では、事業の完結等に伴う不用額の調整が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,177万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を57億8,610万7,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。加藤副村長。

副村長（加藤 久樹） 細部説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、全項目にわたりまして、不用額関係が主な減額となっているところでございますが、そのほかに、人事院勧告によりまして、職員の給与関係、それから議会の議員選挙が本年度の最初にあったために、議員の皆様方の報酬、期末手当等が変更になっておりますので、最初に58ページ、給与費明細書になりますが、ごらんいただきたいと思います。

まず、特別職の関係でございます。比較のところでごらんをいただきたいと思いますけれども、その他の特別職で、人数で40人の減となって金額で119万9,000円これが減額となっておりますが、これは、各委員の出席の実績に基づく減額でございます。議員の皆様方の報酬4万4,000円の減となっております。期末勤勉手当、これが167万1,000円の減であります。これにつきましては、4月改選がございまして6名の議員が新しくなりましたことにより、この4月が満額支給となっておりますので、その減額でございます。

なお、共済費の欄でございますが、18万9,000円増となっております。これは一般職にもございますが、共済組合法の改正がございまして、基礎年金への拠出金の負担率が変更になって増額になったと、こういうことからの変更でございますので、人件費のあるところはずべてこういったものが関係してきております。

続いて、一般職の関係でございます。人数に変更はございません。給料で42万円の減額でございますが、人事院勧告によりまして、平均の0.23%給料が引き下げられました。それによる減額、それから職員手当が304万6,000円でございますが、職員手当の内訳はその下の欄

に記載をしてございますのでごらんをいただきたいと思います。共済費で599万円の増額でございしますが、特別職のほうで申し上げましたように、基礎年金への拠出金分の法律改正に伴う増額と、こういうこととでございます。人件費各項にわたっておりますので、お願いをいたします。

それでは、歳出から申し上げます。24ページをごらんいただきたいと思います。

3の歳出でございます。01款議会費であります。01010議会事務であります。203万7,000円の減額でございます。先ほどの議員の皆さんの報酬を初めといたしまして、共済費で13万円増額、それ以外につきましては、人件費、需用費、備品購入等すべて減額となっております。

次のページにまいりまして、02款総務費であります。0201の一般管理事務では、419万円の減額でございます。04の共済費で71万2,000円増額してございます。そして、11の需用費で41万1,000円の増額。この需用費につきましては、職員の作業着、ヘルメット等、これは4月採用する職員に対応をするものでございます。本年度中に買っておく必要があるということでございまして、共済費、需用費でそれぞれ増がございしますが、それ以外についてはすべて不用額ということでございます。0202の調査管理事務でございますが、29万円の減額でございます。役務費で新たに完成をいたします療育施設、これを本年度中に建物共済に加入することから6万9,000円増額をお願いいたしますが、それ以外は減額となっております。

次のページの0210の文書広報事務でございますが、87万7,000円の減額すべて不用額でございます。0220の財政管理事務でございますが、04節の共済費以外はすべて不用額となっております。0241財産管理事務でございます。39万円の減額、すべて不用額でございます。

次のページへ参りまして、0252の防犯灯の施設整備事業でございますが、37万5,000円増額でございます。修繕する箇所、何カ所か出ておりますので、増額補正をし早急に対応するものでございます。0258の南信交通災害共済事務であります。こちら増減はございませんが、それぞれの節間での移動ということで、需用費に充てるものでございます。次の0242の地域づくり推進事業では、107万円の減額となっております。すべて不用額でございます。0221の企画調整管理事務、39万1,000円の増額でございますが、広域連合の負担金それからこれが生活交通路線ということで、伊那バス西箕輪に対する補助をしておりますが、これが6万3,000円の減額、差し引きで39万1,000円の増でございます。0208の情報管理事務であります。こちらにつきましては、14節の使用料以外すべて減額、不用額でございます。14節の使用料につきましては、複合機、これの使用枚数がふえたことによるレンタル料の増額でございます。0215の消費者行政活性化事業でございます。こちらにつきましては増減はございません。節間の移動で不用額を需用費へ回すというものでございます。

次のページの0260事業であります。税務総務事務で64万3,000円の増額でございます。給料は減額でございますが、職員手当として15万1,000円の増、需用費の書籍追録代等で増となっております。共済費は先ほど申し上げた理由でございます。次の0261の賦課徴収事務であります。71万2,000円の減額でございます。情報センター負担金の減となっております。0265の戸籍住民基本台帳事務であります。63万8,000円の減額でございますが、共済費の増額以外は不用額となっております。0270の選挙管理委員会事務で19万6,000円の減額であります。すべての節が不用額でございます。0282の統計調査事務であります。2,000円の

増額でございますが、村勢要覧の印刷でございます。次のページをおめくりいただきまして、0299の監査委員事務であります。1万9,000円の減額、不用額でございます。

次のページの03款民生費であります。0301事業でありますが、社会福祉総務事務で308万8,000円の減額でございます。給料、職員手当は増額になっておりますが、ここでは1名職員の年度中途の異動がございまして、0340事業が減額になり、こちらで給料を持っておりますので、こちらがふえております。そのほか共済費は先ほど申し上げた理由による増、工事請負費で184万8,000円の減額となっておりますが、本年度松寿荘の浴槽改修工事をいたしました。入札差金と当初の予定と工法等も変更になってまいりましてその減額でございます。そのほか大きなものでは、扶助費で298万3,000円の減額となっております。寝たきり老人の介護者手当給付金不用額、これらが大きなものでございます。0302の福祉医療費の給付金事業であります。362万1,000円の増であります。この主なものは、20節扶助費でございますが、重度心身障がい者医療給付事業、村単の低所得老人の事業、母子父子医療給付事業、これらの増額でございます。

次のページにまいりまして、0306の障がい者福祉事業で3,630万円の増額でございます。主なものは、20節の扶助費でございますが、自立支援給付費、地域生活支援事業給付費、これらで3,637万円増額補正をお願いするものであります。次に、0315の国民年金事務であります。26万4,000円の減額であります。共済費以外は不用額で減額でございます。0311の介護予防地域支え合い事業で34万5,000円の減額、すべて不用額でございます。次のページにまいりまして、0316老人福祉総務事務で620万6,000円の減額であります。主なものは、19節の負担金、補助及び交付金で、ふれあいの里地域交流施設補助金、この不用額が300万円、さらに繰出金のところでございますが、介護保険事業の特別会計への繰出金、これが369万1,000円不用額、これらが主なものでございます。次に、0317社会福祉協議会委託事業でございますが、これは財源組み替えということでございまして増減数字はございません。次の0318老人クラブ活動助成事業で3万8,000円の減額でございます。老人クラブ補助金の不用額でございます。0322の老人福祉総合対策助成事業で、56万7,000円減額でございますが、高齢者にやさしい住宅改良補助金の不用額となっております。0327老人保護措置事業であります。156万7,000円の減額でございます。20節扶助費の養護老人ホーム入所費の不用額、これが主なものでございます。次のページの0328高齢者の生きがい対策推進事業でございます。13万5,000円減額でございますが、伊那広域シルバー人材センター補助金の不用額でございます。次の0330児童福祉総務事務で、21万3,000円減額でございますが、給料で6万6,000円一部増額でございますが、これと共済費の増額以外は不用額としての減でございます。0332の子ども手当給付事務であります。2万6,000円の減、情報センター負担金の不用額でございます。0340の保育園運営事業で1,032万3,000円の減額でございます。先ほど0301事業で給料の増額がございましたが、その1名分ここで移動をかけておりますので、給料、職員手当ではそこにお示しをした額が減額となっております。そのほか、13節の委託料で、西安幼稚園の交流委託料という形で本年向こうから来ていただく年でありましたけれども、お見えにならなかったということで、こちらを減額させていただく。それから、保育園太陽光発電設備の工事設計監理委託料、これにつきましても不用額ということで減額でございます。15節の工事請負費539万7,000円、保育園の太陽光発電設備の設置工事費、工事費が低く抑えられたために減額とするものでございます。0342の心身障がい児の通園事業で456万円の減

額でございます。この中で増額する分が11節需用費で25万円、18節の備品購入費で100万円が増額をお願いすることになっておりますが、本年度中に準備をしておきたい備品、消耗品がございますので、増額させていただいて3月中に用意をするものでございます。そのほか委託料では350万円の減額であります。母子通園の訓練施設通園委託料ということで、他の市町村へお願いをしている皆さん方の分の不用額、療育施設の建設工事設計監理委託料、これはいわゆる事業結果により減額でございます。工事請負費で231万円、療育施設の関係の減額分の不用額でございます。一番下の0350災害救助事務でございますが、2万1,000円不用額でございます。

次へ参りまして、04款の衛生費であります。0400の保健衛生総務事務で330万4,000円増額でございますが、主なものは19節の負担金、補助及び交付金で伊那中央行政組合病院費負担金381万3,000円の増額、これが主なものでございます。0401予防事業では58万6,000円の減額でございます。大部分が不用額でございますけれども、次のページの13節委託料で予防接種委託料ということで、高齢者の皆さん方のインフルエンザの予防接種、この希望が多かったために33万円、こちら増額をお願いするものでございます。0402の保健指導事業で5万8,000円不用額でございます。0403の健康増進事業は55万4,000円の減額でございます。すべて不用額であります。0406市町村母子保健事業17万円増額でございますが、主なものとしたしましては、13節の委託料で妊婦健康診査委託料ということで、当初150人分を見込んでおりました。1人14回分の補助をしているものでございますけれども、160人分という予定で10人分をふやすものでございます。0407の環境衛生事業で52万5,000円増額でございます。19節の負担金で住宅用新エネルギーの施設の設置補助金の申請要望が多いために増額をするものでございます。0408の墓地公園事業で67万円の減額でございます。南部墓地公園、大泉墓地公園、それぞれ工事をしておりますが、この不用額でございます。0409の排水処理対策事業で、142万1,000円の減額でございますが、合併浄化槽の補助金不用額でございます。一番下になりますが、0410清掃総務事務で1,442万6,000円の減額でございますが、主なものは、19節のし尿処理の施設運営負担金、これが285万2,000円減額、廃棄物最終処分場管理費負担金1,157万4,000円、この減が主なものでございます。次のページへ参りまして、0411の塵芥処理事業であります。1億300万8,000円の減額となっております。13節の委託料で9,388万円の減額となっておりますが、その主なものはその一番下の欄にあります南原住宅団地焼却灰、この関係の9,000万円、これが本年実施に至りません、延びますのでこの減額が主なものとなっております。負担金、補助及び交付金で912万8,000円の減額でございますが、伊北環境組合への負担金不用額、上伊那広域連合負担金不用額、それから南原住宅団地焼却灰残土処理の不用額、これは設計監理料の関係でございますが、それぞれの不用額となっております。

06款の農林水産事業でございますが、0601農業委員会事務で5万3,000円の増額でございます。職員手当、共済費、異動がございました増でございます。0604の農業総務事務で15万円の増額でございます。共済費増でございますが、そのほか減となっております。差し引き15万円の増となっております。0605の農業振興事業では5万円の減額でございます。備品購入費で味工房のフライヤーほか今年度購入をいたしました。こちらが30万円の減額、地域果実振興総合対策事業の補助金でございまして、これは苗木導入の補助でございますが、25万円増、差し引きで5万円の減となっております。

次のページの0606の水田農業水量調整円滑化推進事業でございますが、19万7,000円の増額、電算委託料の関係でございます。0612の農業振興地域整備事業で3万円の減額でございますが、協議会の報償費不用額でございます。0630農地総務事務で6万3,000円の増額でございますが給料で2,000円の減額、その他が増額、差し引き6万3,000円増となっております。0631の村単独土地改良事業では、18万円の増額でございます。負担金と補助金、西天竜の土地改良区の関係でストックマネジメント事業の関係、それから水路改修の補助金等の関係、負担金は40万円減、補助金は58万円増で差し引き18万円が増となっております。0638の下水道事業関係繰出金であります。1,200万円の減額であります。農業集落排水事業分の繰出金、これの不用額となっております。次に0642の戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業23万円の減額でございます。大泉の上井水路の改修の関係の設計委託関係、それから工事費、これの不用額でございます。0635の西部開発振興事業で6万円の減額でございます。適正化事業の不用額でございます。0651の林業振興事業で423万1,000円が減であります。主なものは需用費で148万1,000円の減額、これは一番下にあります細節の09の医薬材料費であります。大芝のアカマツ樹幹注入の薬剤、これが入札によって安くなったために不用額となったものでございます。委託料で300万円、これは大芝の村有林の整備、間伐関係の委託料不用額が200万円、それから、先ほどのアカマツの樹幹注入をする委託料でございますが、こちらも入札による減、不用額でこれが主なものでございます。

次に、07款の商工費でございますが、0702の商工振興事業で、65万1,000円の減であります。工場用地の購入費、塩ノ井中田地区の用地の関係でございますが、不用額であります。次に0703の観光振興事業であります。149万1,000円減額であります。主なものは15節の工事請負費で愛の鐘の周辺花壇、これの整備予定でありましたけれども、こちらにつきましては公園全体を精査する中で、事業を平成24年度に繰り延べしたために減額とするものでございます。

08款の土木費であります。0801の土木総務事務であります。149万9,000円の減額でございます。人件費以外では、各団体等への負担金の不用額、これが主なところでございます。0803道路維持事業であります。417万4,000円の増額でございます。主なものにつきましては需用費の221万5,000円、道水路の修繕等、傷んでおりますのでこちらをお願いするものでございます。そのほかでは備品購入費でダンプに設置をいたします備品代185万4,000円でございます。次のページをごらんいただきたいと思いますが、0806の国庫補助道路改良事業であります。183万2,000円の減額、主なものは補償、補填及び賠償金であります。村道6号線及び10号線の電柱移転等の補償費の不用額でございます。0810の河川総務事務であります。8,000円の減額、これは天竜川の同盟会への負担金不用額であります。0812の村単河川改修事業であります。577万3,000円の減額でございます。こちらは委託料、それから工事費とも沢尻地籍の戸谷川の関係になります。沢尻地籍といいますか、南原地籍に一部入りますが、大型農道を戸谷川が横断しているそのすぐ上になるわけでありまして、これは面地への影響が非常に大きいと、こういうために設計協議いろいろ詰めておりますが、まだ完全にこの設計協議が整いませんので、工事について平成24年度にお繰りをするものでございます。0820の都市計画総務事務で3,396万3,000円減額であります。主なものは公共下水道事業への繰出金でございます。0823の村単公園整備事業、37万4,000円でございますが、工事請負費の関係の不用額となっております。0830の住宅管理事業であります。77万7,000円減額で

ございます。耐震補強事業関係の補助金不用額でございます。

次に、09款の消防費であります。0902の非常備消防事務で58万1,000円減額でございます。主なところは報酬、報償関係がそれぞれ不用額で減額となっておりますが、需用費のところでは76万円増額をお願いしております。消防団安全対策設備ということで、新規の補助事業がございまして、団員が装備をします夜間活動用のヘッドライトを購入する予定ということで3分の1補助がつく事業、これがありましたので、これを導入するものでございます。0910の消防施設整備事業では5万5,000円減額でございますが、備品、公課費等の不用額でございます。

10款の教育費になりますが1001教育委員会事務で4万5,000円減額、これは旅費の不用額であります。1002の教育委員会事務局事務で196万5,000円増額でございます。給料で118万9,000円、共済費で71万円、役務費で9万円の増額、それ以外職員手当は減でございます。1003の教員住宅管理事務でございますが、こちらは財源組み替えによるものでございます。次の1005の教育振興事務で4,000円の減額、これは報償費で47万3,000円大きく減が出ておりますが、次のページの需用費の関係をごらんいただきたいと思っております。ここで31万9,000円増がありますので、これらの差し引きとなっております。需用費の主な増の内容は修繕料ということでスクールバスの修繕料30万円、これが主なものであります。1010の南箕輪小学校管理事務であります。158万円の減額であります。主なものは使用料及び賃借料、ここで事務機関係、パソコン、こういったものの減額、これが主なものでございます。1017の南部小学校の管理事務で56万7,000円の減額であります。需用費、役務費、使用料ともに不用額となっております。1009の小学校教育振興事務で10万円減額でございますが、就学援助費の不用額でございます。1013の給食センター事業で88万6,000円、主なものは07節賃金の不用額でございます。1019の南部小学校給食事業では、12万2,000円人件費分の減額でございます。次のページへ参りまして、1020の中学校管理事務で114万5,000円減額となっております。報償費、需用費、使用料ともに不用額の減額でございます。1025の英語指導助手招致事業、これは財源組み替えでございます。1022の中学校教育振興事務で100万円の減額でございますが、就学援助費、こちらも減額となっております。1023の中学校改築事業であります。300万円の増額補正をお願いするものであります。中学校の音楽室の内部改修工事というものがございまして。これは3カ年計画で平成24年度に計画をしていたものでございますけれども、国庫補助で森林林業木材産業づくり交付金、こういった補助がございまして。これが本年度導入できる見込みになりましたので、予算的には繰越明許措置扱いになりますけれども、本年度増額補正をここでお願いをしますと、こういうことでございます。次に1030の社会教育総務事務であります。財源組み替えであります。1040の公民館総務事務で30万8,000円の減額であります。負担金、補助及び交付金で分館改修事業の補助金不用額でございます。1050の青少年健全育成推進総合対策事業では、332万1,000円減額であります。人材育成派遣事業の委託料320万円減でございますが、昨年2月22日ニュージーランド地震が発生をいたしまして、この中学生の派遣先がニュージーランドであるということから、平成23年度は中止をしたところでございます。そのほか、南部小、南箕輪中で人材育成事業を実施しておりますが、これに対する不用額等でございます。1055の文化財保護事業であります。110万円の増額でございます。大芝高原に古代人住居、これがございましてけれども、大分傷んできているということで補修についてもお金もかかる、それから火災の心配と、こういうものがござ

います。そういったことから、文化財専門委員会の皆様方にお計らいをいたしまして、その結果解体と、こういう結論をいただきましたので、解体をするものでございます。4月からまた公園利用が始まりますので、その前の3月中に処理をしたいということでございます。1058の社会教育施設事業であります、60万円の減額であります、村民センターの光熱水費の減額、それから清掃業務の委託料の関係の減額、これらが主なものであります。1059の図書館管理事業で60万円減額でございますが、司書の賃金の不用額でございます。1060の保健体育総務管理事務で、27万1,000円増額でございますが、13節の委託料で総合型地域スポーツクラブ、わくわくクラブへの委託料であります、年度中途新たな事業が入りましたので、その分を増額するものでございます。1063の大芝公園管理総務事務でございますが、980万円の増額でございます。大芝の湯、燃料の高騰によります指定管理料、それからマレットゴルフ場ほか大規模改修関係の工事費、これらでございます。

12款の公債費で1202の起債利子償還費であります、500万円の減額でございます。長期債の利子償還費の不用額でございます。14節の予備費につきましては、1億9,364万2,000円増額でございますが、財源調整となっております。

歳出は以上であります。

8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入になりますが、2の歳入、01款村税であります。冒頭村長のほうから申し上げましたけれども、法人税につきましては、3,500万円増額をするものでございます。村内大手のほとんどが決算期を迎えてほぼ数字が確定してきたことによるものでございます。固定資産税につきましては、滞納繰越分を100万円増額でございます。これは滞納整理機構へ委託をしたものが約70万円でございます。その他は職員によります年末徴収によってのものが約30万円、100万円の増額でございます。ここでは、100万円増額をしておりますが、この補正予算作成後、年度末の対策ということで、担当課中心にかなりこの滞納整理に力を入れまして、このほかに全体で170万円ほどさらに滞納繰越分の処理が見込めている状況でございますので、御報告をしておきます。次に、村たばこ税でございます。600万円減額であります。こちらは7号補正で1,700万円増額させていただきましたけれども、12月以降、急激にこの金額が落ち込んできておりますので、600万円減額をさせていただくものでございます。したがって、当初からは1,100万円の増と、こういう形になります。次に、入湯税の関係で100万円の減額でございます。平成22年度で4,686万3,000円ということで、約31万2,000人、これが入となったところでございまして、平成23年度につきましては、若干多目にとということで、4,700万円を見込んだわけでございますけれども、3月に発生した震災以降、4月、5月等も期待ほどは伸びていないと、こういうことで、実績では前年を上回っているところでございます。2月末で大芝の湯のほうで1,490人ほど前年を上回っておりますが、大芝荘のほうで1,124人ほど前年より下回っております、ここで差し引きほぼゼロというような形になってまいりまして、余り増が見込めないということから、減額をするものでございます。

次に、02款の地方譲与税であります、こちらにつきましては、制度的にはもう廃止をされておりますが、過去の滞納分、これが国のほうから交付されてくる部分がございますので節項を設けるために一応ここに設けたものでございます。

06款の地方消費税交付金でありますけれども、前年実績からの見込みとこういうことで669万1,000円の増額をするものでございます。

次に、07款のゴルフ場利用税交付金であります。30万円の減額でございます。景気低迷によりましてゴルフ場の利用者が減ってきているということから、減額とするものでございます。

08款の自動車取得税交付金は170万円減額であります。これまでの見込み、これから推測をした金額でございます。

12款の地方交付税、こちらも冒頭村長のほうから申し上げました特別交付税分4,000万円の増額でございます。普通交付税は既に確定を12億5,400万円余で確定をしております。

13款の交通安全対策特別交付金であります。30万円の減額でございます。

次に、14款の分担金及び負担金であります。分担金の04目衛生費分担金で9,000万円の減額でございます。こちらは歳出の0411事業と連動しておりますけれども、南原住宅の団地の焼却灰処理に係る部分でございます。次に、負担金の02目総務費の負担金で3万円の減でございますが、総務管理費の係の負担金減でございます。民生費の負担金で138万1,000円減となっておりますが、老人福祉費負担金でございますが、63万3,000円の減額、それぞれその項目にございますように、若干の増減はありますが、全体としては減。それから児童福祉費負担金、広域入園児の係の負担金、これが減となっている、これが主なものでございます。次に、衛生費負担金であります。232万5,000円の減額であります。南原住宅団地の焼却灰の係の設計監理分、これも0411事業と対比するものでございますが、減額であります。次の教育費負担金であります。160万円の減額でございます。ホームステイを中止したことによって、個人負担分、これが入ってまいりませんので減額するものでございます。

次に、15款の使用料及び手数料で、08目の土木使用料で21万2,000円の減額、これは村営住宅に1室空室ができたこと、こういったことから使用料が減額となるものでございます。

次に、16款の国庫支出金であります。民生費の国庫負担金で1,665万3,000円の増であります。主なものは04節の障がい者福祉費の負担金ということで、障がい者の方の福祉サービス、これが増となりました。これによるものでございます。次に、国庫補助金で、民生費の国庫補助金が597万7,000円減額であります。児童福祉費補助金で、二酸化炭素排出抑制対策事業と、こういうことで太陽光発電の係、この減額でございます。老人福祉費補助金で300万円の減額、地域介護福祉空間、これは北原にあります民間の施設の事業でございますが、今年度こちらにつきましても実施を見合わせると、こういうことでございますので、これを減額とするものでございます。次に、農林水産業費補助金で120万円増額でございます。先ほど出のところの中学校費のところでも申し上げました中学校の音楽室の床等、木材を使った事業の改修、これの補助金120万円あります。土木費国庫補助金であります。335万1,000円減額でございます。社会資本整備総合交付金事業量減に伴う減額でございます。次の消防費国庫補助金、26万6,000円、出の消防のところでも申し上げました消防団員が装備をするライト等の係の補助金でございます。教育費の国庫補助金で100万円の減額でございます。小学校、中学校、それから教育費、その他の係の減額となっております。次に委託金であります。03の民生費委託金で1万円の増額でございます。児童扶養手当、これの増でございます。

次に、17款の県支出金であります。民生費の県負担金833万8,000円の増額となっておりますが、障がい者自立支援給付事業の増額でございます。次に、総務費の県補助金で、929

万7,000円の減額でございます。緊急雇用創出事業交付金、本年度4事業を減額変更の申請をすることにより、減額となるものでございます。民生費県補助金79万9,000円の増額でございますが、福祉医療費給付事業補助金の増等が主なものでございます。土木費県補助金では、27万円減額であります。住宅・建築物等の耐震改修促進事業の補助金でございます。民生費委託金でございますが3,000円、民生児童委員の委託金減でございます。

18款の財産収入の関係であります。198万円の増額でございます。墓地公園の貸し付けの関係、それから、教員住宅の貸し付け関係、これらが増となっております。

次のページの寄附金ありますが、一般寄附金で110万円の増額でございます。ふるさと納税等ございまして、これまでふるさと納税では18人、25万円をふるさと納税としていただいております。そのほか1万円から最高では30万円ほどの寄附をいただいている方がございます。約30人分の増でございます。

次に、20款の繰入金の関係であります。人づくり基金繰入金は102万1,000円の減額でございます。これはホームステイ事業が中止になったことからこちらを減額するものでございます。福祉基金繰入金で3,400万円の増額でございます。保育園運営事業の関係で2,600万円余、それから心身障がい児通園事業795万円余、これを充当するものでございます。

次に、22款の諸収入であります。雑入で49万4,000円の増であります。それぞれそこにお示しをしてあります。一つ一つ額は小さいわけですが、雑入がございました。各項目のとおりでございます。

細部説明は以上でございます。

議長（原 悟郎） それでは、これから議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 庁舎管理のことについてちょっとお聞きしたいのですが、きょう雨が大分降ったわけですけど、入り口に大分雨がもっているというような状況。それからまた別の部屋も天井にしみがあるというような、そういうことが起きているわけです。来年度190万円ぐらい補修があるが、それがどういう状態かはそのときに聞くとして、こういう管理をどのようにやっているのかお聞きします。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） きょうもこの入り口にバケツを置いて対応させていただいておりますが、庁舎は大分古くなってきております。老朽化しておりまして、どうしても目地だとかクラック、そういったところが入ってきておりまして、原因が特定できませんけれども、こういったような状況があります。

今回も、この雨につきましては、専門の業者に見てもらっていただいておりますけれども、どうしても、どこから起こってくるか。この原因がわからないということでもあります。側壁につきましては、シールを張って防御をしたわけでありまして、どうも天井の関係とか、その上の上部の関係につきましては、まだまだわからない点がありますので、今後さらに見ながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 丸山です。お願ひいたします。

33ページ、障がい者福祉事業が20節扶助費のところでは3,463万7,000円という、自立支援給付費という、ちょっと説明を聞きもらしているかもしれませんが、このちょっと内容を教えていただきたいというのと、この事業は、歳入のほうで言われる17ページの民生費国庫負担金の04節にある1,727万8,000円という自立支援給付費負担金との関連があるのかどうなのか。ちょっと教えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、扶助費の関係でありますけれども、3,637万円の大幅な増額補正をさせていただきました。これにつきましては、自立支援給付費と、それから地域生活支援事業ということで、自立支援法のサービスによる給付費ということであります。この金額につきましては、それぞれのサービスを受ける方がふえたということで増になるわけですが、この4分の3につきましては、4分の2が国からの補助、4分の1が県からの補助、残りの4分の1が地元の市町村の負担という形で、ここに財源内訳で2,680万3,000円、これが4分の1相当になる国県の補助の金額になるわけであります。

6 番（丸山 豊） だから関連があるということですか。

住民福祉課長（清水 麻男） はい。関連があります。国と県それぞれ4分の2と4分の1がそれぞれ負担金と補助金という形で入になってくるというものでございます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はありますか。

9 番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 34ページの負担金、補助及び交付金の、ふれあいの里地域交流施設補助金不用額の内容と、それから西安幼稚園の交流委託料が不用額となったその理由。それで西安幼稚園との交流をもっと深めてほしいという住民の声も聞いていますが、現状についてもお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） まず、34ページの0316事業の19負担金の補助金であります。このふれあいの里地域交流施設の補助金につきましては、昨年9月に北原にふれあいの里ができて、これは地域密着型ができて、その後、地域の住民の方たちの交流施設をつくるという計画で、これは備品でございますけれども、300万円、県から補助金として来て村がその金額そっくりふれあいの里のほうにお渡しするというものであります。当初完成する運びで計画をしておりましたが、大震災の関係等でなかなか建物の関係ですけれども、ものが入りづらくなってきているということで、建物自体の完成が延びてしまったということで、まだ着工の見通しが立っておりませんので、平成23年度の備品の補助金の300万円そっくり落とさせていただくというものでございます。なお、建物につきましては、今月契約ができそうだということでございますので、繰越明許の措置をとらせていただきたいと思いますというふうに考えております。

それから、36ページの0340事業の委託費の西安幼稚園の100万円の不用額でございます。これにつきましては、平成22年度にこちらに来られるという計画でいたのですが、諸般の事情で来られなくなったという通知がございまして、平成23年度にまた西安幼稚園のほうから村のほうに来たいという連絡があったものですから、100万円予算計上をさせていただいたところでありますが、理由はちょっとわかりませんが来られなくなったということで、平成23年度不用額で落とさせていただくというものでございます。

議 長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 3番、山崎です。

54ページの古代人住居解体工事費が110万円、増額ですね。解体するのは、古くなれば解体のほうがいいのですが、あの建物ができた過去も、あそこにあの建物がもともとあったわけではなくて、大芝高原の中に建てればいいやというような感じでやったのではないかなという思いで、これからも似たようなものを建てる計画があるのかどうかということと、その土地にあったものじゃないものをああいうところにつくるというか、そういうのはこれからは慎重にしていってほしいのではないかなというふうに思いますので、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教 育 長（征矢 鑑） 私も古代住居の解体の件については初めてここで知ったわけですが、他所から移してきたと、そんなふうに聞いております。中は大分子どもたちが入って、たまにはマッチの棒が落ちていたとか、それから屋根の修理もなかなか大変お金がかかると。安全面から見まして、ここらが撤去の限界かなと、こんなふうに考えております。なお、議員がおっしゃっているように、現地に建てるというようなことであれば意義があると思いますけれど、何も無いところへ持ってきて、堅穴住居を掘ってつくるのはいかがかなと、そんなふうに私自身は思っておるところでございます。

以上です。

議 長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

審議の都合によりまして、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時30分

議 長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第13号「平成23年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第13号「平成23年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、保険料の減額と、介護保険給付費の減額に伴う、国県支出金支払基金交付金、一般会計繰入金の減額が主なものであり、歳出では、保険給付費の減額が主な補正内容であります。既定の歳入歳出予算の総額に、3,707万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億401万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第13号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページの歳入から説明をさせていただきます。

01款保険料の介護保険料ですが、395万円減額し、1億3,688万5,000円とするものでございます。これは、確定見込み金額に近づけるものでございまして、当初の被保険者数の見込みより実際の被保険者数が少なかったというための減額でございます。

次に、7ページをごらんください。

7ページ以下の歳入につきましては、歳出で御説明しますが、1年間の介護サービス給付費がほぼ固まりまして、当初予算額より減額になる見込みとなりましたので、国、県、支払基金、村、それぞれの負担割合に基づき補正をするものでございます。

7ページの04款国庫支出金の01項、01目の介護給付費負担金ですが、429万5,000円を減額補正し、1億1,849万8,000円とするものです。02項国庫補助金の01目調整交付金を832万円減額し、2,418万9,000円とし、02目地域支援事業交付金（介護予防事業）を6万5,000円増額し、126万6,000円とし、03目地域支援事業交付金（包括的支援事業）を90万9,000円増額し、385万7,000円とするものであります。04目事業費補助金については、介護保険システム改修に伴うもので90万円を新たに計上するものでございます。

8ページの05款支払基金交付金の01目介護給付費交付金を1,505万9,000円減額し1億9,026万円とし、02目地域支援事業支援交付金を7万8,000円増額し151万9,000円とするものです。

9ページの06款県支出金の01項県負担金の01目介護給付費負担金ですが、498万2,000円減額し9,465万4,000円とするものです。03項県補助金の01目地域支援事業交付金、介護予防を2万6,000円減額し57万4,000円とし、02目包括支援事業交付金を36万2,000円増額し183万6,000円とするものです。

10ページの10款繰入金の01項一般会計繰入金の01目介護給付費繰入金を358万円減額し、02目地域支援事業（介護予防事業）を2万6,000円減額し、03目地域支援事業（包括的支援事業）を36万2,000円増額し、04目その他一般会計繰入金を44万7,000円減額し一般会計の繰入金全体を369万1,000円減額し、9,671万6,000円とするものであります。

11ページの13款諸収入の07目雑入ですが、93万6,000円増額し、347万3,000円とするものです。これにつきましては、介護予防事業の参加者負担金の増によるものです。

歳入については以上であります。

12ページの歳出の01款総務費の1301事業の一般管理費ですが、旅費、修繕料の不用額と情報センター負担金、これは先ほど90万円の歳入を見ておりますが、この改修費の172万9,000円を増額し、166万6,000円を追加し456万円とするものであります。1315事業の認定調査等費ですが、賃金から委託料それぞれの不用額の計67万4,000円を減額し、363万2,000円とするものです。13ページの1318事業、認定審査会共同設置負担金ですが、53万9,000円減額し、326万5,000円とするものです。

14ページの02款保険給付費ですが、1年間の介護サービス支出額がほぼ固まりましたので、ここで補正をさせていただきます。1321事業、介護サービス等諸費は、要介護1から5までの方のサービス費ですけれども、2,813万8,000円減額し、5億8,562万1,000円とするものであります。次に、1322事業介護予防サービス等諸費ですが、要支援1から2の方のサービス

費であります。こちらは420万6,000円増額し、2,883万6,000円とするものであります。1347事業、高額介護サービス等費ですが、434万3,000円減額し、1,041万7,000円とするものであります。15ページの1351事業、特定入所者介護サービス等費ですが、これは施設入所者の負担限度を超えるサービス費であります、37万円減額し3,016万8,000円とするものであります。

16ページの05款地域支援事業の1361事業、介護予防事業費の報償費から委託料の不用額46万5,000円減額し、460万2,000円とするものであります。1362事業、包括的支援事業・任意事業費ですが、それぞれ不用額の合計46万3,000円を減額し、918万2,000円とするものであります。

最後に17ページの09款予備費であります、歳入歳出調整を行いまして、795万3,000円減額いたしまして、223万8,000円とするものでございます。

予算書2ページ以降に戻っていただきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,707万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億401万4,000円とするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから、議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第14号「平成23年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第14号「平成23年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、医療費給付費の増に伴う国庫補助金、療養給付費交付金及び共同事業交付金の増によるものと、国民健康保険税の減によるものが主なものであり、歳出では、退職者医療給付費の増額が主な補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に4,088万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,607万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第14号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページの歳入から御説明をさせていただきます。

01款国民健康保険税であります、全体で944万9,000円の減額補正をしまして、2億9,072万1,000円とするものであります。これについては、平成23年度の見込みがほぼ固まったことに伴い減額するわけでございますが、主な要因といたしまして、被保険者全体の所得の落ち込み、それから被保険者の人数が30人ほど減少したこと、現年分の収納が若干下がっ

たことと、7・5・2割軽減額の増化によるものでございます。また、退職被保険者については、前年より33人ほどふえております。内訳といたしまして01目の一般被保険者国民健康保険税については、1,199万4,000円減額し2億5,892万8,000円とし、02目退職被保険者等国民健康保険税は、254万5,000円増額し3,179万3,000円とするものであります。

8ページの03款国庫支出金、01項国庫負担金の02目療養給付費等負担金については、医療費の伸びによりまして、401万4,000円増額し、02目高額医療費共同事業負担金は、これは確定によりまして、58万1,000円増額し05目特定健康診査等負担金は、国の確定によりまして62万9,000円増額し、01項国庫負担金全体で522万4,000円増額し、2億3,597万5,000円とするものであります。02項国庫補助金の02目財政調整交付金については、普通調整交付金の確定見込みによりまして、1,478万3,000円増額し、06目高齢者医療制度円滑運営事業補助金に3万2,000円増額し、02目国庫補助金全体で1,481万5,000円を増額し、5,164万8,000円とするものであります。

9ページの04款県支出金の01項県負担金、02目高額医療費共同事業負担金については、額の確定に伴いまして、90万7,000円増額し394万6,000円とするものであります。

10ページの05款療養給付費交付金ですが、支払基金から交付される退職者医療に係る交付金ですが、退職者医療費の伸びにより、1,058万7,000円増額し7,324万6,000円とするものであります。

11ページの06款共同事業交付金ですが、高額医療費の伸びにより額が確定しましたので、1,879万6,000円増額し、1億332万8,000円とするものであります。内訳は80万円を超える高額医療費を対象として交付される01節共同事業交付金が740万円の増、30万円を超える医療費を対象として交付される02節保険財政共同安定化事業交付金が1,139万6,000円の増額になります。

次に、12ページの歳出をごらんください。

01款の総務費の1501事業、一般管理費ですが、19節負担金を51万円減額し、171万1,000円とするものであります。情報センター負担金の減によるものでございます。

13ページの02款保険給付費ですが、1504事業、一般被保険者療養給付については、国庫支出金が増額になりましたので、財源組み替えのみを行うものでございます。1505事業、退職被保険者等療養給付事業ですが、退職医療費のさらなる伸びによりまして、991万2,000円増額し、6,966万3,000円にするものでございます。なお、退職者医療のこの増額分については、支払基金からすべて賄われるものでございます。1506事業一般被保険者療養事業については、補装具等の伸びによりまして47万2,000円増額し、790万5,000円とするものであります。1510事業の退職被保険者等高額療養事業については、高額医療費の伸びによりまして、70万1,000円増額し、807万9,000円とするものであります。14ページの1534事業、結核精神給付事業は、対象者の増によりまして4万7,000円の増額を行い、160万7,000円とするものであります。

15ページの03款後期高齢者支援金等の1543事業、後期高齢者支援金については、国庫支出金と一般財源の財源組み替えを行うもので、補正額についてはございません。

16ページの06款介護納付金の1537事業、介護納付金であります。国庫支出金と一般財源の財源組み替えを行うのみで補正額についてはございません。

17ページの07款の共同事業拠出金の1516事業、高額療養費拠出事業については、今年度確

定見込みによりまして、55万3,000円増額し、また1540事業、保険財政共同安定化事業拠出金についても、確定見込みによりまして、323万9,000円減額いたしまして、共同事業拠出金全体を270万6,000円減額し、1億241万2,000円とするものでございます。

18ページの12款予備費でございますが、歳入歳出調整を行いまして、3,296万4,000円増額いたしまして、3,499万9,000円とするものでございます。今年度残りの医療費も落ちついた状態で現在推移しておりまして、このまま推移すれば平成24年度の新年度に基金等に若干の積み立てができるという状況になってございます。

2ページの第1表に戻っていただきまして、以上のことから、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,088万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,607万7,000円とするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「平成23年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第15号「平成23年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では保険料の減額と、歳出では保険料の減額に伴い、広域連合への負担金額の減額が主な補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に163万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,018万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第15号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんいただきたいと思っております。

01款後期高齢者医療保険料であります。平成23年度の保険料見込みのめどがつかしましたので、01目特別徴収保険料を96万6,000円増額し、02目普通徴収保険料を260万円減額し、全体で163万4,000円減額し、6,983万円とするものであります。これは当初の保険料から今回の補正額につきましては、長野県の後期高齢者医療広域連合から、12月分までの徴収実績と、昨年6月の所得確定により計算された額を示されたものでございます。

7ページの歳出の02款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、先ほどの保険料減額分を163万4,000円そっくり減額補正するものでございます。

以上のことから、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ163万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ9,018万5,000円とするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第16号「平成23年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第16号「平成23年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案の主な補正内容は、第2配水池のろ過装置の修繕に伴い、上伊那広域水道用水企業団からの受水が増加したことにより、受水費の増額補正と年度末となり事業が確定しましたので、事業費の減額補正等をお願いするものであります。既定の不足する額及び過年度分損益勘定留保資金を1,899万1,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田建設水道課長

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第16号の細部説明を申し上げます。

年度末となりまして、それぞれの事業費が確定をしまいりましたので、不用額等の補正をお願いするものであります。

まず初めに、7ページをごらんいただきたいと思います。実施計画の明細書によりまして御説明をいたします。

初めに、01款水道事業収益でございますが、105万円の減額をお願いするものであります。このうち、01項、02目、01節の受託工事収益でございますが、消火栓の取りかえ工事費の減に伴う受託工事収益が減となりましたので、20万円の減額をお願いするものであります。03目、02節の手数料でございますが、大規模な給水工事検査の件数が少なかったことによりまず給水検査手数料の減によりまして、85万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

収益的支出になります。01款水道事業費用でございますが、123万5,000円の増額をお願いするものであります。この中で8001事業の原水及び浄水事業の第11節の受水費でございますが、第2配水池のろ過装置の修繕に伴う上伊那広域水道用水企業団からの受水の増加に伴う水量の超過分といたしまして、210万円の増額をお願いするものであります。その他の8002事業から8005事業につきましては、主に不用額の減額をお願いするものであります。なお、8005の総係事業では、一般会計と同様に、人件費にかかわります04節の共済組合負担金となりますが16万2,000円、また、10節の負担金で情報センターの負担金となりますが、7万5,000円の増額をお願いするものであります。

続いて、9ページのほうをごらんいただきたいと思います。

こちら資本的収入となります。01款の資本的収入でございますが、330万円の減額をお願いするものであります。その内訳でございますが、01目の加入金では、当初新規の水道加入の件数を90件と見込んでおりましたが、現在の時点で76件となっておりますので、130万円の減額をお願いするものであります。次の02目の負担金でございますが、下水道工事に伴う補償工事の該当がなかったことによりまして、200万円の減額をお願いするものであります。次に、10ページをごらんいただきたいと思います。

資本的支出となります。01款資本的支出につきまして、1,330万円の減額をお願いするものであります。01節の工事請負費でございますが、緊急対応用の管路布設がえ工事及び下水道補償工事の該当箇所がなかったことによりまして、1,330万円の工事費の減額をお願いするものであります。

それでは、戻っていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条（収益的収入及び支出）でございます。初めに水道事業収益でございますが、105万円を減額し、2億3649万6,000円とするものであります。次に、水道事業費用でございますが、123万5,000円を増額し、2億6,785万円とするものであります。

続いて、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第3条（資本的収入及び支出）となります。初めに資本的収入でございますが、330万円を減額し754万円とするものであります。また、資本的支出におきまして、1,330万円を減額し、2,653万1,000円とするものであります。したがって、不足する額及び過年度分損益勘定留保資金を1,899万1,000円に改めるものであります。

以上、議案第16号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第17号「平成23年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第17号「平成23年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案の主な補正内容は、宅地造成等による住宅新築を要因として、一般住宅の下水道接続戸数が増加したことによる下水道使用料の増額と、年度末となり、公共下水道工事も確定しましたので、不用額等の補正をお願いするものであります。このことによりまして、既定の不足する額を2億2,944万6,000円に、また過年度分損益勘定留保資金を5,210万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金を1億7,733万円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田建設水道課長

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第17号の細部説明を申し上げます。

年度末となりまして、それぞれの事業費が確定をいたしましたので、不用額等の補正をお願いするものであります。

まず初めに、8ページのほうをごらんいただきたいと思います。実施計画明細書によりまして御説明を申し上げます。

01款の下水道事業収益でございますが、3,829万6,000円を増額し、4億7,470万9,000円とするものであります。その内訳でございますが、01項、01目の下水道使用量に1,500万円の増額をお願いするものであります。年間を通じまして、一般住宅等、170件の接続によりまして、増額となっております。当初では、100件の接続を見込んでいたところでございます。

次に、02項、02目の他会計補助金でございますが、事業費の確定によりまして、2,326万1,000円の増額をお願いするものであります。一般会計からの補助金となりますが、この増額につきましては、資本費の不足を補てんする資金となるものでございます。

次に、9ページとなります。

01款下水道事業費用でございますが、795万4,000円を減額いたしまして、5億1,537万9,000円とするものであります。主な内容につきましては、9401管渠事業の12節の委託料でございますが、公共下水道のマンホールポンプ等の維持管理業務委託料の不用額といたしまして、150万円の減額をお願いするものであります。続いて、9403処理場事業の12節委託料でございますが、公共下水道及び農業集落排水処理場維持管理業務委託料の不用額といたしまして、485万円の減額をお願いするものであります。22節の修繕費でございますが、公共下水道浄化センター修繕費の不用額としまして、180万円の減額をお願いするものであります。また、9407総係事業では、人件費にかかわる費用につきまして、03の職員手当で5万6,000円、04節の共済組合負担金となりますが、15万円の増額をお願いするものであります。

次に、10ページのほうをごらんいただきたいと思います。

01款下水道事業資本的収入でございますが、8,800万5,000円の減額をしまして、1億3,951万8,000円とするものであります。主な内容でございますが、01項の起業債及び02項の出資金の減額につきましては、下水道事業の確定によりまして、それぞれ1,510万円と2,646万1,000円の減額をお願いするものであります。次の、04項、01目の受益者負担金につきましては、過年度分の分納及び徴収猶予とされているもののうち、接続工事に伴いまして、全額納付をされました件数がふえたことによりまして、そういったことが主な要因といたしまして、653万5,000円の増額をお願いするものであります。同じく03目の工事負担金でございますが、区域外流入分の工事が見込みよりも減となりましたので、また、それとともに舗装復旧工事における水道事業会計負担の対象となる工区もなかったというようなことから、459万8,000円の減額をお願いするものであります。同じく04目の分担金でございますが、公共下水道では、区域外の接続がなく、また農業集落排水でも当初の見込みから減となったために、3件分を減としまして128万1,000円の減額をお願いするものであります。また、05項、01目の国庫補助金でございますが、対象事業費が確定をいたしましたので、530万円の減額をお願いするものであります。同じく他会計補助金でございますが、建設改良事業の確定によりまして、4,180万円の減額をお願いするものであります。

次に、11ページでございます。

01款の下水道事業資本的支出でございますが、4,721万6,000円を減額いたしまして、3億6,896万4,000円とするものであります。主な内容でございますが、9430施設建設事業の施設建設事業では、3,809万円の減額をお願いするものであります。減額の主な内容につきましては、建設事業にかかわる費用が確定をいたしましたので、それぞれの費用の減額をお願いするものであります。なお、人件費関係につきまして、03節の職員手当を4万5,000円、04節の共済組合負担金となりますが、12万3,000円の増額をお願いするものでございます。また9432建設改良事業の建設改良事業でございますが、機械装置の改良にかかわる工事費が確定をいたしましたので、912万6,000円の減額をお願いするものであります。

それでは、戻っていただきまして、1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第2条（収益的収入及び支出）につきまして、下水道事業収益を4億7,470万9,000円とし、また下水道事業費用を5億1,537万9,000円とするものであります。

次に、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第3条（資本的収入及び支出）でございますが、下水道事業の資本的収入を1億3,951万8,000円とし、また下水道事業の資本的支出を3億6,896万4,000円とするものであります。したがって、不足する額を2億2,944万6,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金を5,210万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金を1億7,733万8,000円に改めるものであります。

また、第4条（起業債）でございますが、下水道事業が確定をいたしましたので、借入限度額を2,000万円とするものでございます。

以上、議案第17号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第18号「平成24年度南箕輪村一般会計予算」、議案第19号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第20号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」、議案第21号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第22号「平成24年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第23号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第18号「平成24年度南箕輪村一般会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成24年度当初予算は、村税を初めとする歳入で大変厳しい状況ではありますが、村民のための予算を目指し、「子育て・福祉・教育の充実、村民が健康で元気」「安心、安全」「生活優先」「共生」を柱としたむらづくりに全力で取り組む予算編成といたしました。

前年度当初予算に対して7.2%の減の歳入歳出の総額をそれぞれ47億7,000万円と定めるも

のであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定より、議会の議決をお願いするものであります。

議案第19号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉の向上を図るため、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画及び平成23年度決算見込みに基づき、新年度予算編成を行いました。介護保険給付費については、前年度当初予算に対して6.2%増の7億2,702万4,000円を見込みました。平成24年度予算につきましては、前年度当初予算と比較して7%増の7億6,398万7,000円とするものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第20号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」について、提案理由を申し上げます。

本案は、保険給付費の増額に伴い、厳しい財政運営が予想されるため、歳入につきましては、引き続き一般会計からの法定外繰り入れを見込むものとなりました。被保険者数は、昨今の経済不況のため、失業者を中心に国保加入者が微増傾向にあります。また、高額医療費を中心として今後のさらなる医療費の伸びも予想されますが、安定した国民健康保険財政運営のため、特定健診、保健指導のさらなる充実を図り、医療費の抑制に努めていく予算編成としました。平成24年度予算については、前年度当初予算と比較して6.5%増の10億8,613万2,000円とするものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第21号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成20年度から始まった後期高齢者医療特別会計は、保険料の収納や後期高齢者医療広域連合への保険料の納付が主な内容となっております。平成24年度予算につきましては、前年度当初予算と比較して4.3%増の9,377万6,000円とするものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第22号「平成24年度南箕輪村水道事業会計予算」の提案理由を申し上げます。

水道事業につきましては、平成23年度において策定します水道事業の基本計画及び水道ビジョンに基づき、水道施策の重点項目について計画的な取り組みを推進していくこととなります。したがって、平成24年度の水道事業会計は、事業計画に基づいた緊急用水水源確保のための深井戸整備及び下水道事業に伴う水道補償工事にかかわる経費と維持管理等にかかわる経常経費を計上しております。

収益的収入及び支出の予定額で、収入額2億4,142万1,000円、支出額2億3,047万9,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では収入額2,138万円、支出額7,628万4,000円と定めるものであります。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額5,490万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案23号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計予算」の提案理由を申し上げます。

公共下水道事業は、平成22年度で基幹整備事業は完了し、おおむねの管渠整備が終了いたしました。平成23年度には、施設の維持管理を主体とした経営の合理化や経費削減を図るた

め、事前の条件整備にかかわる手続を進めているところであります。平成24年度はその手続が整いつつあります。農業集落排水事業の公共下水道事業への統合に向けた管渠整備や、大芝公園内の管渠整備、終末処理場の施設、機械設備にかかわる長寿命化計画の策定などの事業が主体となります。したがって、平成24年度の下水道事業会計は、これらにかかわる経費と、維持管理等にかかわる経常経費を計上しております。収益的収入及び支出の予定額で、収入額4億7,402万4,000円、支出額5億1,759万1,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額2億6,887万3,000円、支出額4億7,920万5,000円と定めるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億1,033万2,000円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。地方公営企業法24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

いずれも、細部につきましては、議案審議の際、副村長及び担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（原 悟郎） ここでお計らいいたします。

ただいま、議題となっております議案第18号から議案第23号につきましては、質疑を省略し、総務文教常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第23号は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第25号「負担付寄附の受納について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第25号「負担付寄附の受納について」の提案理由を申し上げます。

本案は、長野いすゞ自動車株式会社より、マイクロバス及び2トンダンプについて、2月20日付で負担付寄附の申し入れがありましたので受納したく地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。山崎財務課長

財務課長（山崎 久雄） それでは、議案第25号の細部説明を申し上げます。

議案の2枚目になりますが、「負担付寄附の受納について」ということで内容が書いてありますので、見ていただきたいと思います。

寄附を受ける財産であります。いすゞジャニーカスタム29人乗りマイクロバス1台、それから、2番目のいすゞエルフ2トン車4WD低床ダンプ1台であります。

評価額につきましては、マイクロバスのほうが694万6,000円、車体本体価格税抜きであります。それからダンプのほうが463万9,000円、これも同じく車両本体価格の税抜きであります。

負担の内容であります。寄附後における車両の点検整備については長野いすゞ自動車株式会社を使用することということになります。いわゆる車検とか点検とかそういう整備であります。それについて負担つきということになります。

それから、寄附者につきましては、長野市大字南長野北石堂町1221番地、長野いすゞ自動車株式会社、代表取締役 宮澤 隆様であります。

以上、細部説明です。

議長（原 悟郎） 議案第25号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 反対討論です。

先ほども質問したわけですが、突如沸いた返還ということになります。新聞報道も含めて、村民が非常に心配をし、納得ができていない、そういう中での返還の専決であります。村民としてなぜそのようなことになったのかよくわからない中で、一方的に返還をするということについて反対をいたします。

議長（原 悟郎） 賛成討論はございますか。

ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」は承認することに決定いたしました。

議案第12号「平成23年度南箕輪村一般補正予算（第11号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第12号「平成23年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」は原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成23年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第16号「平成23年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成23年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第17号「平成23年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

議案第24号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第24号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

議案第25号「負担付寄附の受納について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決いたします。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第25号「負担付寄附の受納について」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。
事務局長（出羽澤哲夫） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕
お疲れさまでした。

散会 午後 2時28分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 4 年 3 月 1 4 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

○出席議員（10名）

1番	久保村 義 輝	6番	丸 山 豊
2番	百 瀬 輝 和	7番	山 口 守 夫
3番	山 崎 文 直	8番	都 志 今朝一
4番	小 坂 泰 夫	9番	唐 澤 由 江
5番	加 藤 泰 久	10番	原 悟 郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長	唐 木 一 直	住民福祉課長	清 水 麻 男
副 村 長	加 藤 久 樹	産 業 課 長	原 茂 樹
教 育 長	征 矢 鑑	建設水道課長	藤 田 貞 文
総 務 課 長	松 澤 伸 夫	教 育 次 長	田 中 聡
財 務 課 長	山 崎 久 雄	代表監査委員	有 賀 松 雄
収納対策課長	有 賀 由起子	教 育 委 員 長	清 水 篤 彦
会 計 管 理 者	中 尾 由美子		

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	出羽澤 哲 夫
議 会 事 務 局 次 長	松 澤 厚 子

会議のてんまつ

平成24年3月14日

午前9時00分 開議

事務局長（出羽澤哲夫） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日から一般質問を行います。御承知のとおり、本定例会の一般質問は一問一答方式により行います。質問時間は答弁を含め1人50分といたします。質問時間内におさまるように行ってください。なお、時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとにそれぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、届け出順に発言を許可いたします。

6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） おはようございます。議席番号6番、丸山豊でございます。12月議会に引き続き、またトップバッターを務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、東日本大震災から1年経過いたしました。多くの失われた人々に哀悼の意を表し、一日も早い復旧復興を願うところであります。

それでは、通告いたしてあります2件の項目について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

最初の1点目の質問であります。

先日の雇用創出の基金による事業における補助金不正受給問題について、村長と代表監査委員にお伺いいたします。2月15日、16日のテレビ、新聞報道には、多くの村民が驚くと同時に、信頼を裏切られたことに対して強い怒りを覚えたことと存じます。悪意、故意ではなかったものの、あってはならないことであり、議会としてのチェック機能も含め、関係者は猛省と再発防止を肝に銘じ、今後の行政運営に当たらなければならないと思います。

この問題を整理しますと、村からの説明や顧問弁護士の調査報告書などから、原因は実施要領の認識理解不足、業務の窓口機関と実施機関の相違による連携不足によるものであり、この状況が平成21年度から平成23年度まで継続し、具体的には職安への求人申し込みのほか、募集の公開などをしなかったことと、県への実績報告書の記述が誤っていたことであります。

問題点を挙げてみますと、1点目として、この事業は雇用経済対策であり、人が関係しており、特に慎重でならなければならないと存じます。この問題が発覚したことにより、雇用された方たちはつらい嫌な思いで心痛めたのではないかということと、もし要件に該当し、職安等で仕事を探していた方や、新聞で求人募集を探していた方がおられたのなら、その方たち機会が失われたという事実であります。

2点目は、村は間違った行政運営をしているはずがないという、信頼を寄せている多くの村民の負託に応えられなかった不信心。3点目は、郡下一の健全財政を保ってはいるが、景

気不況の長期化で財源確保が厳しい状況の中、ほかの事業に使える自主財源を補助金の返還に充てなければならなくなったこと。4点目は、村長をトップとする外部団体を含めた事務執行体制の階層構造の複合的機能保全。5点目として、村長から独立している行政機関としての監査委員の権限の範囲。6点目としては、平成21年度、22年度、23年度とともに決算認定をしている議会の立場などが考えられます。

そこで、これらの問題点を念頭に、最初に代表監査委員にお尋ねいたしますが、今回の不正受給問題についてどのような感想をお持ちになったか御見解をお願いいたします。監査委員の仕事の範囲は地方自治法第199条に明記され、行政一般、多分野にわたり、本件のケースで実施要領の把握などには目が通らなかつたところとは思いますが、監査に求められる本来的な業務として、199条第3項に規定されている事務の執行が、地方自治法第2条14項、15項の趣旨にのっとっているか特に意を用いなければならないとされ、このことは経営にかかわる事業の管理などが法令、条例等の定めるところに従い適正に行われているか、また効果的、合理的、能率的に行われているかを監査するのだと考えますのでお願いします。

次に、村長にも先の問題点を念頭に伺います。本件発覚から村民を初め各方面から厳しいおしかりを受けておられることと思います。議会へは数回の全員協議会での経過報告から、議会初日の冒頭あいさつ、また記者会見のほか、村のホームページ上や会合など、機会あるごとにおわびの言葉があり、村に損害を与えた責任に対しペナルティーを課すなど、また再発防止策を早期に職員に徹底するなど、村長としての管理責任を痛感されていることに二度と起こさない覚悟は理解できると思います。時間はかかると思いますが、村長の誠実な対応で真摯に向き合い、説明責任を果たし、信頼回復に努めてほしいと思います。

1点目の質問ですが、再発防止策に、現在実施中の事務事業の再チェックをすることになっておりますが、この調査、見直しはどのような結果であったのでしょうか、お示してください。

2点目の質問ですが、信賞必罰ということは大事なことと思いますが、職員に対してはいかがでしょうか。調査報告書の中では、かなりつまびらかに不注意の部分が指摘されております。これらをきちんと反省し、二度と起こさない仕組みに再生し、関係者にはペナルティーを前向きに受ける姿勢を持ってほしいと考えます。そして責任をとることにより、村民から、次は頑張れという励ましの言葉をいただくことを信じ、ミスをバネにし、今後の行政運営業務に生かしてほしいものであります。さらに失敗を教訓とし、失った信頼を早期に回復して、他市町村の職員に負けないような質の高いレベルの行政事務を求めていただくよう願うところです。

一方で、目立ちませんが少しでも村のためにと財源を確保しようとアンテナを高くし、あらゆるネットワークを通じて国等からの補助金を探し出している職員がいることも聞いております。当然と言えばそれまでですが、村民にとっては頼もしくうれしい話です。職員も多種多様です。信賞必罰、村長の職員に対する思うところをお聞かせください。

3点目として、人口が増加している村にあって、職員の仕事量、業務量は増加していると思います。本件についても関連があると考えますが、新年度予算編成の説明で、職員が増強されるということについては評価できると思います。財政上の問題もあり、職員削減は時期を得た方策であったかもしれませんが、支障を来していた部分もあり、継続的にそれなりの補強は本村にとっては必要だと考えます。そして、職員の増員ができれば、次は配置だろうと思います。再発防止策の中ではこの部分にふれておりませんが、12月議会では、私の職員

増強についての質問に対し、村長はチームで対応という答弁をされておりました。この事件が起きたからというわけではないですが、決まり切った仕事、ルーティンワークでの作業は、チーム内でちゃんと処理されているのだと思います。しかし、今回の場合では、実施要領の内容をチェックできない、見過ごしていたなどでは情けないが、把握、理解する立場の職員が不在状態であり、よってチームで対応しているからということで本当に責任ある行政システムが確立されていたのでしょうか。職員がふえたからといって、員数あわせとは行かないと思いますが、村の将来を左右する政策立案できる要の職か部署を御検討いただけたらと存じます。大勢の政策立案者が必要ということではなく、役場の組織内のどこかに位置づけられないでしょうか。

4点目として、気の緩みというか怠慢なのか。これらの防止策として服務規律に関する継続的な研修計画を策定し実施するという再発防止策を発表しておりますが、これでスムーズな執行体制が可能でありませうか。服務規律などももちろん大事な研修になると思いますが、私は本来の役場のサービス業務をもう少し踏み込んで具体的な教育体制による再発防止策が必要であると思います。OJT、職場内研修、オンザジョブトレーニングが人材育成の場であり、取り組むべき、取り組みやすい研修の一つであると考えますが、いかがでしょうか。OJT研修体制は役場の中に存在しているのかお尋ねいたします。本来なら自然にそなわっている手法のはずですが、初心に帰ることも大切なことだと思います。

OJTについての定義がありますので、ちょっと朗読させていただきます。「職場内で行われる職場内教育、教育訓練手法の一つで、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識、技術、技能、態度などを意図的、計画的、継続的に指導し、習得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成するすべての活動である」ということになっております。

最後に5点目として、今後も雇用について厳しい状況が続くと思われまます。新年度予算にも臨時職員の業務がかなり計上されております。村として臨時職員を採用する場合、どのように取り扱っていくお考えか。職安、新聞への求人募集などどうされるのかお聞かせください。

1点目の質問は以上でございます。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

先に、有賀代表監査委員。

代表監査委員（有賀 松雄） 6番、丸山豊議員の御質問にお答えいたします。

今回の事件に関して、感想と見解を述べたいと思います。事件に関する内容について、また住民の不信等については、丸山議員が今言われたとおりでございます。私も同様な認識で遺憾に思っているところであります。

地方公務員法の第6節に服務規程がございますけれども、ここに掲げてある内容を理解しますと、公務員は法令、条例、規則を遵守して業務に専念をしなければいけないと、こういうふうに規定をされております。またそれを公務員は宣言をしていると、こういう形になりますから、本件は間違いなく違法であるということを認識しております。経済不況の中で、雇用再生、雇用創出の補助金交付でありますから、もう少し条項の内容を理解されて、意思疎通の配慮をすべきではなかったかなと感じております。

本件の処置、処遇については、広く報道されておりますので周知されているものと思いま

すので、深くは説明をしませんけれども、今後このようなことのないように深く反省していただき、気を引き締めて職員全員が一致して村民の信頼回復をしていただいて、全力で職務遂行していただきたいと、こう考えております。監査委員としては、理事者から提出された再発防止の対策を確認していきたいというふうに考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 続いて、答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6番、丸山豊議員の御質問にお答えをいたします。

雇用創出基金事業につきまして、5項目にわたる御質問をいただいております。議会の冒頭のあいさつの中でも申し上げましたが、補助金の交付決定の取り消し及び返還につきましては、村民の皆様にお迷惑をおかけし、また村の信用を傷つけたことに改めましておわびを申し上げるところでございます。経過等につきましては、全協や報告書全文を議員の皆様方にはお渡しをしてありますのでお願いしたいと思います。二度とこのような不祥事が起こらないようにするために、先日開催いたしました記者会見の折に、5項目の再発防止策を実施することを発表させていただきました。

その中の一つといたしまして、現在実施中の事務事業のチェックでございます。複数の職員が要綱等の採択基準や交付要件などを確認し、最終的には課長が確認するよう指示をしたところでございます。補助事業、数多くあるわけでありまして、何々を建てるのか、つくるとかいったハード事業、そしてまた扶助費のような一つ一つの積み上げを行っていくソフト事業、さまざまな事業があります。したがって、補助事業の内容により、確認の方法が異なっておりますが、国県補助金、平成23年度92件ございました。すべて要綱、補助採択基準等のチェックを終わったところであります。92件、現時点では問題はありませんでした。こういったことを常に行っていく、このことが欠けていたのかということで反省をしているところであります。これからはこういったことを継続してやっていきたい。やっていかなければならないというふうに考えておりますのでその辺は御理解をお願いいたします。すべて終了いたしました。これからはそのことを基本に国県補助事業につきましては、実施をしております。

それから、村長の職員に対する姿勢ということでもあります。今回の事案では、それぞれの職員、本当に深く反省をしております。萎縮することなく、このことをバネにさらに村のため、村民のためにしっかりと職務を遂行して行っていただきたい、このことは申し上げておりますし、そうしてくれることを信じておるところであります。また、仕事に対する心構えによりまして、その内容は変わっておりますので、公務員としての自覚と誇り、これを持ちながら全能力を職務に傾けるよう指示をしたところでありますし、これからはそのことも機会あるごとに指示をしておりますというふうに思っております。

信賞必罰でありますけれども、これは本村では御承知のとおり、郡市下唯一人事評価制度というものを導入しております。そして勤勉手当にも反映をさせているところでございます。議員が申されたことは当然この制度の中で反映をしております。今までもそういったことはしてきたところでございます。こういったことで信賞必罰、この部分につきましては、御理解をお願いいたします。この制度につきましては、本当にやっているところが少ないという、県下見ても少ないわけでありまして、本村はいち早くこういったことを取り入れながらや

っておりますので、そんな点は御理解もお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、職員体制の充実の必要性であります。職員の事務量がふえている、このことは事実であります。その主な要因といたしましては、本村の場合には人口が増加をして住民世帯数がふえてきていること。それと同時に地方分権が叫ばれる中、国県からの委託事務増加に加えそんなことが要因となっております。しかし、一方では、経費節減や人員削減の流れの中で、平成17年から平成22年までの集中改革プランでは、対17年度比10名の職員数削減を掲げたところでありますが、実際には13名の減という結果となっております。小規模な自治体では、一人で幾つもの業務を受け持つ、このことは避けられないところでございます。係、あるいは課といったチームで業務を遂行しているところであります。今回の件で、実施要領等の内容の把握、確認が不十分であったこと、また事業の実施主体との連携が不十分であったことの指摘をされておりますし、私も調査をしてそのことを認識をしたところであります。このことの改善に向けて、職員一人一人の意識改革は当然ですが、チェック体制のマニュアル化を図ること、このことが事業の途中で担当者がかわった場合でも同じレベルで事業執行がなされるのではないかと考えております。

今回は、職員同士のコミュニケーション不足を痛感したところでございます。一つの件について決済を受けるにつきましても、決済文書を持ち回り、内容を説明しながら決済を受けたり、稟議方式を部分的には会議方式、協議方式を取り入れるなど、事務体制の強化を図ってまいります。既に、この様式等は策定をいたしました。したがって、補助事業等につきましても、要綱等のチェックを複数で確認し、それを課長が確認できる、そんな方式としたところでありますし、稟議方式から会議方式につきましても、協議をした日、内容等も記載をする、こういったことに改めたところであります。新年度からは、子育て支援課の新設や療育施設の開所など、ますます業務が拡大してきます。そんなことを踏まえまして、新年度は職員を増員する予定であります。必要な部署には人的強化もしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

職員研修の問題でございます。丸山議員から御指摘ありましたOJT研修の体制ができていくかという御質問であります。こういった体制、このことは日常職場において当然行われていかなければならないという、こういう研修制度でありますので、職員研修としてのシステム、このことは位置づけておりませんでした。市町村の仕事というのは、一つの業務を遂行するにも条例や規則をつくる立案能力、あるいは窓口で住民の方と対応する接遇、用地取得などの交渉能力、事業を説明するプレゼンテーション能力など、日々業務の中で習得が難しい能力も重要であります。したがって、職員研修はこうした分野を中心に実施をしてきたところでございます。長野県市町村職員研修センターが実施する研修等々、積極的に受けさせておるところでございます。同時に専門分野、それぞれの職務に応じた専門分野の研修も受けさせておるところでございます。そういったことでこれからもこういった研修、積極的に受けさせるつもりであります。議員から気の緩み、怠慢という御指摘をいただきました。公務員としての規律や倫理の意識が薄かったこと、これは否めません。今後はこれまでの実務研修を減らすことなく、倫理や意識改革の分野の研修をふやし、職員の資質向上に努めてまいります。研修につきましても、どんな研修を受けたか、このことが重要ではなく、そこで何を学び、それをどう生かしていくのか、このことを職員一人一人が考えていく必要があるというふうに考えております。したがって、公務員として住民の負託に自信を持

ってこたえられる職員の教育に努めてまいります。そんなことで御理解をお願いいたします。これからは徹底した職員教育、職員研修を実施してまいります。そんなことで御理解をお願いいたします。

臨時職員の雇用につきましてであります。今回の件につきましては、その採択要件等の連絡が事業実施主体に伝えられなかったこと、これが大きな原因となっております。こうしたことが二度と起こらないようにしていくことは当然ですが、各部署で臨時職員の雇用というのはその状況に応じて今後も必要になってまいります。特に本村の場合には、人口が増加しておる、こういうこともかんがみますと、本当に職員というのは必要になってまいります。これだけは申し上げておきたいのは、現在でも行政機関につきましては、すべて公募により臨時職員をお願いしているところでありまして、そのことは御理解をいただきたいと思っております。その中から臨時職員をお願いしておりますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいと思っております。すべて公募でやっております。年度末前に村報や地方新聞等々をお願いして公募をして、その中からきちんと選んでいるということでありまして。

私自身は、この臨時職員の採用や雇用につきまして関与することはございません。だれがどの部署は決済が回ってくるまでは全くわかりません。そのことも御理解をいただきたいというように思います。

外部機関の話がございました。今回の事案につきましては、外部機関との連携不足、このことが原因でありました。したがって、外部機関の事務体制の強化、このことも必要だなというふうに思ったところでありまして、したがって、平成24年度からはそういったことも一部見直してまいりたいというふうに思っております。

それから、政策立案部署の検討が必要ではないかという、こういうことでもあります。それはそのとおりでろうというふうに思いますので、検討させていただきたいと思っております。現状では総務課の企画係、村のむらづくり、地域づくり、全般にわたっているいろんな分野を担当しているところでありまして、そういったところに置くことができるのかどうか。この辺はしっかりと検討してまいりたいと思っております。

申し上げましたけれども、今回の事案につきまして、深く反省はしております。同時に、二度と起こらないようにしていくこと、これが私の使命でありますし、また職員が萎縮せず、本当に村のため、村民のために仕事をしていただく、こういったシステムを構築していくことが私の使命だと思っておりますので、それらにのっとなって今後はしっかりとまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

雇用状況が厳しいということはだれもが感じていることでございますので、ぜひ誤解のないような採用方法でお願いしたいと思っております。新聞のコメント欄とか、意見欄に余りよいことでないようなことを書かれたくないというのは、皆村民同じように思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

再質問になります。ちょっと2点ほど村長にお尋ねいたしますけれども、監査の業務というのは、ここに199条という監査の業務を抜き出してみたのですけれども、非常に膨大なものがございます。これはどこの自治体もそうなのですけれども、監査委員の数だとか報酬だ

とか、そういうものに照らし合わせたときに、余りにも実態とルールが乖離しているのではないかと、そういう感じを受けますけれども、これについて村長はどう思われているかということ、任命権者としての立場で一言コメントをお願いしたいと思います。

もう一つ、政策立案はかなめの職で置いてあるということなのですが、あるということになってしまうと、私のちょっと最近感じたことの事例を二つばかりお話させていただきますと、12月議会のときに、農業体験者のお話で村長は農村体験実施済みだということで、リングオーナー制度、それからブルーベリー狩りとかやっておるというお話でございました。私がちょっと聞きたかったのは、その先にあるプランの状態、その方たちが大芝荘なり、せっかくブルーベリー狩りだとかオーナー制度で来たときに、大芝荘だとかサンルートがあればそこへ泊まるとか、宿泊に向けてのプランができていくかどうか。あるいは木曾へ向かう循環型のそういう計画みたいなもの、それから他市町村へ行くという、伊那市、箕輪へ渡るとい、こういうものが政策の中で生かされなきゃいけないのではないかとということ。これを考える人がだれかということ、これを本当は聞きたかったのです。

もう一つ、最近特に感じたのは、消防団員の確保の問題でもありまして、私も消防委員として出させていただいて、非常に自分なりに責任を感じているところもあるのですが、団長さんの言葉を借りれば、大学生だとか、それから女性団員がという、村の特徴だということ、述べておりました。しかし、本当を言うと、実際に村民からの団員が確保できなければいけないというのが本当のところにあるわけでありまして、その方たちを日夜団員確保のために夜でも一生懸命勧誘に行っていると思うのですが、これをサポートするのは、やっぱり官僚の立場ではないかなという。そういう政策的な魅力ある消防団のことを考えるのは、官僚の仕事ではないかなというのを感じるわけなのですが、この2点についてちょっとお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 監査委員の業務であります。実態と乖離してはいないかという、こういうことの御質問であります。監査委員の職務というのは本当に大事でありまして、膨大な監査が必要となっていてまいります。そういったことを考えますと、本当に大変な職務だということは認識をしておるところであります。ただ、人員増だとかそういったことにつきましてなかなか難しい面もあります。報酬面の話もございましたけれども、今議会にもそういったことを含めまして、監査委員の報酬につきまして御提案を申し上げておるところでございます。その辺はまた監査委員との意見交換もしながら、どういった監査がいいのか、また模索をしてみたいというふうに思います。

政策立案であります。この政策立案につきましては、うちあたりの自治体の規模でありますと、それぞれの部署でやっていただく、このことが今までは当たり前のこととなっていたところでもあります。それで深くそういったことができるのかどうかという、それはなかなか難しい面もあるというふうに思います。日常業務に追われて、そういったところまでなかなか検討できないという、こういう部分もあるわけでありまして、そういったことを踏まえて、職員増の強化とかいろんな分野もしていきたいと思っておるところでございます。

一つにといいますか、専門的に考える部署につきましては、これからまた検討をさせていただきたいというふうに思いますし、農業の分野の話もございました。これは今、上伊那全体で広域観光をどうしていくかという、こういったことにも着手をし始めましたので、本村

の場合もそういった組織に入っておりますので、そういった中でみんなで考えていく、そういったことも必要だというふうに思います。

消防団の話もございました。本当に団員確保、大変な時代となってきました。これは本当に村の人が消防団に入っていただく、このことが理想であります。しかし、入っていただけないという、幾ら言っても入っていただけないという、こういうことでございますので、その辺どう魅力のある消防団にしていけるかという、こういったことも消防団とともに検討してまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

健康と医療について質問させていただきます。村では各種計画を作成いたしまして、村民の福祉の向上を目指す実行するための施策をあらわしているものと存じます。今議会で障がい者福祉計画第3期の策定が報告され、今後は整備目標の達成に向けて取り組んでいただきたいと存じます。

今回、計画の中から保健計画を取り上げさせていただきます。平成22年度を初年度に、5年間の保健計画を策定し、現在2年を経過しようとしています。この計画は平成17年度からの計画が1次とすれば2次と言えるものかと思いますが、村の4次総合計画を上位計画とし、総合目標は、「ピンピンキラリ、健やかで心豊かに生活できる村づくり」そして健康スローガンは、「早寝早起き朝ごはん、大芝のセラピーロードでウォーキング、塩分控えてよくかんで生活習慣を見直そう」となっております。村民の方がどれほどこれを知っておられるのか、ちょっと知りたいところでございますが、先日、厚生労働省が都道府県別年齢調整死亡率を公表しました。長野県が男性、女性とも最長寿という誇るべき報道に対し、保健予防に関係する皆さんの御努力が成果となっているのだと感じたところです。同時に南箕輪村についてはどうかということもお聞きしたいと思います。1次の保健計画に継続して、今回2次分を加え7年を経過してきておりますが、1点目の質問といたしまして、健康づくりの目標と取り組みについて、進捗ぐあいと村民の反応、反響等があるようでしたら、お聞かせ願います。

また、次の項目に各種保険事業から見た現状と今後の取り組み、中には事業別目標と計画が記されております。これらについても村民からの意見など、特にコメントできる事項がありましたらお願いします。言い方をかえれば、この保健計画はどのように利用活用されているかということでもあります。村民のためのものでなければならないが、このような計画が多くの村民に周知され、理解されているかということでもあります。そして関係機関や、地域社会全体が、個人の健康づくりを支援することを目指し、一体となって推進する保健計画を実施できれば、目標が達成されるとともに病気予防と医療費の大きな抑制につながるものと考えます。自分の健康は自分でつくるという意識がこの計画も目的でありますから、行政コーナーでの閲覧体制、職員の指示書だけではいけないものであると思います。国保会計の新年度予算の説明では、健診を受けやすくするために幾つかの改正を行い、予防事業にさらに力を入れたい旨の説明がありましたが、5プラス2年間の活動状況と成果でいったほうがわかりやすいでしょうか。その辺のところをお聞かせください。

次に、健康を保てなくなった場合のことについて伺います。特に4次総合計画の中に、地域医療体制の充実を掲げており、村は伊那中央行政組合の一員として、伊那中央病院の運営に参画をしております。近隣の駒ヶ根市の昭和伊南総合病院や、辰野町の辰野総合病院もそれぞれが公立病院であって、町村が経営に対し大きな負担を強いられているのが実情であります。平成16年に始まった新人医師が好きな病院を選択できるという新人医師研修制度は、若い医師の多くが都会の病院を選ぶことによる医師不足などを招いておりますが、こうなる予測は既にもう大分前から懸念されていたことであり、この事態にセーフティネットなどの対策を打てなかった為政者の責任は責められても仕方ないことだと私は考えます。

そこで、2点目の質問ですが、上伊那では、大学医局からの派遣に頼っていた3公立病院から医師が引き上げられることで医師の確保が困難となり、ここ上伊那は県下10広域圏の中で木曾に次いで下から2番目という医療過疎の真ただ中に置かれておりました。そうした中で平成21年度より始まった地域医療再生事業は5年間の事業であり、政権交代時に補助金の大きな減額があったとはいえ、簡潔型医療の3公立病院が地域医療を安定的に担い続けていくための機能分担と連携による体制整備を目指しています。

また、信大との連携を図り、医師確保のための仕組みづくりを進めていますが、上伊那医療圏全体の視点から地域完結型医療の提供体制確立を目指すスケジュールの中で、最新の情報としてどのような方向に進んでいるのか、進捗状況と合わせ議会答弁を通じ村民にわかりやすい説明を望むところであり、なかなか身近なものになっていないと思われませんが、お願いします。

3点目ですが、伊那中央病院のことについて伺います。余りにも広範囲であるためポイントでお尋ねいたしますが、病院は平成21年に地域がん診療連携拠点病院の指定を受けております。県下で信大病院をがん診療連携拠点病院・基幹病院にして伊那中央病院は七つの地域のがん拠点病院の一つであります。上伊那で唯一の病院であり、南箕輪にも近く、心強く期待される病院であると思います。ただ、村民の4人に1人ががんで亡くなっているという悲しい現実もあり、将来は全国でも2人に1人はがんにかかるということも言われており、早期発見、早期治療がもっとも大事なことで存じます。このことは、病院の体制も大事なことであり、専門の医師と充実した設備はまずもって最初に備えなければならない質のもとと考えます。

現在の、伊那中央病院のがん治療における専門医、認定医などのスタッフ数、PET画像も必要なときは松本か飯田への受診など、拠点病院の指定を受けてはいるが、何か心もとない感想を持っています。また、治療の困難性に加え、患者に痛みや再発等の不安を与えるだけでなく、家族にも負担を強いるなど、緩和ケアの重要性と村民が求める満足できる医療の提供なども含め、現状と今後の医療体制整備について、関係ある責任者の立場として御見解をお願いします。部分的に伊那中央行政組合に関係するもので場違いとなっている部分もあるかもしれませんが、村民の関心が非常に高く、医療体制充実の要望も強いので、あえて質問しますのでお答えできる範囲で結構ですのでお願いいたします。村長の思うところでも結構でございます。

4点目ですが、病院のホームページを見ますと、がん診療連携拠点病院の機能評価を12月8日に受けたようですが、結果はいつごろ公表されるのでしょうか。お伺いいたします。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。唐木村長。

村長（唐木 一直） 保健と医療につきまして、4項目につきまして御質問いただきました。時間の関係もありますのでポイントだけお答えをさせていただきたいと思います。

保健予防対策につきましては、現在この保健計画に沿って各種保健事業を進めてきております。この事業につきましては、栄養、食生活、運動、心などについて啓発や健康教室、相談業務を行っております。

この計画をどのくらい知っているかということでもありますけれど、これはほとんど知らない人のほうが多いというふうには思います。ホームページ掲載等々しておりますけれども、なかなか目を通していただける人は少ないというふうに思っております。これは、この計画だけでなく、どんな計画でも同じことが言えるというふうに思います。したがって、よりきめ細かに説明をしていくという、こういうことも必要かというふうに思います。数値目標はこの計画自体設定をされていないところであります。

まず成果であります。乳幼児や保護者に対するきめ細かな相談体制の整備をしております。がん検診では、子宮がん検診や乳がん検診の受診率がかなり伸びてきております。こういったことは成果であります。しかしながら医療費は急激に伸びておりますので、より一層生活習慣病に対する対策が必要となってまいります。この計画につきましては、平成26年度までの計画でありますので、これにのっとなってこれからもやってまいりたいと思います。

年齢調整死亡率の質問が出されました。長野県は全国で男女とも最長寿ということで、非常に誇れるべきことであります。長野県は、県域ごとの調整死亡率を5年に1回算出しております。市町村ごとで算出ということは、これはちょっと困難でありますので、そんな点は御理解をお願いしたいと思います。

中央病院を含めた医療再生であります。平成21年度を初年度する5カ年計画で、平成23年はちょうど折り返しとなってまいりました。したがって、この再生事業の目的は、病院完結型医療から地域完結型医療への転換を図るという、このことが大前提となっております。公立病院が、それぞれの得意分野を生かして、役割分担を明確にしていく、そして地域全体で医療を完結させていく、こういった体制の整備を今やっているところであります。伊那中央病院では、この4月1日から救命救急センターの指定を受けます。それに伴って、新たに救命救急センターの建設を行ってまいります。これは平成24年度からやってまいります。昭和伊南病院では、2次救急体制をさらに充実して、この4月からは回復期リハビリ病棟を開設してまいります。そして、辰野病院につきましては、今新築の最中でありまして、亜急性期患者を受け入れる回復機能医療が行われてまいります。こういったように公立病院がそれぞれの分野を生かしてやっていくという、こういうことが大前提となっております。

地域に対する医療従事者確保対策、これは上伊那全体としての大きな課題、問題であります。本当に木曾に次いで県下2番目に医師数が少ないという、こういうことであります。そういったことを解消するために、この伊那中央病院では、今建設中の研修センター内に、内視鏡技術訓練、シミュレーションを行うドライラボを設置していくということになっております。こういったことによりまして、医療技術の向上、そして魅力ある病院にしていくという、こういうことに期待をしておるところでございます。こういったことによって医師数がふえてくるという、こういう期待もあるわけでありまして。

それから、慢性的な看護師不足に対しましては、看護学生奨励金貸与制度を既に設けさせ

ていただいております。30人を超える申し込みがあるという、こういうことでありますので、長い目で見れば、これは上伊那の看護師不足に対応できるという、こういうふうに思っております。いずれにいたしましても、この地域医療を安定的に担い続けていくための機能分担と連携、これが十分図られ、地域住民に安心安全な医療を提供できるよう今後も引き続き関係する皆さんと一緒にやってまいりますのでお願いいたします。

それから、医療機器等の話もございました。がんの部分の話もありました。今、伊那中央病院では、緩和ケアということに力を入れ始めました。こんなことも御理解をいただきたいというふうに思います。それを担う精神科の先生が現在は非常勤であります。これを常勤の医師にしてみたいというふうな働きかけをしておるところでありますし、平成24年度からはCTの撮影装置の更新をいたします。それから、救急救命救急センターの建設に合わせまして、病棟も整備をしてみたいです。本当にがんを含めまして、そういった病棟整備をしながら本格的なこういったがんのセンターとなるように今考えておりますので、こんな点は御理解もお願いしたいと思っております。

機能評価の公表につきましては、現在まだ発表がないところでもあります。され次第、また公表をしてみたいと思っております。そんなことで機械、器具につきましても充実をしながら、それから平成24年度より始まる救急医療センターに合わせての病棟の整備という、こういったことも視野に入れながら、より一層中央病院充実をさせていきたいと思っております。組織町村の一員として努力をいたします。

伊那中央病院につきましては、経営的には本当にしっかりした経営となつてまいりました。黒字化ということで、本年度、23年度も5億円近い、これはすべて退職手当の積み立てや、修繕の積み立てをした後、そういった決算状況になるという報告がなされておるところでありますので、これからも伊那中央病院の充実のために組織市町村の一員として努力をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 広域のほうの地域医療再生事業のほうなのですが、なかなか情報が届かないというか、村民のほうに向かってこない。ホームページを広域連合も出しているのですが、なかなか地域再生医療のやつは1年に一、二回これは去年はかなり出ていたのですが、ここのところ全然出ていない。どういう状況になっているかというのがなかなかわからないという。だから村から村民のほうに何か伝達する方法がないのかなというのが一つありますけれども、これをどう考えておられるかというのをちょっとお尋ねしたい。

それから医師確保について、非常に難しいのに一生懸命やっておられると思うのですが、役員会の中でどんなふうな、お話できることがあれば、その医師確保についてどんな感触を得ているのか、ちょっとお尋ねしたい。

中央病院のことについては、新聞にも報道されていたのですが、高性能CTを導入されるというようなお話が確かに書いてありました。これが実はペットCTのことかということ。だから、がんの治療で早期発見するにはもうペットがなければ、拠点病院、長野県でも半分くらいは持っていないという、諏訪も持っていないようなのですが、飯田から松本まで通うということ自体のほうはやっぱ不自然であって、私とすればドライラボ

と優先順位を決めるときに何か議論があったのかどうかということもちょっとお尋ねしたいと思います。

だから結局そのことによって黒字化になっているというのは結構なことではありますが、緩和ケアの問題も含めて、スタッフ数だとかそういうものについてのがんの専門医、認定医というか、そういうものを充実させていただきたいというのは、これは希望ですけれども、どんなふうに先ほどの医師確保についてもそうなのですが、ちょっとここのお考えをお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村民への情報提供であります。詰まってきた段階におきましては、村民に情報提供していく必要があるというふうに思っております。中央病院だよりというのも出させていただいております。これは3市町村に共通した便りも出させていただいております。この辺につきましては、情報提供していく必要はあるというふうに思っておりますので、村報等、特集を組めないかどうか、その辺も含めてやっていきたいというふうに思います。

それから、医師確保、ドライラボ、ペットの話がございました。ペットにつきましては、長野県では4病院しかございません。したがって、これは将来的には、中央病院も課題というか、そういった部分、入れていく必要があるではないかと思っておりますけれども、これは課題ということでとらえていただきたいというふうに思います。

ドライラボにつきましては、議論としてはありました。あった結果、ドライラボになったという、こういうことでございます。これは信大でもかなり注目されておられるようですので、医師確保には必ず私はつながってくるというふうに考えておるところであります。経営面もかなり黒字になってまいりました。そういったことを踏まえて、どう魅力ある病院づくりにしていくのかという、このことは3市町村の理事者間でも常にそういったことは論議しております。本当に魅力ある病院という、このことにお金をためていくのではなくて、これに集中してやっていくべきだという御意見等は一致しておりますので、これからそういった病院づくりに向けてさらに努力をさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） いろいろありがとうございました。これで終わります。

議長（原 悟郎） これで6番、丸山豊議員の質問は終わります。

次に、2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 2番、久保村義輝です。

私は通告してあります3件についてお尋ねをします。

まず、1番として、今回の補助事業の補助金返還に至る経過、また今後の課題について村長にお尋ねをします。

この事業経過の調査は、まず村長がすべきだったと、このように私は思うわけがあります。それに対して、弁護士に依頼した意味は何かということではありますが、緊急雇用創出事業と、ふるさと雇用再生特別事業補助は、労働者の募集を公開する、そういうことで職安への申し込み及び文書による募集、直接募集でも公開を条件としていたと、こういう事業でありまし

たが、この報告に対して、文書には公募をしなかったのに公募をしたと、こういう報告をしたことが県から見ると非常に悪質だという印象を与えたと、こう思います。その結果、村が実施した平成21年度と22年度の補助事業は適正でなかったということで、県が補助金の交付を取り消して、村は1,000万7,000円を返還する事態となったわけであります。

この事業の執行権を持つ村長が、こういう補助事業導入を提起した事業であります。これが不正、不適正と言われる事態となったことに対して、まず村長みずからが調査して問題点を明らかにするべきだった、私はこう思うわけであります。村長の指示がどのように間違っ
て実施されたのか、こういう点は村長自身当事者として一番わかるはずだと思うわけであり
ます。この点で弁護士に依頼ではなく、みずからが調べるべきであったと思うわけであり
ますのでその点についてお聞きをします。

さらに、記者や議会への説明についても、一番初めの全協での説明は非常に簡単な、大したことはないというような受けとめをするような説明であったというふうに思っております。その後新聞報道等によって、これは大変なことだというふうになったわけであります。その調査をする前に、職員の処分も考えるというように言及をする、こういうことは当事者として事態がよくわからないままそういう発言をするのではなく、きちんと調査をするということが大前提だったと思うわけであります。村民の印象は、村長は逃げていると。副村長に説明させたり、村長自身が逃げているなという印象を村民は受けとっているわけであり
ます。こういう点で、当事者としての責任をどのように考えていたのか。このことについてお聞きをいたします。

②であります。過去の補助金事業でもいろいろ問題があったことを村長自身教訓にできなかったのかということを感じるわけであります。村ではこれまでも村内の団体が補助金を受ける事業、これを当然村が扱うわけでありますので指導をしてきたわけであり
ます。補助要綱に定められた実績を上げられなかったということで後になって補助金を返上した、こういうこともありました。これはコンバイン導入であります。そして、事業実施をする農業者が負担すべき項目をきちんと説明せず、結果的に村がそれを負担することになった、これはイチゴのハウスの問題であります。排水対策で1,000万円ほど村が負担をしてしまったということもありました。こういうふうに反省すべきものがあつたわけであり
ます。このイチゴハウスのときには、時の村長にきちっとした処分も必要ではないかというふうに私は確認をとったのですが、時の村長は、職員が萎縮するので処分はしないと、こういう立場であり
ました。すべての責任を職員に背負わせるということは大変きついなということだと私も思いますが、そのときにも、必要な訓告等、きちっと処分は処分として行うべきだったと思うわけ
ありますが、そういうような経過があつたわけであり
ます。

今、言ったのは、村が補助を受けるという事業のことでありますが、村が団体に補助金を出すという、こういうこともあります。いいかげんな計画の事業に対して、これは西天のトイレの問題であり
ますが、非常にいいかげんな計画であつたということに対しても補助をしようとして強行したのですが、大きな批判を受ける中で、結果的には補助をしなかった。これは正しいことだと私は思いますが、そういうふう
にきちっと計画や要綱に従った事業をするし、また、させるという観点
がやっぱり薄かつたのではないかと思うわけであり
ます。こんな点は村長も今まで長い庁内での勤務でいろいろの事情を知っていると思
いますが、このようなことが補助金事業に当たっては起こり得るということ
を教訓として、全職員にも伝えるよう

なことがもっと前からされておれば、今回のようなことがなかったのではないかと私は思うのです。こんな点で村長のお考えをお聞きします。

③であります。村民から知り合いを雇うなど、大変なれ合いの村政ではないかという批判も聞いているわけであります。やはり公平公正な人事や人選が必要だというふうに思うわけであります。村民の声としては、元職員や行政関係者が、公的施設や公的作業に多く採用されているが、なれ合いではないか、こういう疑問が出されているわけであります。お互いに、知り合いの中で便宜を図るといような体質が、最終的には今回のような事態になったのではないか、こういう事態を招いたのではないか、こう考えるわけであります。やはり先ほども村長、公募をしているというふうに丸山議員にお答えをされたわけでありますが、中に村民の目に触れるように、きちっと公募をし、採用をするというように、疑念を持たれない対応をする必要があると考えるわけであります。その点で村長のお考えをお聞きします。

④であります。遵法教育、法律をきちっと守って仕事をしなさいという遵法教育が強調されているわけであります。既に講習会をされているというふうに聞いております。それはそれで大切だと思いますが、それとともに、理事者の意向に流されずに職員がきちっと意見が言える、こういう環境が必要だと思うわけであります。どうしても事業執行者、村長の上からの指示というものが非常に強いわけでありますから、それに対して忙しくていいかげんなことしかできないとするならば、「もっと時間をくれ」とか、「村長、これはやっぱり要綱からいうと、村長のいう進め方では無理がありますよ」といような、やはり職員がきちっと上に対しても意見を言い、そして協議をして進めていくということが大事だと思うのです。そういう点で人事評価の制度が、ややもすれば上に対して意見を言えないような重しになってしまっはいけないと思うわけであります。その点できちっと意見が言えるような環境を整えるべきだと考えるわけであります。

また、新聞報道では、この間の研修では講師が「当たり前のことを勉強するのは恥とすべき」ということから始まったということであります。確かに、公務員としてごく当たり前に分かっているべきことをまた勉強するのは恥だといような、そういう言い方もあるかと思いますが、私は基本に立ち返るということはいつでも必要だと思います。また、公務員としての原点に立ち返って初歩から学ぶということは何度あってもいいと思うので、当たり前のことを勉強するのは恥というよりも、当たり前だと思っけていてもよくわからないでいることはあると思います。そういう点では原点に立ち返ってやっぱり学ぶことが大事だと思いますので、その点について村長のお考えをお聞きしたい。

それで、今回の事業において、調査報告書の中でも触れている部分がありますが、理事者がこの人を雇ってほしいといような意向がもし反映して、特定の人を採用したということになるならば、これはやっぱり要綱に従って理事者に対してそれはだめですと、先ほども言ったのですが、そういうことがきちっと言える、これはそういう職員をつくっていかなければならないと思うのです。そういうことを含めて村長のお考えをお聞きします。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番、久保村義輝議員の御質問にお答えいたします。

補助金返還にかかわる経過と今後の課題につきまして4項目にわたり御質問をいただきました。先の議員と重複する部分もあろうかと思いますが、その点は御理解をいただき

たいと思います。

まず、調査は村長がするべきだったと思うがという質問でございます。当然、この問題につきましても、経過などをはっきりさせるための調査というのは最初に村がやりました。このことは御理解をいただきたいと思います。これは退職者も呼んでやっておるところでございます。そんなことは御理解をお願いいたします。この事業を私自身が指示をしたとかそういう部分がございますけれども、それは最高責任者として、やったことはすべて私の指示と、こういうことになるわけでありまして、したがって、今逃げているというような質問もございましたが、私はこの問題から逃げるつもりはございませんので、きちんとおわびを申し上げ、これからきちんと対処をしていく、そういった心構えでやっておるところでございます。

この問題、この事業につきましても、そうはいっても名前は、私自身はこういう事業があるということは承知をしていたところでありまして、したがって、私自身もこの補助事業に対してきちんと要綱を読み取っていなかったという、このことは反省もしておるところでございます。すべてのそういったものについて目を通すということは、これはなかなかできませんけれども、そのために職員がしっかりやっていただきたいという、こういうお願いもしておるところでございます。

なぜ弁護士に依頼をしたのかということでもあります。最初村が調査をし、その後弁護士に依頼をいたしました。1点は、身内が調査をしたことにより甘さが出てはまずいという部分であります。したがって、弁護士調査につきましても、条件を全くつけずに厳しくやっていただきたいという、こういうお願いをしたところがございます。同時に一番大きかったのはこの2点目であります。県の発表で虚偽の記載をした実績報告書を県に提出し補助金の交付を受けたと、こういう発表となってしまう。これは悪質とかそういうことではないわけでありまして、結果的にはそういうことになるわけがございます。したがって、仮に虚偽記載が事実とすると、虚偽公文書作成罪という犯罪になってしまいますので、専門家の徹底をした調査をお願いしたところでもあります。結果としては、虚偽ではなく推測である回答であったということが判明をしたところでもあります。当然村は村として調査をしておるところであります。

私は、県の調査をいろいろ云々申し上げるつもりはございませんけれども、やはりきちんと本人に確認していただきたいなという、この思いはあるところでありまして、そもそもこの問題の発覚といいますか、なぜ出てきたかというのは、これはどこにも報道されておりませんが、これは前々から申し上げてありますとおり、他県のいろんなこの事業に対する不適正な受給というような、そういった事例が県を通じて情報提供があったという、こういうことでもあります。3回にわたりましてこの情報提供がありました。その中で、うちの担当がうちはどうかということでそういった事業を調べまして、これは同じような事例だということで県に相談をしてこういった経過となったところでもあります。したがって、悪質とか故意とかそういうことではなくて、本当に要綱の理解不足、認識不足という、こういう部分、それから制度の変更ということもありましたので、その理解不足という、こういったこともあるのではないかというふうに、調査の結果そんなことを思ったところがございます。そんなことはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

過去の問題点が教訓にされていないのではないかと御質問であります。今回の補助金

問題の内容と異なりますけれども、過去にも補助金の返還というのがありました。私の記憶では今回と過去の2回だというふうに記憶をしているところでございます。これは20年ぐら
い前、久保村議員の御指摘のように、ソバ刈り取り用コンバインを国庫補助で導入し、これは
会計検査員により要綱を満たしていない旨の指摘がありましたので、補助金を返還したと
ころでございます。これはかなり前になります。したがって、時間の経過と同時にこう
いうことを忘れてしまったという、このことはそのとおりだというふうに思っております。
そういった過去の事例を事例としてきちんと伝えていくという、こういうことも必要かとい
うふうに思ったところでございます。そのときの教訓が生かされていない、こういう御指摘
でございます。私もそのとおりだというふうに思っております。そういったことをこれから
はどうさまざまな事業の中に生かしていくかという、このこともやっていかなければなら
ないというふうに思います。そういったことはコンプライアンスやそういったさまざまな研修
によって地道に進めていく以外にはないというふうに思っておりますので、その点は御理解
をいただきたいというふうに思います。

西天のトイレの問題もありました。これは4市町村の共通した問題ということで、これは
そうはいつでもということで補助金を出さなかったところでございます。これは久保村議員
からもさまざまな御指摘もいただいたところでもあります。そういったことで出さなかった
ということでもあります。

イチゴハウスの問題が出されました。この問題につきましては、私も当時の担当課長で
ございましたので、これは説明不足、説明はしましたけれども、相手にすると説明不足だった
という、こういうことでありますので、これは補助金返還とかそういうことではなくて、そ
のことによって事業費が増となってしまった、この分を議会の御理解、議決をいただき、そ
の上乗せになった分を村の一般財源でやったということでもありますので、補助金返還とは若
干違います。これは幾ら説明しても説明をし足りなかったという御指摘がありましたので、
その辺は大変申しわけなかったかなというふうには思います。ただ、当時の担当、苦勞を
いたしまして、さんざん説明をしたという、こういうことであります。このときの処分は私も
当時の理事者からいただきませんでした。そんなことはそのとおりでございます。

それから3点目の問題でございます。村民から知り合いを雇うなどのなれ合い村政との批
判が強いという、こんなことであります。知り合いを雇ったとか、こういうことは全くご
ざいませぬので、その点は新聞報道も一部された部分もありますけれども、そういうことは全
くございませぬ。

今回の問題で補助金返還となった事業の人選であります。大芝高原の整備事業、これも返
還となりました。これは最初は公募で実施をいたしました。3年目で制度が変わりました。
そのことへの理解不足があった、このことは否めない事実であります。最初公募をしてその皆
さんを雇用したのです。制度が変わっていく中で3年目にシルバー人材センターにお願いを
して、同じ人に頼んでしまったという、このことは制度の部分の理解不足があったというこ
とであります。同時に、間伐作業などは危険性を伴い、ある程度なれた方や専門的な方をお
願いしたほうがよいという判断、このこともあったという、こういう調査が出ておると
ころでございますので、最初から公募をしなかったという、こういうことではございませぬので、
公募をした人を雇い続けてしまったという、こういうことで御理解をお願いいたします。

それから、大芝荘の問題でございます。理事者から言われたからという、こういう報道も

なされたところであります。この事業につきましては、本当に事務的になれている、専門性が必要だというようなこと、コンピューターに長けているという、こういう部分もありました。探してもないということでもありますので、こういう人はどうかという、こういうお話はさせていただいたところでもあります。しかし、その先はきちんと要領にのっとってやっていたかなければならなかったのかと。私自身も先ほど申し上げましたように、この制度に公募をすとか、そういう要領のことまで全然認識をしていなかったという、この甘さがあったというように思っております。したがって、特別な知り合いを雇ったとか、そういうことはありませんので、そんな点は御理解をいただきたいと思えます。同時に、他の事例の話もありましたけれども、今公務員というのは60歳定年であります。これは延びていくという。年金との絡みがございまして、どこの市町村でもその後をどうするのかという、このことは悩みとなっておりますのでございまして。したがって、公的などいいますか、村が関係する機関につきまして、従来はそういうことをしてまいりました。このことは皆さんも御承知のとおりでございますし、県等もやっておりますのでございまして。しかし、昨年村の場合には、そういう部分がないわけでもあります。したがって、あっせんはしないという、こういうことにいたしましたので、それぞれの外部団体、外部機関、それぞれで雇っていただくという、こういうことにいたしました。ちょっと職員に対しましては、気の毒だというふうな思いはありますけれども、そういうふうさせていただいたところでもあります。

臨時職員の採用の部分でございます。先ほども申し上げましたけれども、行政関係、庁内、保育園、教育委員会、多くの臨時職員がおるわけでもあります。このことにつきましては、年度末に公募を行い、すべて公募にのっとって臨時職員をお願いしております。このことは御理解をいただきたいというふうに思えます。すべてが今回の事案のようにやったということではありません。今回の事案は、外部団体との連携不足でそうってしまった。最初は公募をしてやった事業も、次から同じ人を雇ってしまったとか、そういう部分でありますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。必要に応じて担当課では面接までしております。そんなことで公正にのっとってやっておりますのであります。

これも先ほども申し上げましたけれども、私自身、この臨時職員の雇用につきましては、全くこれはわかりません。関与していないところでもあります。決済が回ってきて初めて、100人近くおるわけでもありますので、こうした人たちを雇ったのだなということでもわかることでもございまして。そんな点は、多くの事業は公募をしてやっておりますという、こういうことでもお願いをいたします。決してなれ合いで雇うということではございませんので、お願いをいたします。

それから、遵法教育の問題であります。今回の補助金返還という事態を受けまして、先日職員を対象としました公務員倫理とコンプライアンスに関する職員研修会を実施いたしました。これはもう一度職員が原点に戻り、これは久保村議員のおっしゃられたとおりであり、原点に戻り、公務員としての法的立場、公務員としての自覚などを通じ、要領や要綱に沿った事業実施をするという仕事の基本を再認識してもらうためのものであります。このことが信頼される公務員のあり方、村民の立場に立ったサービスが提供できるものと考え、大変重要なことだと理解しております。今後も継続してやってまいりたいというふうに思えます。職員教育、職員研修は継続していくこと、このことがすべてでございます。

ものがきちんとと言えないという、こういうことの御質問もございましたけれども、事業と

というのは、決して私からこういうものをやれとか、そういうことはないということもありませんけれども、多くは職員が考え、職員が課内で議論をし、こういった制度にしていくとか、こういったことをやっていこうという、そういうことが基本となっておりますので、そんなことは御理解をいただきたいというふうに思います。職員には、日ごろから仕事に対する自分の考え方、きちんと持つようにという、こういうことは毎回言っているところであります。私のところに最終的に来る場合には、職員間で十分議論し、課内の意見として上げていただきたいという、こういうこともお願いしておるところでございます。そんな点も御理解いただきたいというふうに思います。

久保村議員も御承知のとおり、私は決してワンマンではございません。人の意見を聞くほうだと自分では思っております。足りないということであればさらに聞いていきたいというふうに思っておるところでございます。したがって、職員がものを言えないという、こういうことはございませんので、むしろ他の市町村と比べてそういう点では私は職員との意思疎通というのは図られているというふうに思っております。そんな点よろしく願いいたします。

しかし、私が村長になる上で、さまざまな村民の皆さんとの公約という、この部分もござります。したがって、私からこういう事業を実施していただきたいという、こういうことは言う、このことはあります。これは私の責任としてやっていくという、こういうことでありますので、そういうこともあります。しかし、その場合におきましても、どういう事業にしていくのか、どういう手法をとっていくのか、このことはそれぞれの職員間で十分議論をさせていただいておりますので、そんな点も御理解をお願いいたします。

人事評価の話も出ました。人事評価につきましては、逆に評価の考え方といたしまして、ものを言えない職員というのは、人事評価というのはこれは当然低くなってまいります。私はどんどん積極的に何事にもチャレンジをしてやるようにという、こういったことを人事評価のもとにしておりますので、その点はそういうことはありませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 私、先ほど事業執行を村長から指示という話をしました。それはすべて村長が一つ一つ指示をするということではない。当然だと思います。また、村長がすべての事務執行の分掌をすべて知っている、こんなことは無理だと思います。ですから、当然各職員がそれぞれの部署できちんと法令に従い、要綱に従ってやるということが大事なのです。ただ、場合によっては、事業を急ぐという場合があります。特に補助事業というのは非常に煩雑で手間がかかりますから、執行する職員としても大変なのです。そうすると、早くやれよということは非常にプレッシャーになるわけですから、どうしても人員が必要ならばそこへ補強をしたり、チームとして対応するとか、次から次へ補助事業が出されたわけですから、そういうものに対応するというのは非常にきついです。そういうことも含めて長としては、必要ならばそこへ緊急の人員配置をしてでもみんなをまとめていくと、チームをきちっと動かすということが大事だと思うのです。そういう点で、過去の教訓といったのは、そういう事例があるということは、やっぱり長としていつでもこういうことがあるから気をつけるということは、今もよく病院で手術をすべきでない人を手術してしまうよ

うな患者の取り違えということが起きる、こんなバカなことがと思うことが起きるのです。ですから、事務事業でもやはりそこは二度三度、一人の目ではなくて、やはり2人、3人が目を通してこれでいいのかという疑問を挟んでいくということが大事だと思うので、その点は長としての、先ほど言ったのはそういう気遣いが必要だということを行ったわけでありませぬので、すべてを村長が目を通すということは、それは無理な話だと思いますが、取り組み方としてはそういう姿勢でしっかりやってほしいと思うわけでありませぬ。

それから、確かに自由に意見が言える職場になっているという村長の話ですのでそうあってほしいと思いますが、ぜひこれはどんなに忙しくても無理なものは無理、もっとこうあるべきだということは、よりそのチームなり部署で論議をしてもらっていくということが大事で、やはりちょっと忙しければまあいいかという流され方をしてしまうと、こういうような結果につながってしまうと思います。その点で、重々研修も受けているわけですからそういうこともおわかりだと思います。ぜひその点については、長としてそういうあたりに気配りをするという、この点だけお聞きをしたい。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） それぞれ事業執行につきましての御意見をいただきました。補助事業が入ってきますと本当に忙しい、このことは事実であります。したがって、ここ何年かはさまざまな補助事業というのが年度末に来て急に出てくる、こういったことで忙しかったかという、そういう面は事実であろうというふうに思います。そういったこと、職員をもう少し気遣うといえますか、そういった部分も必要であったかなという、そんな思いはしておるところであります。私も私自身が行政出身でありますので、本当に忙しいときは、徹夜までしてやった記憶もあるところあります。したがって、職員もこのぐらいならできらうという、こんな考え方もあった、そんなふうにも反省をしておるところでございます。これからも風通しのよい職場、意見が言える職場、こういうことには心がけてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 今までの論議の中で、今後の課題は解決をしていくということですが、やはり村民から見ると、そうはいつでも大事な1,000万円を超える金額が消えてしまったということになります。これで終わりだということではなく、まさに今、これからしっかりとそういう点を見詰めながら進んでいくと。この前の説明でも、退職者については、しょうがないという話もあったのですが、やはりきちっと公務員として在職中に起きたことについてはきちっと責任を負ってもらうということについては、ぜひ村長からも今後についても厳命が必要だと思うわけでありませぬ。その1点だけお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大変な御迷惑をおかけした、このことはそのとおりだと思いますし、深く反省をしおわびを申し上げ続けておるところでございます。

私の使命といたしましては、これからこういうことを二度と起こさず、職員教育、職員研修を徹底させながら、職員一丸となって村民の信頼回復に努めながら、この村をどう住みよい村にしていくのか、そういったことが責任だというふうに思っておりますので、職員一丸となって村民の負託に答えていきたいというふうに思います。

退職者につきましては、そういったことが起こったという、こういう部分は話をしてそれぞれの分野でまた頑張っていたきたいという、こういうことだろうというふうに思いますので、その点は御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） それでは、大きな2に移ります。

雨水排水対策の構想はどこまで進んでいるのかということでお聞きをいたします。これは南原地域の集中豪雨や梅雨時に道路の冠水やたまり水が非常に引かないということの解決のために、区の関係者と村がともに努力をされてきたわけであります。それで、今度の新年度予算に排水処理の委託ということで費用が盛られています、これはこれまでの庁内検討も含めて提起をされるのか、あるいは全くゼロからの外部に対してこういうことを委託するのか、そこら辺、今までの庁内での一定の方向性が出されていたのか、そこも含めてお聞きをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 南原地区、沢尻地区も含めての雨水排水対策の質問でございます。この雨水対策につきましては、この南原地区というのは地形的なこともあり、雨水排水の流末がどうしても2カ所に集中をしてしまうという、こういう面であります。1カ所は広域農道の側溝であります。農道から西側の畑地帯の雨水が流れ込んでまいります。もう1カ所は広域農道東から中央道までの間の雨水、これが中央道側道の水路に流れ込んでまいります。その流末はいずれも戸谷川ということになっております。特に、この中央道と広域農道との間というのは、開発がかなり進んできております。土地が宅地化されて浸透性がなくなってきたおると。それに加えて最近ではゲリラ豪雨というような言い方もされておりますけれども、短時間に集中的に雨が降ってまいります。そういったこともありまして、昨年、平成23年度も中央道へ流れ込むというような、そういった事例もあったわけであります。水路の能力を超えてあふれてしまう、こういったケースがあります。

職員、庁内での検討と外部委託の質問がありました。これは両方の考え方でやっていくということであります。庁内には専門的な、技術的な、そうはいつでも職員がおらないわけであります。この必要性というのは感じておるところであります。毎年毎年そういったあふれる部分がありますと同時に、地形的に言っても複雑な部分、低いところがあります。道路がたるんでいて低く、そこへ水がたまってしまいます。その排水をするには、一時的に地下浸透の措置を講じてはきておりますけれども、それは最終的な抜本処理とはなっていないという、こういうことでもあります。そういうことを踏まえまして、専門的な見地から総合的に検討をしていただくということで、平成24年度の予算に、沢尻地区を含めて流末の処理を含めまして委託をしていく予算を計上させていただきました。現在でも上伊那広域連合との土木振興課とも相談をしておるところでございます。そういったさまざまな角度から検討をして、コンサルタント会社、調査・計画の専門業者ということで委託をしていきたい。そして、その計画に基づいて実施をしていく必要があるという、こういう判断の中で予算化をしたところでございます。したがって、平成24年度につきましては、調査段階ということでもあります。早くても平成25年度からということでもありますので、それは一時的なそういった対応でのいでのいかなければならないというふうに考えております。いずれにいたしましても、大

きな災害ならないように、村として十分配慮をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） この件については、ことしもこれから梅雨あるいは夏の豪雨が予想されますので、当面、今村長が言われたように、緊急対応としてはおくれをとらずに進めてほしいと思います。

次に、3に参ります。

国道361号の安全対策についてです。これは私今までも何度か質問をしたわけですが、ここへ来て非常に国道からの事故、今、ガードレールや側溝へのふたが必要ではないかということを探るわけですが、非常に国道走行中の車が道路から飛び出す、あるいはそういうことの中で、電柱や標識等に、これが不思議なことに、本当に事故というと、電柱や標識等にぶつかるのです。ちょっと避ければいいのと思うのですが、畑の中に飛び込んだら大事故にならないのですが、非常にふえている。この間2月1日の雪降りのときも、これは西原地籍でしたが、非常に横からの吹き降り路面にも大分雪がたまっていたわけですが、やはり上から下ってきた車が畑に飛び込んで、しかもそこにあった電柱にぶつかるということで、本当に不思議だなと思うようなことが起きて、救急車が飛んでくるという状況がありました。これは国道のことですので、直接村がどうだという問題ではないのですが、片方で、非常に交通事故が村の中でもふえているということがいつも言われるわけで、これはどうしてもガードレール等をつければ飛び出してということよりも、ガードレールによってクッションになって、たとえ物損事故になっても大事故にならないという、こういう防止になるというふうに思うので、これは2番目の歩道設置とも関連するわけです。歩道をつくれれば大体ガードレールも設置されるのですが、今は全く飛び出せば側溝があり、外が畑と。まだ畑ならいいのですが、数年前ですが事務所に直接飛び込んだという例もありまして、それこそ住んでいる人たちも安心できないということがあるわけですね。ですから、歩道を設置するということも含めて、歩行者の安全確保と同時に、事故そのものを大事故にならないような、未然に防いでいくということができないのではないかと。しかも国道の場合、南側はほとんど側溝ですので、あそこへ飛び込めばこれも大変なことになるなというつも思うわけです。そんな点で、これは1と2を含めて申し上げますが、歩道を設置し、ガードレールをつける、そして側溝へもふたをしていくという、こういうような改善方向を進言すべではないかと思うわけです。そのことが村の交通事故を減らすことにもつながるのではないかと、こう考えるわけでありまして。その点で、国道管理について村からの提言やら、どうあるべきかというあたりを村長にお聞きいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 国道361号の安全対策についてでございます。この国道361号につきましては、開通から6年が経過をいたしました。毎年交通量はふえております。交通事故につきましても、ことしの1月につきましては、死亡事故も発生をしてしまったという、残念なことでありました。死亡事故につきましても、ルールを守ったり、気をつけておればという、こんな思いもあるところであります。そういう中で、この道路につきましては、本当

に西から東に向かって勾配があって、スピードが出やすいという、こういう道路であります。そしてかなり600メートルにわたって側溝があるというような、そういう道路であります。したがって、この点につきましては、警察や建設事務所とも、事故が起これないように発生原因等も調査をしてみる必要があるのかと思っております。どこに問題点があるのか、安全対策について検討しながら、早急に対策を講じていかなければならないというふうに思いますので進言はしてまいります。ガードレールや側溝へのふたということでもありますので、そういったことは必要だというふうに感じておりますので、強く要請をしてまいります。その前にどういったところをどうしたらいいかというのは、これはこちら村側の検討も必要であります。調査も必要であります。それをしながら、そういった要望をしてまいりたいというふうに思います。

歩道の設置の件であります。これは毎年要望しております。大変これは長い道路でありまして、金もかかる道路であります。したがって、実現というのはなかなか難しいというふうに思っております。毎年、毎年要望しておりますけれども、なかなか前へ進んでいかない、これは県の財政事情等々もあるわけであります。それからほかの事業とのバランスというかそういった優先順位もあるわけであります。そういったことを考えますと、本当の安全対策面ということで、本当に必要な部分の歩道の設置、これはポイント的にやっていく必要があるのかなと私自身は考えております。その辺もまた地元の皆さんの御意見もお伺いをさせていただければというふうに思います。全線一気にやれといってもこれはなかなか無理であります。したがって、本当に必要なところを要望していく、こういった方向に切りかえていったほうがいいのではないかと、そんな判断もさせていただいたところでありますので、この辺はまた地元の皆さんとの御意見、区長さんを中心としながら、またお聞きをしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 一気に歩道をつけろというのは、それは無理だと私自身も思っています。ただ、以前に歩道計画で測量までしたという経過がありますので、長期的な見方で、一体県や国はどのような方向づけをしているのか、これはやっぱり確認しておく必要があると思うのです。そして、あそこにまた企業が出てくるという話もありますが、まだまだ戸建ての家やどんどんと工場が出るとはなっていない今の時期に歩道敷地を確保しておく、あるいはこういう計画ですということを地域住民に周知をして協力を願うというようなことをしておかないと、これはますます後になって大変だと思うんですね。そこら辺について、やはり長期的見通しの中で、国道361号をどういうふうにしていくのかというあたりは、もう少し国の考え方をきちっと正して我々に知らせることが必要だと思うのですが、そこら辺の協議等はどんなふうになっていますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 以前、この道路につきましては、測量も一部実施をしたという、そういう経過もあるところでもあります。毎年この歩道設置につきましては要望しておりますけれども、なかなか前に進んでいかないという、こういうことでもあります。この道路は国道でありますけれども県の管轄道路ということでもあります。したがって、県とも現状ではどうなのかという、こういう確認作業もしていく必要があるというふうに思います。御指摘のとおり、あの地域はまだまだ発展する、こういった地域でございますので、そういったこ

との支障にならないうちにそういった計画がどうなっているのかという、このことは必要だというふうに思いますので、早急に確認はさせていただきたいと思います。ただ、毎年のごとでありますけれども、要望はいたしますけれども、前に進んでいかないという、このことは残念だなというふうに思っております。

そんなことで、県の確認作業をしながら、また必要なところから安全対策をやっていくということが大切でありますので、そんな観点で取り組ませていただきます。よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 今、村長、なかなか進まないということはそのとおりですが、県としては、歩道の必要性ということについては全く言及しないのですか。工事をすぐやるということは当然無理としても、今後の見通しとしての、必要なのだということすら言わないのですか。その点だけ確認をいたします。

議長（原 悟郎） 藤田建設水道課長

建設水道課長（藤田 貞文） 毎年県の要望箇所の現地調査を行っておりまして、その際に必ず沿線と一緒に回って歩きます。その際には、県としても必要性は感じておるところでございます。大型農道から西側の部分でございますが、あそこは若干車道幅員が狭くなっております。両わきに側溝があつて、大型車が通れば車幅ぎりぎりというような状況もございませう。そういった中で歩道の設置ということにつきましては、必要性を感じているところもございませうので、またそこら辺、しっかり県と確認をしながら、早急な事業化等もまた要望も上げていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） それでは、ぜひ歩道については強力な推進をお願いして、以上で質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、2番、久保村義輝議員の質問は終わります。

ただいまから午前11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前11時00分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） 4番、小坂泰夫です。

まず1点目の質問であります。件名にございます入湯税込の増を目指してということで、特には大芝の湯の利用客数、特に平日、あるいはリピーターをふやすための質問をさせていただきます。

①としまして、大芝の湯は皆さん御承知のとおり、ろ過機の改修のためことし6月ごろでしょうか、比較的長期の休業の予定であります。その休業を利用者に周知するため、またその再開後に、休業しているわけですからお客さんもちよっと減ってしまうのではないかと懸念もありますので、再開後の集客を図るため、まず村や産業課でしょうか、公社が再開後の集客のために計画しているイベント、内容等がありましたらお知らせください。

また、私からの提案としましては、割安の回数券の販売や、割安の特に休日は大芝の湯はいつもいっぱいというふうにも思っておりますので、平日をふやすために平日の回数券を販売したり、また食事券も何か割安にして、大芝開発公社の売り上げ増にも寄与するために、食事券のプレゼントなど、いずれも中期、長期休業するわけですから、その休業前に販売等を行って、開業後の1カ月からいいところ2カ月かと思えますけれど、そういった利用期間の限定をすることで休業した後もお客さんが減らない、かえってふえるぐらいのことを行っていただきたいと。

以上が①です。

続きまして、②の質問は、燃料費等高騰しております、大芝の湯の経営も大変になっているかと思えます。現在、南箕輪の日帰りの大芝の湯は500円で入場できますけれど、その価格を経営上改定する検討状況等あればお知らせください。

また、現在、大芝の湯の回数券は1回500円ですけれど、それを5,000円で11回、1回プラスして11回券を販売しております。5,000円の1回での購入というのはちょっときょうび購入しづらいのではないかなと、もっと値段が安く割安の回数券、さっきも言いました平日券を販売して、とにかく多くのリピーターを確保していただきたいと思えます。

以上が質問であります。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 4番、小坂泰夫議員の御質問にお答えを申し上げます。

入湯税の増を目指してという御質問でございます。2点にわたりましたの御質問をいたしております。

1点目のろ過機改修工事の休業の問題であります。この工事につきましては、村の発注でありますので、その内容からまずお答えをさせていただきます。今議会最終日に工事請負契約の議決議案を上程いたしますが、工事期間が当初想定していたよりかなり短縮できるということとなりました。工事期間は大芝荘が5日、大芝の湯が18日という見込みであります。これはあくまで見込みということですので、その辺はそんな受けとめ方をしていただけだと思います。利用者の皆様に御不便をおかけする期間が大分当初から比べると短くなってきて、この辺は安心をしたところであります。この工事期間の周知であります、これは施設管理者の受託者である開発公社が主体となって行いますが、あらゆる手段を講じて村民の皆さんを初め、村外の利用者の皆様にも徹底するよう、委託元として公社を指導してまいります。

現時点で、公社が企画しておりますのは、法人組織が一般財団法人に移行します4月1日を記念としたイベントを施設ごとに計画し、この機会を通じて工事中の休業をPRする予定であります。大芝の湯では、議員御提案の回数券の割引販売も行わせていただきます。周知と同時にそういったこともやってまいります。

この4月1日の一般財団法人移行のイベントであります、これは施設ごとに職員に検討をさせたところがございます。またさせているところがございます。こちらからどうこうということではなくて、ぜひ皆さんで考えていただきたいと、こういうことで今検討をしているところがございます。そのほか、何点か御提案をいただきましたので検討をさせていただきます。そして、休業中の穴埋めができるようにさまざまな対応をしていかなければならないというふうにも思っております。もちろん、この工事終了後のオープン時には、改装オープ

ン記念イベントを計画していく必要があるというふうに考えております。その中でも可能なサービスを実施し、利用者数の増加に努めていかなければと思っております。この検討につきましては、これからでございます。したがって、御提案がありましたような、利用期間の限定をした食事券のプレゼントサービスだとか、あるいは平日のもう少し購入しやすい、そういった回数券の販売とか、そういったことが今提案として出されましたので、その辺も御意見としてお聞きをしながら検討課題とさせていただきたいと思っております。

2点目の、燃料高騰による入場料値上げの可能性についてであります。燃料の高騰が経営を圧迫していることは御承知のとおりであります。こうした場での発言というのは、影響が大きく慎重に運ばなければならないというふうには思っております。

大芝の湯の年間の入場者数というのは、平成21年度30万7,000人から平成22年度では29万4,000人と、約1万3,000人減少しております。本年度は、3月7日現在で27万5,000人です。これは3月7日現在ということですので、昨年より若干下回ってくるのかなという、こういう予想を立てておるところであります。

しかし、この数につきましては、近隣施設と比べますとかなり大きな利用者数となっておりますのでございます。平成21年度から22年度は1万3,000人減少しておるところであります。今回予算としてお認めをいただきました、燃料高騰に伴うところの指定管理料の補正600万円ということをお願いをしたところでもあります。これは約1万2,000人分の入場料に相当する。したがって、燃料の高騰で本当に1万2,000人分の入場料が消えてしまうというようなそんなことになっておるところであります。したがって、この燃料価格がこのままの状態であれば、隣接する施設の様子も伺いながら、価格の問題も考えていかなければならない可能性はあるということで申し上げておきたいと思っております。いつからとか幾らとか、具体的な検討に入っているわけでありませぬので、その点は特にこういった場面の発言でございますので、慎重をお願いをしたいというふうに思います。燃料高騰して経営が大変だという、このことはそのとおりであります。そういったことも踏まえ、今後の検討課題となってくる、こういったことになろうかというふうに思います。

大芝の湯自体、先ほど申し上げましたとおり、本当に他の施設と比べますとかなり大きな利用者数であります。そういったことを踏まえまして、さらにリピーター、さらに人数増加、こういったことに向けてさまざまな工夫をしていかなければならないと思っておりますので、また御提言をお願いしたいと思っております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 今の件で再質問ですけれど、まずろ過機の改修で、今回予想される額というか、6,000万円を超える金額をかけて大芝の湯、大芝荘のおふろを維持していくのだという現実があります。また、今、村長の答弁にありました燃料費が上がったことで、人口並みの数の入場料分を村費から充てるというような現状もある。こういった村の大芝の福利厚生施設としての大芝高原、大芝の湯等を村民にまた村がこういった努力をしているということを理解していただく機会も必要かと思っております。

先ほど500円の入場券に関して、今すぐあげるとかそういった答弁はないということですが、ここで質問なのですけれど、現在、例えば隣の市では、1回の入浴券が600円になっております。ただ、回数券は3,000円で買って7回分ということで、1回あたりが428円

になっております。600円が1回の入場券なのですが、回数券を買うと428円です。南箕輪は500円で1回なのですが、回数券は5,000円で買って、1回当たりが454円、伊那市のほうが428円、南箕輪のほうが454円ということで、回数券を買うと伊那市のほうが割安になっているという現実がございます。今後、先ほど割引回数券をイベントを含め検討しているという答弁でありましたので、具体的な価格等、見ればお答えいただきたいですし、ぜひそういう隣の市よりも今は高いという現状がありますので、そこら辺の御努力をいただきたい、それについての答弁をひとつお願いします。

また、先ほど休業の案内をあらゆる機会を通してということで、それで私思ったのですが、まっくんバスを利用して大芝の湯に行かれています方も少ないかもしれませんがあろうかと。それでまっくんバスのバス停に休業の案内、される予定かと思えますけれど、されるのか。また、大芝の湯を利用するために村民が、わざわざまっくんバスでもし大芝の湯に着いてまた大芝の湯から乗られるというようなお客様に対して200円の乗り賃を例えば100円にするとか、そういったことも必要ではないかと私は思いますけれど、それについて検討できればお答えをお願いします。

これも比較ですけど、伊那のほうはスタンプラリーといいまして、1回入るごとに一つスタンプついて、10回分のスタンプがつけると1回無料というスタンプのものがございます。大芝には今ありません。ちなみに、大芝のほうは回数券を10枚5,000円で買って、これを私、今4枚ありますけれど、5枚そろると2万5,000円分買うとその10枚分の割引券をプレゼントと、比較的大きなプレゼントでありますけれど、ただ2万5,000円出してやっとプレゼントが来るのかなということで、ここら辺も御検討いただきたい点で、御答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝の湯につきましては、これは村の施設でありますので、維持管理をしていかなければならない。伊那市との比較の話がございました。回数券3,000円というお話で割安になっておるといふ、こういうことでもあります。伊那市は600円にしたときにさまざまなそういった対策を講じて施策として実施しておるといふ、こんな記憶があるところであります。近隣より先駆けて600円にした、そのために伊那の市民の皆さんからそんな御意見も出されたという、そんな経過もあるようであります。したがって、大芝の湯どうしていくのかという、こういうことでもあります。具体的な額につきましては、これからであります。そこまで踏み込んだ検討はしていないところでありますので、そういった御意見もあるということをご参考としながら、検討をさせていただきたいというふうに思います。

まっくんバスのバス停での周知というお話がございました。大芝の湯につきましては、まっくんバスを利用して来られる方もあります。そういうことで一番まっくんバスの利用が多いのは、やはりこの役場と大芝と中央病院であります。こういったことを考えれば、まっくんバスで来る方もおいでになるという、こういうことでもあります。

バス料金の引き下げはという話がございました。その辺は長期にわたっての検討課題とさせていただきます。長期といいますかこれからの検討課題とさせていただきますというふうに思います。バス利用をどう図っていくのかという、この辺と絡み合わせながら考えていく必要があるというふうに思います。

スタンプラリーの話がございました。パル大芝では、食事をしていただいた方にスタンプを押して5回になりますと割引券をサービスするという、そういうサービスは行っております。大芝の湯につきましては、こういったことはありませんので、先ほども申し上げました回数券の値段をどうするのか、あるいはスタンプラリーをどうするのかと、こういったことも含めて検討していく必要があると、あらゆる方法を講じながら入場者の増を図っていかなければならないという、このことはそのとおりでありますので、回数券の問題、スタンプラリーの問題、このことにつきましては、またそう向こうへ行かないうちに結論を出していかなければならないというふうに思いますので、買いやすい回数券とそのサービス、どうしていくのかという、そしてスタンプラリー、この3点につきましては、早急に検討して、そうはいっても新装オープンに間に合うように検討していかなければならないというふうに思いますので、お願いをいたします。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） 質問ではありませんけれど、今回の改装に合わせた住民へのサービスというか、周知を図る機会ですので、そういった点で御努力いただきたいのと、また、灯油の価格高騰等あります。いずれ500円の入場券の見直しも必要になるときが来るかと思えます。そういったときに、ただ価格が上がってしまう、村民に不利益になるのではなく、その機会をとらえて逆に回数券を買っていただければもっと割安だというふうに思っていたいて、大芝の湯も村民、また村外の方からも多く愛されているところだと思います。それをさらにまた周知するためにもそういった機会をとらえてよい変化をお願いしたいと思えます。

では、2番目の質問に入りたいと思います。

2番目は件名どおりですけれど、地区自治組織や、また公民館の大切さについて、村長とこうやって質問を交わすことでまた村民の皆さんにも見直していただきたいということを考えて質問いたします。

まず、①としまして、皆さんのお手元に配らせていただきました村報3月号の6、7、8ページと3ページにわたって「協働のむらづくり」説明会を村が昨年行ったわけですが、その意見集計結果がございました。3ページを見れば多少はわかるかと思えますけれど、村長はこの集計結果についてどのように検証しているかをまずお聞きします。

②としましては、平成18年に皆さん御承知のとおり、我が村は大きな水害がありまして、そのとき一部の地区で公民館へ避難等をされました。そのときに避難所となった公民館へ支援者の皆さん、また消防団、そして行政職員も多く張りついたかと思えます。そういった方々の反省の声はまとまっておられますか。また公開されていますか、という質問です。

③につきましては、今の②で言いました水害時の支援者、また避難してきた方々の率直な感想と声は、今後の未加入者へぜひ説明会や広報紙等で伝えていくべきだと思います。これにつきましては、皆さん、日本国民全員御存じのように、この3.11が最近1年たったということで、東日本大震災についてはもう多くマスコミ、テレビ等を通じて日本国民皆が防災について考えさせられていることだとは思いますが、では、いざこの村のこと、村で災害が起きたらとか、村の地域のつながりのことについては、どうしても皆さん、南箕輪は比較的安全だというような思いも多く持たれていることかと思えますので、この平成18年の現実に起きた災害というのは、この村、村民にとっては非常に貴重な機会だったと思うのですね。

やはりどんな防災訓練や啓発活動を行うよりも、実際に起きた災害についての機会、経験は何よりも変えがたい機会であります。その実際に起きた機会、村民の声を今後に生かすためにも、まずそういった声がまとまっているのか、そしてそれを今後未加入者の方に伝えていくということが大切なのだと思いますので、その点についてお尋ねいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地区公民館の大切さについて3点にわたりましての御質問でございます。

地区の公民館というのは、地域コミュニティーのとりででありまして極めて大切な施設であります。そのために村ではハード・ソフト含めてさまざまな施策を行ってきておるところであります。各組からこの説明会で出された意見集約の件であります。ここにも村報があります。広報紙で集計結果をお知らせをしたところでございます。冒頭のあいさつの中でも申しましたけれども、223組実施をし98.2%の実施率となりました。その中で681件の御意見、御提言をいただいたところでもあります。実施率につきましては、私は各組単位ということで、本当に御協力をいただいたというふうに思っております。この辺は職員も大分苦勞をしたところでございます。

この意見の集約をしてみると、「未加入者への対応策について」が55.5%、半分以上を占めており、そのほかには「自主防災組織について」が15.6%、残りの御意見は行政全般と、こういうことになっております。その中でも未加入者への対応につきまして、「行政が積極的に取り組む課題」を初め、「役場での窓口説明会（転入時等）の強化」などに集中をし、合計で162件、全体の23.8%、4分の1近くがこういった御意見でありました。そのほかにも「行政から区への積極的な情報提供」や「近隣住民の積極的な取り組み」、また「行政と区の連携強化」などの意見が出されております。こういったことを考えますと、やはり住民の皆さんは行政がもっと積極的にやれと、こういうことだろうという、この結果から見るとそういう思いがしておるところであります。

結果とすれば当然の結果だったのかというふうに思います。もう少し地区でも努力するで、役場も努力せえと、こういう御意見多くいただければありがたかったかなというふうには思っておりますけれども、なかなかまだまだそこまでは行っていないという、こういうことだろうというふうに思います。

したがって、これらの意見を参考としながら、今までは各区共通の加入チラシを戸籍の担当者が窓口で説明しお配りをしておりましたが、この3月からは区ごとに区の概要をまとめたものに改め、さらに転入手続の際には、一戸建て転入された方につきまして、地区相談員また企画係が説明しながら理解を求めていく体制に改め、窓口の強化も図ったところがあります。既にそういった該当者がおりますので、そういったことで説明をしながら対応させていただいております。順調にこの点につきましては、稼働をし始めているという、そういう報告も受けております。したがって、村がもう少し努力しなさいということでもありますので、こういうことは積極的にやっていきたいというふうに思います。

実は先日も夜に区長会がありまして、チラシの内容等々につきましても、周知をさせていただきました。また、変更があれば変更のたびに村へ連絡をいただけるような、そんなお願いもしたところでございます。

また一方では、先ほどの御意見にもありましたけれども、地域を包括していただいております区長さんとの連携、これも重要となってまいります。そんなことで地域の受け皿であります組の皆さんに受け入れていただけるような、そんなお願いもしてまいります。

きのうもそんな議論があったところでもありますけれども、なかなか転入者につきましては、入っていただける、当然入らなければならないという、こういう思いもあるようではございますけれども、最初の対応が大切だという御意見をいただきました。最近の方は、工事を始めるにも周りにあいさつもなとか、そういうことでこじれている例もきのうは出されました。そんなことも大切なのかなという思いをしたところでございます。今、ちょうど年度の切りかえの時期となりますので、新年度区長会の折には、この加入促進につきまして、十分説明をしながら意識の共有を図ってまいりたいと思っております。

まず、私はこの未加入者の問題につきましては、一戸建て世帯、これは本当に解消していきたいな、みんな入っていただきたいなという、こういう思いで進めさせていただいております。このことに力点を置いていきたいというふうに思います。アパートにつきましては、これは段階的にやっていかなければならないだろうというふうに思います。これは大変難しい問題であります。アパートに入る皆さんは定住促進という、こういうことでない面もございまして、これは本当に難しい問題となっております。段階的にやっていく必要があるというふうに思います。

続きまして、平成18年豪雨災害の件の御質問がありました。この豪雨災害の折には、村は近隣市町村よりもいち早く避難勧告、避難指示の発令をいたしました。このことはそのときにもお話を申し上げたところであり、このことが被害を最小限に食い止めることになった、こういうふうに考えておるところであります。本当に長野県一早く出させていただいたところでもあります。うちよりもかなり被害が大きかったところも数多くあるわけでもありますけれども、そういった点では、長野県一、早く出させていただき、被害を最小限に食い止めることができた。そして同時に、区の役員や自主防災会の皆さん、消防団員の皆さん、多くの皆さんの献身的な御協力をいただいたたまものであると感謝をしておるところでございます。このときの記憶は、私は今でも鮮明に覚えておるところであります。平成18年7月の豪雨災害、このことは常に頭の中に置いております。天竜川危険判断水位を超えて、浸水が始まったことによりまして、いち早く先ほども申し上げましたように、避難勧告、避難指示、避難準備から入らせていただいたところでございます。本当に初めてのことでありまして、かなり混乱もいたしましたし、慌てもいたしました。したがって、私が現場に確認ができたのが朝方の5時というようなことでありまして、寝ずに対応をした記憶があるところであります。

長年、本当にこの村は大きな災害がなかったわけでもあります。そうしたことを考えますと、常に災害に対する認識、このことが大事だというふうに感じたところでもあります。この反省や感想につきましては、それぞれの立場から寄せられたものをまとめてあります。公開につきましても、多くの方々に知っていただくため、広報紙などでもお伝えをいたしました。その後の各種会合の折にも触れさせていただいております。

このときに、一番この部分の体験とか、こういったことが起こったという、このことで自主防災組織の組織化が進みました。これは平成18年からであります。全区に自主防災組織が設立をされ、そして充実を今してきております。このことは本当にありがたかったと思っ

おるところであります。今では、各自主防災会が積極的に装備品の充実を図りながら、避難する場合の集合場所やその伝達方法など、工夫してできるところから改善をしてきております。このことも本当に住民の皆さんのおかげでありますし、平成18年災害を体験してこういったことが進んだと、経験が生かされているというふうに考えておるところでございます。

支援者や避難者の率直な感想と声を今後の未加入者への説明会や広報に伝えるべきと思うが、ということであります。平成18年豪雨災害の反省の中で一番印象に残りましたのは、避難指示の出た地域の対象者の中から、区や組に入っていないから公民館の避難所には行きにくいといった声もありました。こういった声もあったことも事実であります。

一方では、先の説明会で、「区民が負担金を支払っているが未加入者は支払わない」「災害等が起きたとき、そういう皆さんも公民館を利用する」、こんな御意見もいただきました。これはどちらも少数意見であります。このことは御理解をいただきたいと思っております。こういった御意見が出るということは、入る側、また受け入れる側にも気持ちの隔たりがあるのだなという率直な感想であります。しかし、災害時におきましては、これは人命が一番であります。区や組の加入、未加入のことは関係ないわけでありまして、そんなことは御理解をいただきたいと思っております。しかし、こういったことを未加入者に訴えていく必要があると思っておりますのでまた村報等に載せたり、あるいはこれから始まる未加入者の説明会等のチラシにも工夫をしていく必要があるというふうに思っております。そんなことは御理解をお願いいたします。

今回、東日本大震災を受けまして、かなり防災に対する意識、人と人とのきずなの大切さ、地域での支援の大切さ、こんなことがわかったといえますか、そういったことの重要性を感じている人が多くなってきたということでもあります。しかし、このことはまた時間がたてばだんだん忘れ去られてしまう面もありますので、こういったことを常に思い出しながらということは大事かと思っております。常にそういったことを促していく、こういうことにも広報に努めていかなければならないというふうに考えております。

東日本大震災から1年がたち、復興の兆しが見え始めてまいりました。改めまして平成18年の豪雨災害の記録を広報紙に載せていくものいい時期かと思っておりますので、そんなこともさせていただきたいというふうに思っております。そんなことで御理解もお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫）では、その意見集計結果のこの広報紙の7ページのところでちょっと質問ですけれど、表2の1、上の段の村民から「未加入者への対応策について」寄せられた声ということで、三つ目に多かった「条例等により強制」ですけれど、これを8ページの説明文の2行目読みますと、終わりのほうに、「条例等による加入推進等の意見が多数を占めました」と書いてあります。これについて、私は何となく知っておりますけれど、条例等により強制はできるのでしょうか。それをまず村側からお答えください。

また、その表2の1の条例等により強制の下に、「未加入理由の調査分析」と、これも村民からそういうことが必要だろうという声が寄せられているわけですが、これは実際には、村はこういったことをつい最近の過去にもとっておるかと思うのですけれど、これについては、公開等を村側はしておりますでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 条例化の問題であります。これは強制力というのは持たせるという、こういうわけにはまいりません。したがって、条例制定というものは全国的にはあるわけでありまして、しかし、なかなか実施効果、そういうものは出ていないという、こういう面もお聞きをしておるところであります。したがって、条例によって規制するということは大変難しいというふうに考えております。あくまでも条例をつくる場合には、これは住民基本条例的な、そういった部分で住民の責務として載せていく、こういうことになるのかというふうに思います。

それから、未加入者に対するアンケート等につきましては、一番直近なのが基本計画、基本構想をつくるときのアンケート調査で、無作為の抽出でありましたので、区や組の未加入者の皆さんの中にもそういったアンケートをとったところがございます。そういった分析はしております。圧倒的に多いのが、役員、労務、そういったものがあつたところがございます。そんな分析はしております。しかしながら、これから本格的に組や区の未加入者の説明をしていかなければならない時期でありますので、そういったアンケート調査をさらにしていく必要はあつると、担当課のほうでもそういったことをしていくという、こういうことになっておりますので、その分析をもとにさらに検証を進めていきたいというふうに思います。

それと同時に、このグラフでもわかりますように、平成18年と23年を比べますと、戸数はふえておりますけれども、加入率が上がつてきております。未加入率が下がつてきております。こういったことは本当に地道な努力の結果であるかなというふうに思いますし、ちょうどこの平成18年というのは、豪雨災害のあつた年であります。それ以降、自主防災という組織が充実強化をされてきております。そういったことも若干影響をしているのかなという思いがあるところであります。

したがって、そういったことを基本にしながら、これから始まる未加入世帯への働きかけの強化をしてまいりたいというふうに思います。できる限り入っていただくようお願いをしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 今の条例等では強制できないと、大変難しいという答弁だと思いますけれども、まずこれは、私はお願いというか疑問でもあるので聞くのですが、「条例等による加入推進との意見が多数を占めました」と書いただけで、それが実際には行政としては難しいのだという説明ぐらひは書いていただかないと、これ議会でもずっとこのことについては議論されてきて強制はできないという、議員であれば大体認識しているかと思うのですが、村民に関してはまだその点もわかつていただけていない方が多いのではないかと。せつかくの広報紙でこういった声が寄せられましたということで、答えられる部分については答えるべきだと思うのですが、できないことはできないと、その点について村長、御答弁をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） そう言われれば確かにそのとおりでありますので、これからそういった報告をする、発表をしていくというときには気をつけていきたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 広報で村側が村民にわかってほしい、理解してほしいという情報は村側はよく出すのですが、村民が実際にどう思っているかや、また村民がどう思ったことについて、また村側が回答することで、この広報紙の意味も、あと村民への伝わり方も大分変わってくるかと思しますので、ぜひそこら辺は、もう少し集計結果が結局この3ページでグラフが大きいというせいもありますけれど、まとめ方としてはちょっと、あれほどの説明会を村も労力し、村民の方にも御足労いただいて御参加いただいているわけですから、もう少し緻密な検討結果をここに表記していただきたいと思えます。

先ほど、未加入者へ、平成18年の水害時の反省点も伝えるようなお返事を村長から何となくいただいたかと思うのですが、私がここで訴えたいのは、実際に平成18年の水害時に、幾つかの公民館で避難がされたときに、まず駐車場がとても皆さん、こういう時代で雨の中ということで車で避難してくるので、駐車場に関して対応が大変だったというような現実。また、避難指示が村のほうで出されて、下段地区の要は水害がもしかしたら洪水で被害に遭うかもしれないエリアに関しては避難してくださいと、消防団員が戸別に回ったときに、実際に避難しない方々がおられたとか。また、避難所では、避難してきてもまた避難指示が解除される前に御自身の都合で帰って行ってしまったと、そういう現実多々いろんな問題があったかと思えます。それが先ほど村長答弁の中にもありましたけれど、地区に加入されている方と、また未加入であるから、公民館に対する思い入れというか、かかわり方が違うからということで意識も違うのだと思うのですが、そういった現実の起きた問題で、その地区に入っている方、入っていない方の行動の差、意識の差があらわれた、まさに現実の機会だったと思うのですね。それをやはりさっき村長は少数意見だったからというようなことでちょっと言われた部分もありますけれど、少数意見だからこそ、お互いが知り合う、村民同士の意識の問題なので、行政側があえて隠す話ではなく、村民がお互いにどう思っているかということは、どんどん伝えていくべきではないかと思えます。そういった点で、未加入者にまず公民館の存在の大切さや、また地区の自治区に皆さんが入ってかかわることの現実、日ごろからのつき合い方の大切さというものを、やはり意識的に理解してもらおうというのも村側のすべきことだと思うので、ぜひ村民の意識を表に出して伝えていただきたいと思えますけれど、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 避難時の際の駐車場の確保、これは問題という御指摘であります。それは確かにそのとおりであります。避難の人数が多くなれば多くなるほどそれは確保というのは大変な問題になってくるというふうに思えます。とりわけ水害時ということでありますので、雨も降っており避難するにも車でという、こういうことになろうかと思しますので、その辺はこの後の検討課題ということになってまいります。できるだけ駐車場の確保ということは必要でありますけれども、現実的にすべて確保はできるかということこれは不可能でありますので、そのことは御理解もいただきたいと思えます。

実際として、あのときに避難しなかった方もいるわけでありまして。幾ら説得しても避難をしないという、こういう方もおいでになりました。しかし、それは組に入っていると、入っていないとか、そのことのかかわりはないわけでありまして。入っている人もそういう状況でありましたので、そのかかわりというのは余り関係ないのではないかというふうに思えます。このくらいなら大丈夫だろうという思いもあったというふうに思えます。説得もさせて

いただきましたけれども、わかっていただけなかった方も多かったと、こういうことも反省材料としておるところであります。

したがって、今回の東日本大震災を受けまして、かなり防災意識というものも高まってきたというふうに思いますので、これからはそういうことは余りそういった事例が発生してもないのじゃないかというふうには思っておるところであります。事前の広報なり、そういったことも徹底してやっていきたいというふうに思います。

公民館の大切さ、そういった皆さんに周知していく、このことは私は大切なことだというふうに思っておりますので、これから始まるさまざまな事案にそういった対応はさせていただきたいと思っております。

この組未加入問題につきましては、くどいようですけれども、一戸建て世帯をまず第一段階としてやっていきたいということでもあります。アパートにつきましては、これは本当に至難の技でありますので、その辺は小坂議員も御理解をいただきたいというふうに思います。どこの地域へ行きますとも、アパートに入っている皆さんというのは、本当に難しいという、こういうお声も聞きますし、実態として、自分の家族のことを考えてみましても、アパートに入っている場合、自治組織に入っているかという、これは入っていないという、こういうことでもありますので、そんなことは御理解もいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 今、村長が駐車場の件一つとっても、実際に駐車場は限られたスペースでそれに関しては今後の課題だと、あと対応はしにくい問題だろうと答弁いただきましたけれど、実際にこの駐車場一つとっても、公民館にある駐車場の広さについて、区が考えるべきことなのか、自主防災組織が考えるべきことなのか、行政が考えるべきことなのか、そしてまた村民が考えるべきことなのか、これは結局はみんなが考えなければいけないことだと思うのです。そういった点で行政としましては、現実的に、例えば防災に関することでも区や組に入っている入っていないに関係なく、皆さんの共有した問題なのだというのを公平に、変な意味で言いますが、隠すようなことなく、どんどん出していただくべきではないかと思えます。

また今、村長、私に答弁いただいて、避難するしないを区や組に入っているか入っていないかで違うわけではないとお答えいただきましたけれど、私ももちろんそんなことはわかっておりますけれど、そういったことではなく、いろんな状況の人がそれぞれに自治組織や公民館や、また災害時、どういったことを考えるべきかを行政のせいにするのではなくて、自分たちの問題だという意識で考えるべきだと思いますので、そこら辺で村長は行政の非にあると思っていつも責められる側だというふうに誤解しないでいただいて、ぜひもう少し村民の方に多く情報や村民の意識を共有できるよう、よりよい伝え方をお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 時間ですので、要望として受けとめていただきたいと思います。

以上で、4番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 議席番号1 番、百瀬輝和。午後の眠たくなる時間ですが、元気よくやりますのでよろしくお願いします。

昨年の大震災から1年が過ぎ、被災された方々のことを思うと被災地の本格的な復興が始まる復興元年の年になることを願わずにはられません。

初めに、先月の南箕輪村として大変不本意な県への補助金返還の事案についてですが、村からの報告と顧問弁護士の長谷川洋二弁護士からの調査報告書をいただきました。それによると、この件は、村が独自で調べ、不適切な内容があったため、平成23年度分の変更申請を県に提出したところ、前の年度はどうか問われてさかのぼって調査した結果、今回の事案となりました。まずは村が自発的に調べた結果、発覚した事案です。しかし、結果として悪いことは悪い。今回の事案に対し、村長を初め関係者の早い対応は評価したいと思います。しかし、今回の原因が、報告書によると不注意が4回重ねられた職務の怠慢と不注意の連鎖とあります。そこで村では再発防止策として5項目の改善計画を実施していくとしております。1、服務規律の徹底。2、実施中の事務事業のチェック。3、服務規律に関する継続的な研修計画を策定し実施。4、実施計画の起案、決済時に確認事項を設ける。5、起案・決済を事業区分により決済方式から会議方式にする。とあります。1、3、4、5はこれからの取り組みです。3については、研修会を7日の職務中に行ったようですが、これからも研修を職務中に行っていくかどうか伺いたいと思います。

2の実施中の事務事業のチェック結果はどうだったかというのは、先ほども答弁がありましたが、もう一度お願いしたいと思います。また、この事案を新聞記事で読んだ友人が私に話してくれました。それは2年ほど前、ちょうどこの時期です。彼は職を失い仕事を探していたところ、他の市町村は臨時職員の募集が出ているけれども南箕輪は出ていないと。それでもと思い、役場と大芝荘に電話をしたそうです。案の定募集はしていませんと言われたそうですが、恐らく彼だけでなく職を探していた人はほかにもいたでしょう。条件どおりに行ってくれていたならばと思うと悔やまれてなりません。

ある新聞ではなれ合い体質と書かれています。あらぬ疑いをかけられても仕方ありません。公平さを欠いた特定の人に便宜を図るようなことはあってはなりません。公のお金の重みを今以上に認識し、なれ合いのない、公平、公正な姿勢が問われています。この事案においても、「関係者が憲法や地方公務員法に定められた全体の奉仕者として、公務に全力を挙げて専念する姿勢があれば、当然に防げた事故であったと言わねばならない」と長谷川弁護士は報告書に書いています。

他県のある市では、この市はかなり不正が多かったことから、再発防止策として、法令遵守担当係をつくり、監査とは別に各課の事務処理が適正に行われているか調べるという取り組みを始めたところもあるそうです。公務員になったのは何のためか、自覚と覚悟が求められます。

以上、村長に伺います。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1 番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。

まず、補助金返還問題であります。御指摘のとおりでございます。この事案につきまして

は、県からの情報提供、これは他県での状況、これを受けまして村が自発的に調査をし、村から相談をした、そのことはそのとおりであります。しかし、そういった中で不適正な事案が見つかったということで、変更申請、あるいは過去の分の返還ということになったわけでございます。

私は、職員には誤りは誤りとして認めてすぐ直すようにという、こういうことを常々言ってきておるところであります。そういったことが情報提供の中で生きてきたのかという、そのことはそういうふうに思っておるところであります。それを受けてこれからどうするかという、こういうことをこれから真剣に考えていかなければならないというふうに思っておるところであります。不適正は不適正としておわびを申し上げながら、これからいろんな事業をさせていただきたいと思っておるところでございます。

もう一つ、この事案につきましては、本当にこれが相談して県からのいろんな御指摘の中でかなり大きな問題になるという、こういうことを担当の者も感じたことと思っておりますけれども、それはそれとして誤りを直していく、このことはいろんな事例、事案、常に求められていく、こういうことだと思いますので、私にとりましては、本当に申しわけないことをしたという、こういう思いの中でそのことがせめてもの私の救いになっておるとい部分もあるところがございます。そんな点はぜひ村の対応、職員の対応、こんなことで御理解をお願いしたいというふうに思います。

研修の問題が出ました。職務中というお話もありました。これは、職務中、時間外を問わず実施をしていきたいというふうに思っております。講師の関係もありますので、ケース・バイ・ケース、これによって実施をまいります。

それから、自覚が問われるというようなお話もございました。まさにそのとおりでございます。先の研修におきましても、公務員としての自覚とプライド、このことが欠けていたのではないかという、こういうお話もあったところでもあります。本当にこの仕事、自分の仕事としてとらえていく、そのことが一番重要なことでもありますので、そういったことはこれからも職員に指導してまいりたいと思っておるところでございます。

改善計画の二つのチェックの結果についての御質問でございます。先の丸山議員の一般質問でもお答えいたしましたので、重複するところがあることと思っておりますけれども、まず1点目として再発防止策、現在実施中の事務事業チェックしておりました。複数の職員が要綱等の採択基準や交付要件などを確認しながら、最終的には課長が確認をしたところでもあります。昨日で、ちょうど平成23年度、国県補助事業の全事業のチェックが終わりました。92件であります。特にその中では問題がなかったという、こういうことであります。今後も引き続き確認を怠らないよう気を引き締めて事業の執行に当たってまいりたいと思っております。常に確認をしていくこと、このことは本当に重要なことだというふうに思いますので、そのことは今後も引き続きやっております。

また、先日の庁議で、再発防止策に向けた対策をまとめさせていただきました。今の事務事業の流れの一つに新たに作成する補助事業の採択基準と確認表を加えていくことにいたしました。事業の計画時、また事業の実施前、事業の終了後には、その都度採択基準や交付要件が整っているかどうか、担当者から課長まで必ずチェックし、決済区分によっては、私までがチェックをすることとしたところでもあります。この確認表には、採択基準や交付要件のコピーも添付させますので、今回のような確認もれが防げるものと判断しておるところで

あります。これによって二重、三重のチェックがかかるということでもありますので、今回のような次案は防げるというふうに考えております。

また、起案文書につきましても、新規事業や複数の課にまたがる事業、課長が特に必要と認めた事業につきましては、稟議方式から会議方式、協議方式に改めてまいります。情報の共有や意思の共有を図っていくこと、このことに重点を置いたということで改正、改めをさせていただきます。既に様式等もできておりますので実施をしてまいります。

複数の職員により確認、このことは本当に必要だなというふう感じたところでもあります。1人の担当に任せるのではなくて、大勢の目で要綱を読み取る、あるいはチェックをしていく、このことに尽きるわけでありますので、そういったことはこれからさらに徹底をさせていただきます。今回の問題、午前中もさまざまな議員の皆様方から御質問をいただきました。本当に申しわけなく思っておるところでございます。すべては私の監督不行き届きであります。このことは私の責任としてとらえておるところでございます。そういったことで御理解をお願いしたいと思います。これからどう改めていくか、このことをしっかりやってまいりたいというふうに思います。

なれ合いというような今もお話ございましたけれども、決してなれ合いではございません。そのことだけは御理解をいただきたいというふうに思います。先ほども申し上げましたように、臨時職員の関係につきましては、すべて公募によって決めておりますので、その点はぜひ御理解をお願いしたいと思います。

この事業、何回か制度が変わってしまったということに問題もあったのかというふうに思っておるところであります。最初は公募いたしました。3年目に再度公募をしなければならぬところを、公募を見落としてしまったという、こんなことで大芝高原の整備事業、そんな経過となっておりますのでございます。最初の公募の部分につきましても、途中でやめられてしまった方というのものもあるわけでございます。本当にその職に合わなかったという、こういう部分もあるわけでありますので、すべて公募をしなかったということではございません。その点は御理解をお願いしたいと思います。

本当にいろんな事業をやっていく場合につきましては、理解力、認識、このことが重要になってくるという今回の事案でございました。このことを深く受けとめて、これから職員教育、職員研修を徹底させてまいりたいと思っております。既に始めておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） この件については、当然県のチェック体制も問題があり、形だけだったと言わせていただきます。そこにも公務員としての姿勢が問われます。また、関係した村長を初め6人、うち退職者2名いますが、しっかりと襟を正していただきたい。しかし、このことで職員が萎縮しては困ります。役場職員として村の発展のために誇りを持って仕事をしていていただきたい。

役場職員の取り組みで少し興味深い記事がありましたので紹介します。これは人口4万2,000人ほどで人口が毎年増加している町の話です。町への転入者をふやそうと町の職員が近隣の市町村の不動産屋を回って、「子育て支援の町 ○○町」を売り込む営業作戦を実施したそうです。幹部を含む職員が2人1組になって町の子育て支援策を不動産屋の担当者に

説明、転入先を迷っている客にPRしてもらえるように依頼するという内容だそうです。支援策は町のホームページなどでPRしているそうですが、町外への発信不足を補う意味で営業作戦を始めたそうです。このことで思うのは、公務員も受け身ではなく外へ発信していくことが必要な時代になってきていると思います。〇〇町のようにとは言いませんが、村のために何ができるか考え、そのために何をするかが大切です。この〇〇町は、この営業作戦を見て1月から子育て支援策の拡大に取り組み、県下初の支援策を開始し、アピールポイントの目玉になっているそうです。孔子の言葉に、「村民の喜ぶ施策を行えば、そのうわさを聞いて遠くから人が移り住んでくる。」地方自治に携わる者への戒めです。このことを肝に銘じて取り組んでいかなければなりません。特に、ここにいる方々はそうだと思います。

次に、うつ病、自殺対策について伺います。今年3月は自殺対策強化月間です。自殺の多くがうつ病が原因であるとの報告があります。目まぐるしく変わる現代社会、私たちの適応能力をはるかに超える速度で変化しています。急激な変化に適応しようと無理をして心のバランスを崩し、精神的な健康を失っている人がふえているのは事実だと思います。うつ病などの精神疾患に加え、病気や経済的な理由が複雑に絡み合うことによって引き起こされます。警視庁の統計では、平成22年3万1,690人、全国の自殺者の数です。14年連続で3万人を超えています。長野県内は平成22年562人です。自殺率は厚生労働省の人口動態統計からですが、全国で平成22年24.6%、長野県が24.3%です。厚生労働省も自殺、うつ病への対策として平成22年5月に5本の柱を掲げ取り組んでいます。

柱1、普及・啓発の重点的实施。柱2、ゲートキーパー機能の充実。柱3、職場におけるメンタルヘルス対策、職場復帰支援の充実。柱4、アウトリーチの充実。柱5、精神保健医療改革の推進です。ある自治体では、これに倣ってプロジェクトチームをつくって取り組みを始めたそうですが、机の上の会議は行うものの、なかなか機能していないと伺いました。それだけ難しい取り組みなのだなと思います。村でも心の電話相談、相談者への家庭訪問、講演会などに取り組んでいます。強化月間を前に、先月もスキルアップの講習会を行っています。1月末に東京都が行ったアンケート結果によれば、最近1年以内に自殺を考えたことがある人のうち、「だれにも相談したことがない」と回答した人が73.1%もいたそうです。悩みを抱え自殺を考える人が孤立しがちなのも事実です。悩む人に耳を傾け、必要な支援につなげていくことができたらと思います。

そこで、今回携帯電話を利用したメンタルセルフチェックシステムの導入を提案いたします。これは心の体温計と言われるシステムです。導入している市町村があるのですが、こんなようなチラシをつくってここにQRコードがありますが、自分でセルフチェックするというものです。携帯電話のQRコードを使って、だれでも簡単にゲーム感覚で自己診断できるシステムです。すぐれているのが、自分だけでなく家族モード、赤ちゃんママモード、これは産後うつのモードですが付加されていて、アクセス数、ケア対象者数の掌握もできます。また、村のホームページや広報のお知らせも発信できます。家族モードでは、「お父さん眠れてる？」と心配な家族の診断ができ、早期に心のケアができるシステムです。

コストは余りかかりません。自殺対策補助事業の対象にもなっています。第一段として心の体温計の導入を提案します。導入すれば長野県で最初の導入になります。また、第二段として、健康診断のときに取り入れていただきたいシステムが「心のものさし」です。これは心拍変動によるうつ病リスクチェックです。心の病も早期発見、早期治療が大切だと思います。

す。治療についても認知行動療法が保険適用になりましたが、県内で治療を受けられるところが限られ、上伊那にはないのが実情です。これからこのことについても広域での取り組みが大切だと思います。村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） うつ病、自殺対策につきまして御質問いただきました。

本村の自殺対策といたしましては、心の相談や、広報紙などの啓発活動、ゲートキーパーの要請を行っております。新年度におきましては、心の悩みの相談先などを記載したクリアファイルを全戸にお配りするなど、より一層の充実を図ってまいりたいと考えております。自殺問題につきましては、御指摘のとおり、この経済問題や家族関係など複雑な背景があることもありますので、関係機関が連携して対応していく、このことを心がけてまいりたいと思っております。

本当に最近、心の病と言われる、そんなことが多くなってまいりました。これは身近なところでもそんな事例も出ておるところでございます。これからさらにそういったことが心配される世の中となってまいりますので、こういったことは力を入れていかなければならないだろうなというふうに思います。

そこで、心の体温計などについての提案であります。導入している市町村の効果などをお聞きし検討していきたいと、このことはそういうふうに思います。啓発にもさまざまな方法があり、今回議会の中でも提案いただいた「劇」というような、そんな提案もありました。さまざまなそういったことをやりながら検討してまいりたいというふうに思います。心の体温計につきましては、担当課の職員も試してみたということでもあります。比較的安価であることや手軽に操作ができ、結果が絵に示されているような点、こういうことを考えれば若い皆さんが興味を持っていただくのではないかと、こんなことはそう思います。

職員の話として、質問がちょっと単調なのでどうなのかとか、結論の出方を工夫できないだろうかというような意見も出たという、こんな担当課が試してみた段階ではそういうことであります。しかし、経費が余りかからずできるということでもありますし、これからこういった事業につきましては本当に大切になってくる事業でありますので、その辺は前向きにとらえ、検討してまいりたいというふうに思います。たまたま新年度から、いわゆる自殺対策といいますか、そういった部分をやっていく予算も今議会に提案をさせていただいておりますので、そういった中でどう関連を持たせて考えられるのかという、それらを含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

心のものさしというお話もございました。健康診断の折にとり、その辺も含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。心の病と言われる、このことは社会的な現象にもなりつつありますし、既になっておるといったほうが早いかもしれません。役場でもメンタルヘルスの研修会も実施をしております。そういった職員にならないようにということで、そういった職員もこれからふえてくるのかという、そんな思いもあるところでもありますけれども、そういったことを含めてメンタルヘルスの研修会も実施をしております。それら一連のことを考えながら検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） ぜひとも前向きに考えていただいて、経費は人口かける1円ぐらいでできるということですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

環境にやさしいむらづくり、省エネの取り組みについて伺ひます。村では平成20年3月に地球温暖化対策実施計画を策定し取り組んでおります。これは村が行う事務事業で取り組んでいくものですが、かなり努力されているようですが、もう少し広い視野で一歩前進させてはいかがでしょうか。それは節水の取り組みです。地球上の水のうち97.5%が海水です。生活に使用できる水はわずか0.007%しかありません。その中で一般家庭内のトイレは最も使用水量が多く、全体の28%を占めています。調べたところ、10年前の機種は1回に13リットル、最近の機種は6リットルから最小のものが今3.8リットル、約60~70%の節水ができるのです。真ん中の4.8リットルのタイプで4人家族の場合、240リットルの浴槽223杯分、5万3,582リットルの節水、1年間に約1万4,100円節約になります。また、今の便器は暖房便座も節電になっていて、機種で多少違ひますが年間5,000円ほどの節電になります。水と電気の節約でCO₂排出量も1台当たり年間127キログラム抑制できます。この取り組みは、水道下水道事業にはマイナスの取り組みに見えますが、環境問題への取り組み、施設の長寿命化の取り組みにもつながっていくと思ひます。大きな視野で見たときは、未来の村民のため、未来の地球のためになる施策です。

次に、CO₂削減といえば車です。最近ではコマーシャルでもよく見るようになりましたが電気自動車、PHV車、これは電気プラスハイブリッドのプラグイン・ハイブリッドカーといひますが、などの次世代エコカーが登場してきました。製造過程や廃棄、リサイクルの段階がありますので、CO₂排出がゼロにはなりません、従来のガソリン車に比べて電気自動車で70%、PHV車で43%の削減になります。環境にやさしい車です。ただ、充電しないと走らないのです。

そこで提案ですが、節水便器の取りかえ、機種にもよりますが約20万円かかると思ひます。充電施設、条件によりますが約10万円。この2項目を村で行っているリフォーム補助金に追加して少額の補助対象にしてはいかがでしょうか。またインフラ整備として車の充電施設を大芝高原の駐車場、公共の駐車場等に整備していつてはいかがでしょうか。将来的、これは近い将来だと思ひますが、PHV車、電気自動車の時代になります。役場の公用車も電気自動車にかえていく必要があります。まさにエコロジーアンドエコノミーな取り組みです。地球温暖化の防止にも貢献できる施策だと考えます。関連して平成24年度から県が進める自然エネルギー普及・自然エネルギー自給コミュニティ創出支援事業の中で、1村1自然エネルギープロジェクトの推進があります。2分の1の補助金があるそうですが、南箕輪村ではどう取り組んでいくか、計画があれば教えてください。発信することが大切だと思ひます。

そこで村では、地球温暖化防止都市宣言とか、環境都市宣言とか、スマートシティ都市宣言とか、どれか宣言しませんか。先人の残してくれた森で村、中学校が表彰も受けました。未来に残していく使命があります。発信しましょう。村長、どうですか。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 環境に優しい村の取り組みにつきまして幾つか御質問をいただきました。

まず、節水便器の取りかえと充電施設のリフォーム補助にそういった追加補助ができないかという、こういうことであります。今、現在の制度で単に便器だけの取りかえ、これは補

助対象となっておらないところであります。それにプラス若干の改修が加われば10万円を上限とした対象にはなっていないと思います。その辺は事業者といいますか、実施をなされる皆さんにもう少しPRしていく必要があるのか、あわせて若干何か改修をしていただければそういったものに対象になってくるということでありますので、そんなPRも必要かというふうに思います。

充電施設につきましては、これは住宅と一体的なもので独立した場合は難しいということでありまして、10万円というお話がございましたので、これは補助対象にはならないという、こういうことでもあります。しかし、これからの環境問題を考えたときに、充電の部分につきましては、住民福祉課で新エネルギーの補助金を出しておるわけでありまして、それに対応できるかどうか、この辺も環境審議会等で検討をしていく必要があるというふうに思います。ただ、これからは電気自動車の時代、それはそういうふうになってくるというふうに私も思っております。大いにそうなっていくような社会にしていかなければならないというふうには思います。そういう中でもう少し普及をとということ、このことが条件になってくるだろうなというふうに思いますので、その点はぜひそんなとらえ方をいただければというふうに思います。

1村1自然エネルギーのプロジェクトの問題であります。これは県の地域発元気づくり支援金、国が新年度予算案に盛ったグリーンニューディール基金、これは総額121億円活用を想定していると聞いております。この補助金の活用によって、地域に身近なエネルギーの事業化を支援し、それによる地元雇用の創出を図り、加えて自然エネルギーの普及を目指していくとしておるところでございます。

補助対象となる要件には、例えば太陽光発電導入については、地域の防災拠点となるような施設で災害時に活用できる自然エネルギーの取り組み、エコカー導入に対するものなどがあります。しかし、これに加えて地域住民を巻き込んだ地域エネルギーの創出、住民とエネルギー事業者が協働できるシステムづくりが必要になってくることでもあります。単にそういった太陽光発電の導入だけでは補助対象外ということでもあります。

いずれにいたしましても、県でいまだこの要綱が未定であり、どんなものが補助対象になるか今のところは不明であります。そんなことからまだ村では具体的な計画といったものは打ち出せる状態にはないわけでありまして。風力発電や小水力発電の導入、これは地形的なものがありますので本村の場合はなかなか困難な面があるというふうに私自身は思っております。

したがって、この太陽光発電導入に防災あるいは観光を絡めたもの、こういったものができないだろうかという、そういうことは考えられるところでございます。例えば、太陽光発電を絡めたプラグインカーの充電施設を大芝高原に設置するとか。あるいは環境意識の高い観光客の大芝高原への招致、あるいは役場に蓄電池付太陽光発電を設置し、アシスト電動自転車への無料充電とか、いろんなことが考えられるところでございます。また、車を使わない生活への支援、災害拠点となる各地区公民館駐車場への蓄電池付太陽光発電の照明の導入だとか、いろんなことが考えられるところでございます。これからの問題ということにとらえていただきたいというふうに思います。検討はしてまいります。県の要綱が定まり次第、この村に何が一番適しているのか、このことから検討していかなければなりませんので、その要綱が定まり次第、検討をさせていただきたいと思っております。

実は、村にもこの新エネルギー導入に向けましてのビジョンをつくった経過があります。今それに基づきましていろんな施策を実施しているところでもあります。そのつくった過程の中でいろんな御意見が出されましたけれども、この村は比較的平らであるので、自転車を普及させたらどうかというような、そんなお話もいただいたところでもあります。そういうことになりますと、先ほど申し上げましたようなアシスト電動自転車への無料充電施設、そういったことは必要になってくるのかなというふうには思います。そんなことも考えながら、この村に一番何が適しているのか、そのことを検討させていただきたい。ただ、これも県の要綱自体が定まってから、定まらないとどういうものになるのかわかりませんので、そんなことは御理解もいただきたいと思います。

また、地球温暖化防止都市宣言、環境都市宣言、スマートシティ宣言、というようなお話がありました。これは大変すばらしいことだと考えます。現在村として特化した自然エネルギー創出もないわけでもありますので、何かこういうものも含めて発信していく、そうした検討はしてまいりたいと思っております。発信というのは大事でありますので、先にも「子育て支援の町 ○○町」というようなお話もございましたけれども、これから行政は町の姿勢ということではなくて、積極的にそういったPRをしていく、発信をしていく、そういう時代になってきておりますので、その辺も踏まえてまた村に適した環境、エネルギーの問題、検討させていただきますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） ひとつ前向きに考えていい村にしていただきたいと思います。

次に、学校教育について伺います。公立学校施設の耐震化及び防災機能の強化事業として、防災機能強化で、自家発電装置の整備、これは蓄電池単体整備も含まれますが補助対象になりました。昨年の東日本大震災では、学校施設が子どもの命を守っただけでなく、避難所として機能しました。その安全性、機能性の確保が極めて重要であることが認識され、全国的に緊急性、即効性のある防災対策を講じる事業です。太陽光発電設備があっても予備電源がなければ非常用電源として利用できません。防災機能を強化するために、学校に整備していただきたい。

また、実践的防災教育、総合支援事業があります。東日本大震災を受け、学校や地域での防災教育の重要性が再認識されています。岩手県釜石市で大震災の発生時に、学校の管理下にあった小・中学校が全員津波から逃げ延びた事例が釜石の奇跡として全国から注目されたことは皆様御承知のとおりです。釜石市では2008年度に文部科学省の防災教育支援モデル地域事業に指定され、小・中学校生に対する防災教育を日ごろから推進しており、こうした取り組みが功を奏したことは言うまでもありません。

モデル地域指定の前、2005年から防災教育に取り組んだ片田教授は、子どもたちに、子どもが主体的に判断し危険を回避する力を身につける取り組みで、1、想定にとらわれるな。2、最善を尽くせ。3、率先避難者たれ。この3原則を徹底して教えたそうです。鶴住居小学校、釜石東中学校の生徒が、地域の人や保育園児を助けながら避難したところが釜石の奇跡として報道されましたが、下校時刻が過ぎて帰宅していた釜石小学校の子どもたちも自主的に行動して助かった。もう一つの奇跡が起こっていたのです。今回、全国で1,000校だそ

うです。時間の余りない募集になるみたいです。準備をしていただき、ぜひ南箕輪中学校が手を挙げていただきたい。そのことで地域に及ぼす防災だけでなく、防犯、交通安全に関する意識の向上が期待できます。5年たてば最初の子どもは大人になります。さらに5年、10年すれば親になり防災を後世に伝える基本条件、防災文化の礎ができます。

また、小中学校の避難訓練等に防災教育の強化にHUG、これは避難所運営ゲームの活用をしていったらどうかと思います。子どもたちが学ぶことで家族、近隣の人たちも守ることにつながっていきます。前向きをお願いします。

来年度から、生きる力をつける教育方針の中で、日本の伝統文化の継承教育のため、中学校の体育の授業で武道が必修科目に入りました。これは柔道、剣道、相撲から学校ごと選択して決めるものですが、南箕輪中学校は柔道を選択したそうです。校長先生に聞いたところ、教員の指導体制は、体育の先生と教頭先生も含めると4人いて、全員指導法の講習も受け、有段者もいてしっかりと取り組んでいくと伺いました。村としては武道場のハード面の整備が必要です。平成24年度の予算に武道場改修工事費が計上されています。けが、事故が起こらないように、現場の声をしっかりと聞いていただき、万全の取り組みをお願いします。

中学校の制服について伺います。現在はブレザーの制服です。私の記憶だと学ランのころ、卒業式がかなり個性的な生徒がいて問題になり、制服について検討しようと当時のPTA、同窓会の役員で制服検討委員会をつくり検討を重ねてきた結果、ペットボトルからつくられるブレザースタイルに決まり現在に至っています。本当に御苦労されて決めていただきました。

今回は、保護者の方から制服の親が負担する金額が結構すると伺い調査をしました。近隣の中学校でブレザーの制服の学校は5校ありましたが、南箕輪中学校は3番目で真ん中でした。制服以外にも運動着、上履き等入学時にどのくらいの金額がかかるか教えてください。また、低所得者世帯に村では就学援助費がありますが、お金のかかる入学のときに十分でしょうか、ということです。村長と教育委員長に伺います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

先に唐木村長。

村長（唐木 一直） 主には教育委員会の所管になりますので教育委員会からの答弁を申し上げます。

学校に発電機の整備をという問題提起がございました。これは学校ばかりではなくて、防災施設全体に言えることであります。ただ、これは本当に多額な費用を要する部分もございしますので、財政的な面を見ながら逐次やっていく、計画的にやっていく必要はあるというふうに思っております。まずは、防災拠点となる役場をどうするのか、検討を始めたところでもあります。かなりお金がかかるという思いもしておるところであります。

それから、中学校入学時の負担軽減、助成をというようなお話がありました。どのくらいの額ということは教育委員会のほうでと思います。こういった負担軽減常にしていく必要はあろうかというふうに思いますけれども、ただ、すべてをとという、こういうわけにはまいりません。村は村としてかなり他町村で実施していない多くの事業、特色ある事業もやっておるところでありますので、そういったものを踏まえてまた検討していく必要があろうかというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 学校教育について質問がありました。4項目についてお答え申し上げます。時間がありません、端的に申し上げます。お願いいたします。

初めに、学校に発電機、蓄電器の整備をとということについてですが、昨年の3.11東日本大震災において、避難所となっている施設の多くが停電のため寒く不安な夜を過ごしている様子が報道されました。これは記憶に新しいところでございます。本村の小・中学校も災害時の避難場所に指定されており、有事の際はその機能を果たすことができる安全性、機能性の確保が重要です。現在は自家発電装置や非常用電源が確保されておりません。万一の場合には、避難所としての機能が低下してしまいます。停電時の電源を確保して直ちに対応できるのがガソリンを燃料とした発電機であろうかと、そういうふうに思います。それ以外は、議員が申しましたこと、村長が申しましたことに付随するかと思います。この整備事業については、議員の御指摘のとおり、国庫補助の活用が可能でありますので検討してまいりたい、そのように思っております。

次に、南箕輪中学校を実践的防災教育の指定校にということについてですけれども、中学校では、地震や火災の災害に対応できるよう毎年訓練を3回は行ってきております。また、危機管理マニュアルを策定して、学校の安全にも努めております。子どもたちがみずから判断し避難行動がとれるような防災教育を進めるということも大切だというふうに考えております。

文科省では、来年度から震災の教訓を踏まえて新たな防災教育の指導方法の開発、また普及を行うというふうにしておりまして、中学校の防災教育指定校につきましても考えておりますけれども、まだ事業の実施要綱等が手元に届いておりません。要綱が届いた時点で内容を精査した上で、中学校と協議検討していきたいと考えております。

次に、武道学習の取り組みについてお答え申し上げます。中学校では現在も体育の授業にダンスとの選択で柔道を行っております。新年度から中学校の学習指導要領が改訂されまして、今言われたように、1年生の保健体育の授業で柔道が必修となります。しかし、もう今年度から1年生は移行期間であるということも含めて取り組んでおります。平成24年度の当初予算に、村では村民体育館、柔道場の畳の入れかえや柱のパッド取りかえ工事費、そういったものを計上して施設面での安全対策を行っていきます。

県の教育委員会では、武道必修化に当たって、柔道で事故が発生した場合の対応マニュアルとか、柔道の事故防止指導手引を作成して、5月までに県下全校に配布できるように進めておると聞いております。それらを参考に教育委員会といたしましても、事故等の防止はもとより、指導者の積極的な講習会参加、こういったものを促すとともに、安全で楽しい柔道学習を進めていけるように考えていきたいと思っております。

次に、4番目の中学校の入学時の負担軽減と助成をと、これにつきましては、教育委員会事務局よりお答え申し上げます。

私のほうからは以上です。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。時間がないので端的にお願いします。

教育長（征矢 鑑） それでは、最後の中学校の入学時の負担軽減について私のほうからお話をします。

中学校に入学するための準備として、制服や運動着等の購入は、保護者にとって大きな経

済的な負担になっていることは認識しております。制服についてですが、今から20年ほど前、ちょうど平成に入るところだったと思いますが、当時のPTA会長さんを中心としまして、学校とPTAで検討を重ねて現在の制服の原型ができております。制服の生地はペットボトルの再生品を使用しているため若干割高ではありますが、同じ生地を使用している上伊那管内の2校と比べて安いと、安価にできているということでもあります。村内の二つの衣料品組合に扱いを任せまして、そこから購入をしていただいております。教育委員会としましては、価格についても少しでも安くなるようにと、このような指導を学校のほう、あるいは服装委員会のほうにお願いをしながら毎年見積もりを出させて価格を決定しております。

制服の標準体のものですが、男子で約4万円。ブレザー、スラックス、ネクタイ、夏スラックスと4点であります。女子の場合は少しブレザーのほかにベストだとかかりボンだとか、それから夏のスカート、普通のスカートと、いろいろ組み合わせられまして5万4,000円程度の制服になっております。そのほかの運動着ですが、上下のジャージであるとか、Tシャツであるとか、それからハーフパンツ等々は2着ずつ、これは衛生面のことも考えて着がえをと、こういうことでもあります。それから上履きと、通学用のかばんを含めて4万3,000円くらいがかかっております。合計しますと男子が8万4,000円ぐらい、女子が9万8,000円くらいということになります。村では、教育委員会にかかわる費用の軽減として、経済的理由によって就学が困難と思われる新入児童生徒の保護者に学用品、修学旅行費、給食費等の項目について、就学援助費を小学校で6万6,000円ぐらいから8万6,000円ぐらいの間を、中学生には8万8,000円から13万円ほどを3回に分けて支給しております。

この制度は国庫補助基準に基づいて支給する助成であるために、入学前の準備に間に合うように支給することが残念ながらできませんので、この点につきましては御理解をいただきたいと思っております。いずれにしましても、制服や運動着等の価格については、学校を通して業者と毎年交渉をして、少しでも安価になるように務めております。ことしも9月に1回開きまして10月中検討を重ねて平成24年度の制服価格が決定されております。いずれにしましても、入学準備に多額の費用が必要となりますので、少しでも保護者の負担軽減を考えていきたいと、こんなふうに考えているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員、時間ですので締めをしてください。

1 番（百瀬 輝和） わかりました。一言いいですか。

「国は土からできているのではなく、人々の心からできている。」とはインドの詩人タゴールの言葉です。村民一人一人が輝いてこそ、村も地域も輝きます。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで1番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

続きまして、3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 3番、山崎文直です。

私は4点について質問をしたいと思います。

初めに3.11の東日本大震災、続いて翌日の3.12の長野県北部地震から1年が過ぎました。早い復興を願うと同時に、私は一番考えているのが、北部地震の午前3時59分という、真っ暗な中で起きた地震、実際に私どものところで起きた場合にどんな対応ができるのだろうか、こういうことを時々思いながら、自主防災活動の中にも生かしていきたいというふうに

考えているところであります。

1点目の質問でございます。村道3号線の先の天竜川に明神橋に変わる橋梁建設の取り組みの開始をとということであります。一つ目は、この3月20日に153号線のバイパスが伊那市の福島の県道につながり、開通となります。供用開始となるわけであります。一たんここで区切りとなって、その先に着いてはこれから用地交渉が始まるというようなことで聞いておりますが、天竜橋が開通して交通の通行の流れがかなり竜東に行くのでないかということが考えられます。私はこういうことからこの153号線のバイパス開通について、本村にとっては、喜んでばかりいることはできないのではないかなというふうに考えるところであります。

現在の153号線の交通量、かつて平成5年に木下の新箕輪橋が開通した以後、かなりこの153号線の通行が減ったように思います。その後、これが直接の原因かどうかわかりませんが、この153号線沿いの幾つかの商店等が閉店になっている点もあります。さらに、今回のバイパスの中で、完全に開通する以前から153号線にあった大きな大型店等が続々とバイパスのところに移転をしてきていると。こうしたことから、こういう施設が動き出しますと、商業圏の移転、それから法人税だとか、固定資産税だとか、そういう部分についても影響が出てくるのではないかなということで懸念をしているところであります。この点について村長、今後どのようなことにできるか、考えているか、考えを聞かせていただきたいと思ます。

そこで、これから153号線の通行量が減ってきたような場合、村の活性化ということも考えていかなければならない。そうした観点から、私はこの田畑にある明神橋のかわりとして、現在の村道3号線の先、3号線は天竜川のところでとまっておりますが、この先の天竜川に交互通行が可能な大型の橋梁を建設ということの取り組みを今から開始をしてはどうかと。これは両方が市道と村道を結ぶ天竜川の橋ですので、実際やるとすればどこが中心となるかということもありますが、この上伊那地域を見ますと、天竜川を県道と西の西部地区を最短で結ぶというところで考えますと、この3号線の先の橋に天竜川に橋をかけて結ぶということが今後の交通施策の中でも非常に重要なことというふうに考えますので、ぜひこれを実現に向けて今から取り組みをしてはどうかと思ます。

そういうことでやるからには、南箕輪と伊那市だけの問題ではないと思ますので、ぜひ広域連合の規模というような形の中で取り組んでいくと。バイパスもこれから非常にお金がかかってきますから、今から開始をしていかないとかなり向こうに行くということになりますので、この辺のところの考えを聞かせていただきたいと思ます。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。唐木村長。

村長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えを申し上げます。

村道3号線、先の天竜川の橋梁の建設というような御意見、あるいは経済部分につきましてはの御質問でございます。

国道153号線の伊那バイパスの天竜橋及び村内の区域につきましては、既に一昨年10月に開通し伊那市道に接続し供用開始をされております。今回はその先線が県道に到達する、こういうことでありまして、20日にはその竣工式が予定されておるところであります。既に村内のバイパス開通以前からその影響は村に出始めております。今後も少なからず影響が及ぶものと考えられます。地域の活性化は道路に大きく影響され、そのことはやむを得ないことかと思っております。

村の場合は東西の道路が整備され、幹線道路へのアクセスの利便性は高いわけであります。バイパス開通の影響により、あいた店舗にも既に移転し営業を開始している会社も1社あるところであります。また、他の空き事業所にも株式会社1社が移転し事業を始めてまいりませう。空き店舗対策につきましては、そういったことで村も積極的に取り組んでおるところでございます。

経済活動の影響につきましては、それはないといえば語弊のある言葉になってしまいます。少なからず影響はあるという、こういうことであります。ただ、商業圏の話がありましたけれども、商業圏というのは、もう少し大きな区域でとらえていく必要があろうかというふうに考えておるところであります。その辺は御理解もいただきたいというふうに思います。税金への影響の話もありましたけれども、この辺につきましては余り大きな影響はないということでございます。その点は御理解をいただきたいというふうに思います。何店舗かがバイパス沿いに移転をしましたが、それに対する税金の大きな落ち込みというのはないということでありますので、よろしく願いいたします。ほとんど法人税は影響がなかったということであります。

それから、村の活性化のために村道3号線の伊那市側に向かって天竜川に橋梁の建設をと、こういうことであります。あわせて広域連合規模で取り組んではという御質問であります。この橋の件につきましては、何回も検討され、以前にも一般質問で取り上げられたことがあります。確かに、この橋ができれば村の広域農道から伊那市の竜東側へ横断できる1本の直通道路となり利便性が高まる、このことは理想であります。

しかしながら、この橋梁の建設には、莫大な費用が億単位で必要となってまいりませう。広域での取り組みという話もありましたけれども、現状では伊那市と村だけのかかわりでありませう。そのために、広域連合規模での開業ということは不可能であります。

その上、村側の道路というのは整備をされておるわけでありませう。橋梁、橋がかかってもこれは伊那市側での道路整備が必要となってまいりませう。そんなことで伊那市側が道路整備に莫大な費用がかかってくるという、こういうことになろうかと思ひませう。伊那市側からのメリットを考えませうと、現実的には不可能なものはあると言わざるを得ないわけでありませう。そんなことは御理解もお願いをしたいというふうに思ひませう。

橋梁をかけて3号線を延ばしていく、このことは理想であるというふうに私もそういうふうに思ひしております。ただ、田畑の明神橋につきましては、あれは伊那市側の管理ということでありませう。それにかわるということになれば管理の部分につきましては、伊那市側ということになろうかというふうに思ひませう。そういった状況や、伊那市が側の道路整備等々から考えませうと、これは理想でありますけれども、容易に事業が進んでいくという、こういう状況にはないということだけは御理解をいただきたいと思ひませう。検討はしていく、こういう必要はあろうかというふうに思ひませう。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 両方とも市と村の問題が表に出てくるということで、すぐには行かないということでありませうが、地道に展望を持って取り組んでいくように進めてもらいたいなというふうに思ひしております。

2点目でありませう。昨年岩手県の大槌町への人件費支援、その後の状況についてというこ

とであります。昨年の中で、岩手県の大槌町に社会福祉協議会を通じて人件費を支援してきたわけですが、平成24年度の当初予算にはこれが少し見当たらないというふうに思いますので、今後はどう考えているのかと、また支援をしてきたこのこと自体は、単なる寄附ということではなくて、目的を持った人件費の支援ということですから、非常に有益だったというふうに思いますが、具体的にはそういうものの中からどんな学ぶものがあつたのかということがわかったら聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、昨年の災害の中で、岩手県も海岸端のところは壊滅状態ですので、ボランティアの人たちは内陸の遠野市、そこに大型バスの人たちは拠点を置いて、そこからボランティアへ行ったという、そういうような近くの地域間の交流というのがすごく深まったということで聞いております。そういう意味でも今後も自治体間の交流も非常に重要かというふうに思いますので、さらに村長はそのときの話の中で、今後も大槌町を中心に支援というのを考えていけたらというような話もありましたので、状況と今後の考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 2点目の御質問でございます。

大槌町への人件費補助の問題であります。この大槌町の人件費につきましては、村から社協へ補助金として補助し、社協から助成金として大槌町に支援をしているものであります。平成23年度に200万円、平成24年度100万円、計300万円を予定しておるところであります。これにつきましては、この議会にも出すときにお諮りをして、平成24年度予算につきましては、社協の補助金の中に含まれておりますので、直接的にはあらわれてこないところでございます。

なぜ大槌町かという、こういうことでありますけれども、これも平成23年度予算化するときに、お話を申し上げましたけれども、長野県社会福祉協議会が大槌町やほか三つの町村への支援ということになりましたので、大槌町ということにさせていただきました。大槌町では、町の職員や社協の職員、この皆様方が多く亡くなり、自治体としての機能が大変厳しい状況にあつたということでもあります。したがって、現地をわかっている地元の方を臨時職員として雇用していただきたい、そして手助けをしていきたいという、こういう思いで支援をさせていただいたところでもあります。平成24年度までということで御理解をいただきたいと思っております。

また、この大槌町へは、昨年ボランティアセンターに社協職員1人の派遣をしております。また、7月には扇風機99台、軽トラック1台、土のう袋1,000枚、電子レンジ2台を現地に持っていき、各施設に配布をしております。また、8月にはボランティアの派遣を行い、10人の参加をいただいたところであり、がれき撤去等に従事をしたということでございます。

学ぶべきものはあつたかという御質問でありますけれども、震災常にさまざまなことを学んでいかなければならないというふうに私は思っております。支援物資をどうしたらいいのか、どこへ搬送すればいいのか、いろんな問題点もございました。そういったことのシステム構築、必要だということを感じたところでもあります。

同時に、こういった災害で本当に多くの皆さんがボランティアとして現地へ出ていっております。そういった姿を見たときに、本当に日本人のすばらしさ、このことも実感をしたところでもあります。常に助け合い、支え合いのこういった気持ちを持ち続けていくこと、そし

て支援をしていくこと、そのことも大事なことだというふうに考えております。こういった問題につきましては、長い目で長いスパンで考えていくこと大切であると思っておりますので、そんなことは御理解をいただきたいと思えます。

現在でも支援金は集まっているところであります。多額ではありませんけれども、現地に直接持っていくか、現地社協に送金をしていくか、そういったことを考えているところでございますので、長い目でお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 今後とも支援、交流を続けていかれるということでありまして。ぜひ村長、一度現地にも足を運んでいただいて、現状を見ながら交流をしていくことも検討していただきたいというふうに思えます。

3点目でありまして。原子力災害対策マニュアルは、近隣自治体と協力して進めてはどうかという点であります。昨年、私が質問をして、村の地域防災計画も3月をめどにということが進められていることと思えますが、その中でとりわけ原子力放射能対策という部分については、国や県の計画が決まってこないとなかなか難しいという話でありましたが、県の防災会議は、この2月に原子力災害対策編を新設した県の地域防災計画の改定案を策定したそうです。ただし、新聞報道で見る限りでは、具体的なマニュアルという部分については、まだ暫定的であるということ、県においても国の動向がおくれている、まだ完全な計画が立たないと、こういうことでもあります。災害の場合に、国や県のものできてこない、一番身近な地方自治体は、それを待っていればいいのかということ、とりわけ災害対策については、これは待っているわけにはいかないのだというふうには思えます。できることから工夫をしながらマニュアルづくり、計画づくりを進めていくことが大事かなというふうに思えます。

隣の箕輪町では、一担当者が専門の担当者がいて計画づくりをしているという話を聞いておりましたが、ここで箕輪町では、原子力災害対策編というのを含めて計画をつくられたようであります。災害が起きたときの一番大事なことは地域であるし、自治体間でいえば近隣の自治体との協力体制がもっとも重要ですので、国や県が、まだまだ計画ができないということならば、隣の市町村の、大きな市町村でいきますと担当者もおりますので、そういうところと協力をしながら現状に合った対策のマニュアル計画等をつくっていく、それを常々応援協定という形で生かしていくというふうにするべきだというふうに思いますが、村長の考えを聞かせていただきたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 原子力災害対策マニュアル等についての質問であります。確かに災害対策というのは待っているわけにはいきません。村は村として進めていく必要があるというふうに思っておるところであります。

本村の地域防災計画の見直しにつきましては、昨年の東日本大震災後に、現在の地域防災計画書の見直しについて各課に指示をして、現状にそぐわないもの、また新たに検討が必要なもの、また原子力災害対策等について検討を行ってきるところであります。これらの点につきましては、今回の機構改革の実施をしておりますので、それに伴う名称や担当課の見直し、修正とあわせて改定を行っていく予定であります。

しかし、この原子力災害対策編の新設であります。この原子力、放射能の問題につきましては、特に専門的な知識が必要となつてまいりますので、御指摘のとおり、国、県の計画、マニュアルをもとに、近隣自治体と協力をしながら進めていかなければいけないと考えております。既に県市町村防災担当課長会議や、上伊那市町村の防災担当者会議でも、そのことについて話し合いを行っており、協力して進めていくよう話を進めてきております。余りにも専門的な要素が強いため、今回の改正につきましては、県の概要のような事項にとどめることになるものと考えておるところであります。

また、長野県でも、国の防災基本計画の見直しに合わせまして、修正のスケジュールで組み立てており、国が平成24年度中にまとめる原子力災害対策の体制見直しや、国の検討会議最終報告を受け、平成25年度に地域防災計画の策定を行う予定となっております。市町村では、これらを受けまして、国県の計画書に基づき、原子力災害対策編が策定できるものと考えておるところであります。したがって、この原子力災害対策編、この部分につきましてはおくれまいますけれども、できることはすぐやっていかなければならない、御指摘のとおりでありますのでやっていますし、やっています。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 平成25年度ということですので、早い計画づくりが進むことを願うとともに、近隣の応援協定、これもぜひ進めていただきたいというふうに思います。

4点目ですが、国家公務員の給与削減を地方公務員に適用させるべきではないという点であります。国では震災の復興対策の財源づくりということで、2月29日に国家公務員の給与を平均7.8%削減するという法案が成立をしたところです。平成23年4月にさかのぼって、また今後2年間かけて削減ということであります。このことは公務員の労働基本権が回復していない中での削減法案ということで、非常に問題があるのではないかというふうに思います。震災復興といえども、一つの労働基本権等も一緒に考えていくべきかというふうに思いますが、とりわけこのことが地方公務員等にも、これからどうなってくるのだろうか、総務省については、地方の自主的判断ということではあるようであり、地方交付税もそういう部分では減らさないというようなことも答弁をしているわけであり、ぜひ、これは国の段階においてとめておいていくべきだというふうに思います。

地方公務員、とりわけ地方自治体の職員は、先ほどから災害の話も出ていますが、災害時には体を張って、この地域の避難所や対策本部で守る義務がある。一番前線に立つわけですから、そういう意味でも、国家公務員のものをすぐ地方公務員に適用するというものがないような対策をとっていただきたい。給与の削減ばかりしては、内需の拡大ということにもつながりません。消費が落ち込めば景気回復も望めないというようなことで、ぜひともこの部分については、地方自治の意義を持ちながら、地方公務員に適用しないというスタンスをとり、近隣の自治体、さらに県にもそういう声を上げていくべきだというふうに思いますが、いかがですか。よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 給与の問題でございます。東日本大震災からちょうど1年が経過しております。本村でも10世帯24人の方が避難をされてきており、いまだに避難生活を送られている方々も大勢いらっしゃる、そんなことを思うと一刻も早い、こと原発の収束を願う

ものであります。

議員御指摘のとおり、東日本大震災の復興財源に充てるため、国家公務員の給与を昨年の4月にさかのぼって人事院勧告の0.23%を実施した上で平成24年度から2年間平均7.8%引き下げる特例法が2月29日に可決成立をいたしました。人事院勧告に示された水準以上に給与を引き下げるのは、1948年人事院発足以降初めてのこととなります。これはこの特例法の附則では、議員御指摘のとおり、地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえて、地方公共団体において、自主的かつ適切に対応されるものすると規定しており、総務省からも自主的かつ適切な対応を期待するとの通知も出されているところであります。

一方で、全国知事会、全国市長会など地方六団体は、この特例法が成立したことを受け、地方交付税や義務教育国庫負担金等を減額するなど、国が地方に給与削減を自主的に強制することは、附則の立法の経緯を踏まえると決してあってはならないと訴える共同声明を発表しております。また、合わせまして、山田全国知事会長は、本来人事院勧告を受けて行うが、今回国は政治的な判断で下げたと指摘した上で、地方交付税などで強制するなら、地方の自立や地域主権という言葉を使わないほうがいいと、国を牽制するような報道もなされたところであります。

いずれにいたしましても、地域主権が叫ばれており、それぞれの自治体が人事院勧告をもとに適切な判断をしていくことになるものと考えております。本村でも、これまで国の人事院勧告を尊重し、職員給与の抑制に努めてきておりましたが、ただ、同じ公務員の性格もあり、他の自治体の動向を見きわめながら判断をしていかなければならない、こんなふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。基本的には国家公務員と地方公務員、これは違うという基本論はそのとおりでろうというふうに思えます。しかし、公務員という性格上、給与でありますので、高くてもいけませんし、そういうこともありますので、それぞれ他の自治体の動向という、この均衡というものを保っていかなければならないということでもあります。そんなことも踏まえまして、そのときそのときの判断も出てこようかというふうに思えます。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 地方自治といいながら、財源がまだまだ中央に来ていない段階でありますから、非常に難しい点はあるかと思えますが、地方六団体の共同声明、さらには地方から国に対して自治の意義をさらに声を高めていただいて、進めていただきたいというふうに要請をしながら私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから午後3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時15分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 9番、唐澤です。あらかじめ通告いたしました四つの問題につい

てお聞きしますのでお願いいたします。3.11震災から1年、なお避難生活を続ける方が34万人ということで、一日も早い復興を望みます。昨年から一般質問も4回目となりまして、役場出身なのに非難しているのでは、という意見もあります。今まで言えないことも、村をよくするためであり、問題解決のために政策提言型一般質問というスタンスでやっております。

さて、1番目、最近の住民が一番気になっていて真相が不明な問題、県の雇用対策補助金です。職員のコンプライアンスが欠如していたというものですが、本来これは遵守、従順、薬をきちんと飲むこと、というような基本的な意味に解釈されます。役場職員が基本的な事務手続を守らなかつたため起こったという認識です。

2008年に緊急雇用対策補助金を7事業申請し、そのうち2事業が公募していなかったと、しかし公募したと記述して補助金を県からいただいた。その2事業の受託者は開発公社であること。またこの事業は各課にまたがって申請手続がなされ、それを当時の財政係長がまとめて県に申請した。そのまま実績報告書も提出。その後引き継いだ係長が変わって、翌年も同じようにそれに倣って書類を提出、補助金は支払われました。そして、2011年9月に県から他県の補助金不適正受給事例について指摘され、条件に当てはまらないものがあるとして村が審査し、県に12月初め事業費返還を申し出たということ。村が不適正受給したとして県が15日に1,000万円余返還を求めたということで、受給条件だった労働者の公募をしたと虚偽の報告と、また翌年も雇用したということが理由だということですが、いろいろ食い違っているけれども、村でも速やかに処理したものと私は理解しております。特に不正受給という報道には当たらないのではないかと考えております。

大芝の開発公社は財団法人から公益法人になり、大芝管理室、味工房、大芝荘、大芝の湯、それぞれ四つの事業を1人の支配人がというような今までの体制では、なかなか収益を上げるまでにはいかないと思います。その中で、適切な方を探していたということがいいか悪いかという、なれ合いではないかというようなことも言われましたけれども、やはり公務員は経験主義が物を言いまして、ある程度の専門性が要求されてくると思います。そんな意味で不正受給に当たらないのではないかと。公務員としてのプライドを持って今後も頑張っていくてほしいなというふうに考えております。

この時期は耐震補強工事や世代間交流施設など、国のさまざまな経済対策を行っており、事に及んでばらまき行政だったのかどうかわかりませんが、スピードというか、ある程度それに乗っかるだけの工事の内容や、それから人件費、それから人などさまざまな問題はあったかとは思いますが。その三つのことについてお聞きします。お願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、唐澤由江議員の御質問にお答えをいたします。

県の緊急雇用創出関係補助金問題について3点御質問をいただいております。質問通告書の三つの点ということでありますので、順次お答えをさせていただきます。

この補助金の予算枠は幾らかということでもあります。この補助金の予算枠については、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別事業ともに、雇用期間や対象事業が異なりますが、基金を原資とした事業であります。具体的には、緊急雇用創出事業につきましては、42億5,000万円の基金を造成し、これを財源に平成20年度から23年度までの4年間に取り崩して県と市町村が事業を実施するものであります。また、ふるさと雇用再生特別事業につきまし

ては、基金額188億7,000万円、平成20年度から平成23年度までの4年間に県と市町村が事業を実施するものであります。この事業も今年度で終わるところでございます。

県下での要望と実績額であります。県下の実績結果ですが、緊急雇用創出事業につきましては、平成20年度から23年度までの4年間で事業数2,698事業、金額にいたしまして180億3,300万円ほど、ふるさと雇用再生特別事業につきましては、4年間で516事業41億5,200万円ほどとなっております。

返還したところとはという御質問であります。県内では現在調査を実施中でありまして、返還した市町村は把握をされておられません。平成22年度において、会計検査より不適正なことが判明し事業を取り下げた市町村の事例があるようであります。昨年の厚生労働省の発表によりますと、埼玉県内の二つの市や新潟県で返還した事例があるという、こういうことでもあります。

当村でもこの発表や他県での状況、会計検査院の状況等の情報提供、通知によりまして、今年度事業の内容について関係者に聞き取り調査などを実施したところ、この調査により不適正な事業が判明をいたしました。判明をした段階で適切な処置をすべく、県に相談をしたところでもあります。したがって、不適正な事業は不適正としてみずから県に相談をした、このことは御理解をいただきたいと思っております。結果は今回の返還のために、村民の皆さんに大変な御迷惑をおかけすることになり、深く反省をしております。これは先ほどから申し上げておりますけれども、私は従来からすべての事務事業において、間違っただけの事務処理は間違いを認め、二度と間違えることのないように指示をしてきております。これは私の信念としてそういうことを申し上げてきておるところであります。県の情報提供により、そういうことが判明をいたしましたので、速やかに相談をしたところでございます。そういう点では、本当に早くてよかったという思いもしております。ただ、これで責任を逃れるというわけではございません。きちんとこれから再発防止をしながら、村民のため、村の発展のために努力をしていく、これは職員ともどもそういったことが求められておりますので、そういったことをやってまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、不正といいますか不適正な受給であったことはこれは間違いはございませんので、その点はそんな御理解もお願いしたいと思います。ただその過程におきまして、村はみずからという、こういうことでもありますので、そのことも御理解もいただきたいというふうに思います。そんなことでお願いをしたいと思っておりますし、同時にくだいようですけれども、最初から公募をしなかったわけではないということでもあります。公募をいたしましたけれども、事業やその制度が変更しそのことの理解が足りなかったという、こういうことでもありますので、新聞報道もいろんな形でされておりますが、決してそのとおりではないという、このことは申し上げておきたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 確かに物事というのは二面性がある、本当にそのまま受け取ると何と云うひどいことをとというような住民感情もありますけれども、いろいろお聞きしてみると、やはり村にとって必要な事業を本来村だけで雇うべきものを補助金制度というのがある、それに手を挙げてたまたま不適正な結果になってしまったということでもありますので、多くの方の雇用創出や優秀な人材確保のために、ぜひ体力ある村として、村だけで雇っていくようお願いいたします。今後気を引き締めて職務に励み、汚名返上するべく業務を執行し

ていただいて、薬をきちんと飲むのごとく、公務員として守るべきことはきちんとやる、これに尽きるわけです。例えば、時間を守るとか、遅刻や無断欠勤をしないと、それは当たり前前でそれがあつたというわけではありませんが、住民のために大事な税金を大切にす、無駄を省くなど、初心に帰ってやっていただくようお願いして次に移ります。

農業問題についてお尋ねします。先日議会活性化の関係で、議員と農業委員とで懇談会を行いました。さまざまな意見が出たのですが、それぞれ皆さん、農業に対して夢を語り、どんな具体的な方策は何かというふうなお話があつたり、ブランド化をしたらどうかとか、村がもっと農業者にお金を出したらどうかというふうないろいろな意見が出ました。しかし、農業を取り巻く環境というのは大変厳しくて食糧自給率も低下していますし、担い手不足の深刻化等拍車をかけておりまして、本当に現状は高齢化の進展に加えて地球温暖化なども忍び寄ってきているわけです。

私の家の付近はまだまだ田舎ですから畑がほとんどですが、特に何もつくらず草ぼうぼうで、草で一面見通しが悪くなって、年に2回ぐらい草刈りをしたりおこしたりで余り作物をつくられていない農地が、だんだん解消はされてきていますが荒廃地と言えるようなものがあります。もっと土地の有効活用はできないのか。昔ほどではないけれど、このままでよいのかと思っております。

積極的な職員のアプローチ、草ぼうぼうであれば行政で指導して耕作者を探すとか、手をこまねいてはだめなので、農業委員会のパトロールだけでなく、積極的に職員がかかわったり、まっくん野菜家へ紹介したりするなど認める手だてはあるのではないかなと思つたところです。

春日街道沿いのお弁当屋さんに移転しまして廃墟になっているところがあるのですが、そこを何か加工場等にしたらどうかと思つて考えたりもします。ちなみに、さっちゃんの漬物といって個人的に有名になっておりまして、村のブランドとしても十分、減塩でサラダ感覚で食べられるものであり、全国各地に贈答用として人気があるわけですが、こういった事例何でもいいのですけれども、後押しして有効活用、業務活動、ブランド化を図られればなんとかあじ〜な等でも売れるのではないかと、もっと売れるのではないかと、安くてもいいものが売れるのではないかと思っております。

いろいろ農業については、いろいろな意見をまとめるべく、具体的な案を具体化して、他町村に負けぬように、JAとタイアップしたり、売れる商品、村をPRできるものが欲しいのではないかと思います。今塩麴のブームで味工房でも生産が間に合わないというふうなお話も聞いております。そこだけの問題としないで、それらを広めていくようなことも考えていったら、味工房だけでなく広めていったらどうかと思います。例えば、農協の前のフレッシュハウスも東のあじ〜などとして野菜、果物等売れるのではないかと思います。ゴマとか野沢菜とかブロッコリーとかスイートコーンなど特産品は多いので、村でとれたものは少し高くても安心なので住民は買うでしょう。東のあじ〜など位置づけられればあとで触れる買物、弱者対策にもなるのではないかと思います。

それから、次に食品加工についてお聞きします。村でつくられた食材でつくつた加工食品は安心して食べられます。宮田村のワイン、シカ肉ソーセージが最近話題となり、JAと提携し大型店にも出していくようなことをお聞きしています。高森町の市田柿、リンゴ、ニンジンジュース加工場、村としたらリンゴジャムとか、トウモロコシの缶詰など、何かまだ考

えればあるのではないのでしょうか。飯島の道の駅や、栗のお菓子のお店など目玉が欲しいのではないかと思います。

3月議会で宮田村の清水村長が今後の方針を打ち出し、農工商の連携を行って、観光の拠点にしたいとして来年度具体的な方針をまとめていくとっております。村の農業問題をどうするのか。これら3点について村長にお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農業問題につきまして3点御質問をいただきました。

まず荒廃農地の問題であります。耕作放棄地、遊休農地などと言われて全国的には増加傾向にあります。本村の状況を申し上げます。本年度は前年度に比べまして6筆6.7ヘクタール、微増となっております。合計で157筆、約15.7ヘクタールの耕作放棄地が確認をされております。ここ数年は農業委員さんを初め地元関係者の皆さんの御尽力で新たなつくり手、借り手を見つけていただくなど、耕作放棄地解消への取り組みが進んでおります。そんなことで横ばいの状況となっております。これからも解消に努めていきたいというふうに思います。

農業の場合には、やはり担い手をどうしていくのか、このことが一番問題となってくるところであります。おかげさまで本村には、昨年5月にまっくんファームが農事組合法人化されました。また、農事組合法人として、まっくん野菜家もあるわけであります。これからも農地の受け手、担い手として大いに期待をしているところでありますので、村としても最大限に支援をしながらそういったところにも話を持ちかけていきたいというふうに思います。理想とすればまっくんファームが本当の真の意味での農業の担い手になっていただければいいのかなと思っております。しかし、それには経営という部分もございますので、その辺も踏まえてこれから検討していく必要はあろうかというふうに思います。

また、地域で農業を守っていく、この機運づくりと申しますか、こういったシステム構築というのも大事ではないかと思っております。村内は国の中山間地等の直接支払事業を受けている地区もあります。それから新たに農地・水保全管理支払交付金事業を活用して、協働作業によりまして、こういったことの解消に向けて取り組む、そんなことをしていきたいということで考えておるところであります。

いずれにいたしましても、国では新たな農業施策を受けまして、人・農地プランを作成することになっております。村でも作成をしていかなければなりませんので、それらを踏まえながら策定をしております。同時に、新規農業者に対する給付金制度、これも創設をされてまいりますので、新たな担い手の掘り起こしにも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。国の制度が大きく変わってまいりますので、この制度をいかに活用するか、人・農地プラン作成の中で検討をしております。

農産物の加工についてであります。農産物の加工につきましては、味工房が中心となって、さまざまな加工をしながら販売をしてきております。大芝高原という地域ブランドを生かしていく、そのことに尽きるわけでありまして、事業の推進、今後も図っていかねばならないというふうに思います。

そのほかにも、野菜とかワサビを個人が漬物にして加工し、販売されている、こんな個人的にもいるわけでありまして、そんな皆さんも支援をしていければというふうに思っております。

問題は、国も6次産業化を積極的に推進をしてきておるところであります。まさに農商工の連携ということ、これは基本になってくると思います。つくったものをどう売っていくのか。マーケティング、このことが重要となってまいります。市町村自治体、一番ここが弱いところでもありますので、この辺の強化というのもこれから課題となってくることでもあります。6次産業化どう進めていくのかというのは、本当に農業者と商工業者が一体となって取り組んでいかなければならないというふうに思います。

基本的な考え方とすれば、村は支援をしてその橋渡しをしていきたいというふうに思いますけれども、民間主体で進めていただく、このことが一番理想だというふうに思っておるところでございます。他市町村の例を見ましても、御指摘のように、飯島のトウガラシや栗、宮田のワイン、この辺は地元の食品加工業者との事業展開でありますので、そんなことができれば一番いいわけであります。したがって、この食品加工業者の事業者に立地をしていただく、このことも真剣にこれから考えていかなければならないことだというふうに思います。ただ、今の経済状況の中ではなかなか困難であります。

駒ヶ根市の黒ゴマのようなものは、これがJA上伊那が主体的に参画しておるところであります。こういったことで商工会、農業団体、積極的に意見交換をしていく、そのことも必要でありますので、そんな支援、橋渡しをしていきたいというふうに考えておるところであります。

空き工場等の問題を活用してという、こんな面もあるわけありますので、新たにそんな意欲のある人がいれば積極的に支援を申し上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 具体的に成果が出るように支援をお願いしたいと思います。

次に、子育て支援課新設に向けた取り組みについてお聞きいたします。

2年前に子育て教育支援相談室ができ、発達障害や問題のある児童の相談に応じてきました。教育相談と子育て相談員の連携により就学相談につなげてきたわけです。今まで福祉系の事務の窓口を、今回子育て支援課をつくることによって療育施設と一体的に子どもへの支援がなされて、よりよい環境が整ったと思います。単独課新設、療育施設完成ということで感謝しており今後を期待しております。

しかし、今回開園するたけのこ園は、障害者自立支援法による児童デイという位置づけであり、0歳から6歳までというお話をお聞きしまして、子育て教育支援相談室というのは初めから0歳から18歳を担当にしておりまして、子育て相談員の存在はまだ欠かせません。ぜひ今までの体制として公民館で一緒に仕事をしていくことでお願いできればそれはもちろん村側がまた考えていただければいいのですけれども、子育て相談員が虐待やDVなどの問題など、幅広い問題に対応していただきたいということと、家庭児童相談員的な役割を担いまして、いろんな関係者で話し合える要保護対策児童協議会というような開催にも向けて村全体がDVや虐待を許さないという環境をつくっていただきたいと思います。また、保育園や療育施設職員のスキルアップにも気を配っていただきたいと思います。

11月に議会研修に三重県三重郡菟野町を視察しました。人口4万人余りで高齢化率が65歳以上21.3%ということで、南箕輪と似たようなよい環境でした。子ども家庭課に保健師6人がいて、役場の隣が社会福祉協議会ということで、そこには、とても広い場所がありまして、

赤ちゃん健診からデイサービス、それから食堂もあるといった、いわゆる揺りかごから墓場までといった体制が整っておりました。また、ほかの4人の保健師が健康福祉課にいて、子育て支援課におります。しかし、村では子育て支援に対して、ある程度は保健師はかかわっているかと思うのですが、高齢者福祉と子育て、住民への対応など、さまざまな対応がありますので、また今後長期計画で保健師の活用について考えていただければと思います。将来的に保健予防係の保健師が中心で就学前の療育関係を担当して、子育て支援課は保育園入園、入所で健康な子どもということになるのか、そこら辺もまた考えていただきたいと思えます。

以上、ここまでの質問をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 子育て支援課新設体制について、3項目にわたりましての質問をいただいております。

子育て教育相談室の位置づけという問題であります。この問題は唐澤議員から何回か御質問をいただいているところであります。児童デイ、療育施設になるわけであります。そんなことを受けまして、子育て教育支援相談室については、療育施設のオープンもありさまざまな検討が必要となってまいります。最善策を模索していく必要がありますので、当面はこれまでどおり、教育委員会の所管で村公民館で業務を行っていきたくと思います。当然のことながら、教育委員会はもとより子育て支援担当係、保健予防係と連携を図って対応をしていかなければなりません。そんなことで平成24年度、検討してまいります。よろしく願いをいたします。

児童虐待のお話がありました。虐待が心配される児童のケースというのは、平成23年度中に心配されるケースを含めて7件ありました。子育て教育支援相談室を中心に、必要に応じて関係者による個別ケース検討会議を開催するなど対応してきております。こういった年間7件ほどあるということですので、力を入れていく必要があろうかというふうに思えます。

要保護児童保護対策協議会の開催、これはしていかなければならないというふうに考えております。ちょうど今教職員含めて異動の時期でありますので、新年度の体制ができた時点で4月中に開催をしてまいります。当然のことながら、スキルアップの話が出ておりますけれども、療育施設の職員、10月オープンということですので、4月から近隣の類似施設や専門の臨床研修センターでの研修を計画しておるところであります。専門の研修を受けていただく、半年間ということ考えております。その中で発達児童支援の技術の習得もしてもらいながら、お願いをしてまいります。保育士につきましても、各種研修会の開催を計画しております。

子育て支援についての保健師の役割であります。これは本当に大事なことだというふうに考えております。妊娠から出産、その後の子どもの成長の過程でアドバイスを行っていく、大変重要な職であるということでもあります。しかし、職員間のバランスもあり、増員ということはなかなか難しいという、こういうことでもありますけれども、各課の連携、係の連携によって、対応をしていかなければならないというふうになります。とりわけ、新年度から子育て支援課ができますので、保健師につきましては、二つの課をまたぐことになります。これまでどおり連携で対応をしてまいりますし、私は、この専門職の配置というのはこれから

重要になってくると考えております。そんなことで将来的に、余り向こうへ行かないうちに、こういったことはきちんとやっていくべきだというふうに思っております。特に、食についてを含めまして重要だというふうに思います。平成24年度4月からは栄養士2人を採用いたしました。1人は保育園の栄養士がいないということでもありますので、そういった対応をしてみたいです。1人は南部小の産休代替、たまたまそういうことでもありますので、1年間はそちらで仕事をしてもらいますけれども、産休・育休明けからは庁内へ配置をしながら、そういった専門職的な指導をしていっていただくという、こういった体制強化を図っていく予定であります。保健師についても私はそのとおりでろうというふうに思っておりますので、そんな点は御理解をいただきたいと思ひますし、そのためには、役場の定員増ということもかかわってまいりますので、そのときはまた議員の皆様方にも御理解をいただきたいというふうに思っております。事務職も大切でありますけれども、専門職というのは特にこれからの時代大切となってまいりますので力を入れてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 力強い人員配置についてのお話をお聞きできまして、安心いたしました。

最後に高齢者福祉についてお聞きします。

長野県の男女ともに死亡率が最低であり、男性は5回連続、女性は初のトップとなったと厚生労働省が発表されました。しかし、がんと心疾患が低く、全国平均を下回ったものの依然として脳血管疾患の多さが課題であって、減塩でみそ汁は1日1杯だけというのはなかなか守られていないのが現状かと思ひます。また、長野県人は喫煙率の低さや野菜摂取の大きさが全国最多だったということで、課題はまだまだ減塩だということだそうです。

県庁には、健康長寿課がありまして、先ほど村長も栄養士を雇うというようなお話がありました。週刊新潮の3月15日号ですか、それに「死亡率が圧倒的に低い長野県はなぜか」という、こういう記事が載っております。やっぱり栄養士を雇って栄養指導をしていくこと、食習慣を変えていくことがやはり長生きの秘訣、健康長寿の秘訣ではないかなというふうに思ひます。

昔は、全国ワースト3ということで、脳血管疾患や脳卒中が多かったのですが、減塩運動が始まり、食生活改善推進協議会ができて、ここでは推進員、また長野県下では保健補導員というのが保健師の指導のもとに、血圧測定や減塩指導がされました。長野県の65歳以上の就業率というのが29.9%ということで、結構高くてまじめに死ぬまで働く方が長生きしているということらしいです。みそ汁塩分16グラムぐらいあったのが、今は平均11グラムくらいに落ちているようです。健康で長生きをして、医療や介護のお世話にならないように生涯現役でいることが大切で、人生百年時代の到来とともに、大介護時代の女と男で知恵を出し合っ、隣に住んでいても組に入らず人とかわらないという無縁社会その脱却を図っていかねればと思ひます。なぜなら少子高齢化で見てくれる子どもも孫もない、となれば隣近所が助け合える社会、有縁社会、袖振り合うも多生の縁ということで、多くの縁ということで有縁社会をつくりたいというふうに思ひます。先ほど未加入世帯のアプローチにもありますように、行政と住民とでそういった社会をつくっていかねば、有縁社会をつくっていかねば一番いいのではないかと思ひます。

介護保険制度の入所者の男女比は、女性が8割近く、男性が23%ということで、5人に1人が65歳以上の女性で、21世紀は日本はおばあさんであふれて大おばあさん社会、女子会ブームというものが続くのだそうです。これは樋口恵子さんのお話によりますが。そういったことで介護保険料や国保保険料の値上げなどにもこのパワーで吹き飛ばしていきたいと思えます。隣組、御近所の底力というようなことで無縁社会の脱却を図りながら、隣で死んでいる人がいたり、自殺したり孤独死があってもわからないというようなことで、先日テレビでも自治会長さんが嘆いておりましたけれども、通報して行ったのにどうも何も無いようなのでかぎを開けずに確認しなかったというのが、しかし一家心中だったというような、こんな悲惨な事件があってはならないと思えます。そんなことで有縁社会をどう構築していくのか、また後でお聞きします。

それから、介護予防の関係で、4月実施の元気アップクラブの計画はどうなっているのかお聞きします。どこの地区をだれが実施し、何人が対象で何人を予定しているのか、お聞きしたいと思います。この機会に多くの方、特に男性が受けるよう切に願っております。

また、村の死因状況を見るとがんが多いと思えますが、その実態と年齢と男女比をお聞きしたいと思います。

それから、マレットゴルフの状況について、長生きの秘訣かと思えますが、ゲートボールやマレットゴルフ、ゴルフなどは年齢に関係なく高齢者でもできます。大芝高原は、竹淵三郎先生が創始者として村民に広く親しまれ、村では同好会がつくられております。ルールが変わり、コースの改修がされるということですが、どういう内容かお聞きします。マレットゴルフは村の財産であり長生きの秘訣です。あちこち痛くなったり気分がすぐれなくなったりしても、大芝高原の森林浴をしながら競技スポーツをすることはアドレナリンも出て、多少の興奮から高揚感があり元気アップにつながるのではないのでしょうか。

買い物弱者対策の具体策についてお聞きします。特にひとり暮らしや高齢世帯からはこういう声を聞かされます。タクシー券やヘルパーなどはごく一部で、毎日の3度の食事、バランスをと考えれば、1週間に1回の配置される食品があれば何とか暮らせると思うのですが、なかなか悩みのようです。飯島町でも昔のJAの移動購買車ひまわり号などが復活できればというような検討もされているようです。何か具体的な方針をお聞かせ願えればと思えます。

高齢者を支えるための少子化対策ということで、人口今1億2,806万人が2060年には8,674万人と少なくなるようです。そういったときに、どんなような方法で高齢者を支える人たちの対策を練るのか、自治体としてもあちこちで躍起になっており、伊那市などでは婚活などが行われているようです。社協やJAでも結婚相談の窓口があっても結果にはつながらないようですが、愛の鐘、セラピーロード、大芝荘などを利用したパーティーなどを実施してみてもどうでしょうか。昔のように世話やきをする人もいなくなり、職場での出会いがない方がいる中で、高齢社会を支える低年齢人口をふやして、人口減少に歯どめをかけるための積極的な取り組みをしてみてもどうでしょうか。子育ての経験は人を育て、人のために生きること、思うどおりにいかないことなどから思いやりや助け合いが生まれるのではないかとということで、以上、六つの質問についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 高齢者福祉関係6項目であります。項目が多くありますので、端

的にお答えをさせていただきます。

まず、有縁社会の前に減塩という話も出ました。先日テレビを見ておりましたら、長野県の長寿はなぜかという、減塩に起因しているという、こんな報道がなされていたところがあります。考えてみますと、私も役場へ入ったころは、本当に減塩、減塩で村じゅう普及、そういうことをしていた時期でありました。そのことが今こういう状況であらわれてきているという、本当に長い期間かかるのだなという、そんな実感をしたところがあります。したがって、先ほども申し上げましたが食生活、このことは大事なことでありますので、平成25年度からは栄養士2人体制で村民の健康管理をしてみたいと思います。1人増ということで御理解をいただきたいと思えます。

有縁社会につきましては、これは本当に積極的に社会参加を呼びかけていく、こういうことに尽きるわけであります。次の部分でも元気アップクラブというものが立ち上がってまいりますので、そういったところに積極的に参加をしていただく、このことも一つの方法だというふうに考えておるところであります。

元気アップクラブにつきましては、新規事業で平成24年度から、もう少し早く取り組みたかったわけでありますけれども、さまざまな事情で平成24年度からになったわけであります。これは自立デイサービス事業が松寿荘の会場1カ所で行ってございましたけれども、だんだん参加人数が少なくなってきた、こういうことで各地区でできるだけ身近な地域でやっていきたいと、こういうことで私の強い希望で社協で委託事業として実施することができました。これは本当にありがたいというふうに思っております。村も社協に委託すればいいと、こういうことではありません。地域包括支援センターも積極的にかかわってまいりたい。

今現在、1地区月2回程度計画しております。健康運動指導士による運動指導や、脳トレ、口腔ケア、さまざまなことを予定しておるところであります。現在、参加者の受け付けをいたしました。3月8日現在、申し込み人数が400人近くになっております。本当に大勢の皆さんに参加をしていただけるということで、村はこれをありがたく思っております。会場につきましては、11会場、12班に分けて実施をしていきたいと、こんなふうに思っています。特に北殿地区につきましては、参加希望者が多いものですから、これは2回のローテーションでやらなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、新規の事業でありますので、どう円滑にスタートをさせていくのかという、このことに今、力を注いでおるところであります。スムーズな発足ができるよう、村、社協とも十分な連携を取りながら、よりよい事業になるように行ってまいりたいと思っております。ようやく実施できるということで、本当に期待をしておるところであります。

がんの問題であります。本村のがんの死亡率申し上げます。人口10万人当たり平成19年度では189.1人、平成20年度で263.2人、平成21年度は218.3人ということになっております。年度によって変動はあるとことでもありますけれども、平成21年度、国のがんの死亡率が269.9人、県が273.6人ですので、本村は218.3人です。したがって、国や県と比較しても特別高いという数値にはなっておりません。しかし、がんの死亡者は増加しております。また、本当に気の毒なことは、若い皆さんがお亡くなりになっているという、こういうことでもありますので、より検診事業に力を入れていく必要があるということでもあります。女性の子宮がん、乳がん検診は非常に伸びてきております。残念なことに、そのほかのがん

検診、胃がん、大腸がん、肺がん、これは本当に少ない部分でありますので、女性のほうがやはり健康意識が高いのかと。いかにまた男性にもそういったことをPRしていきたいというふうに思います。

マレットゴルフの問題が出されました。この3月の補正予算につきましても、改修につきましてお認めをいただきました。結構大がかりな整備をしてまいりたいと、親しみやすいマレットゴルフ場にしてまいりたいというふうに思っております。今、現在南箕輪村にはマレットゴルフ同好会を初め、11の団体が定期的の大芝高原のマレットゴルフ場でマレットゴルフを行っております。本当に11の団体ということで、多い団体であります。このことが健康増進につながっていくと、私もそういうふうに思っております。山林の中を歩くこと、スポーツをしながら歩くこと、このことは本当にいいことだなというふうに思いますので、さらにさらにそういった利用をふやしていきたいというふうに思います。

買い物の問題が出されました。移動購買車の部分があれば一番いいわけであります。しかし、これは担っていただける事業者があるかどうかという、こういうことあります。そのことは模索をしていく必要があると。今現在は、タクシー利用券助成事業や福祉輸送サービス、まっくんバス2台体制で運行をさせていただいております。このまっくんバスの運行も申しあげましたように毎月ふえてきておりますので、利用者増にこれからも期待をしておるところであります。輸送サービスにつきましては1台で運行しておりますので、これはもう既に限界となっております。さらにということであればもう1台ということになります。その辺は利用者の状況等を見ながら考えていく必要があるというふうに思っておるところであります。

最後に、少子化対策の問題が出されました。少子化対策、これは1自治体できる問題ではございません。国全体、もっと大きな部分でどうやったら日本の人口をふやすことができるのかということ真剣に考えないと大変な時代になってまいります。1月に50年後の人口の部分の発表がありました。30%人口が減少するということあります。高齢者を支える、これは肩車方式になるといわれております。1人が1人を支える時代に入ってまいります。30%ということは、本当に大きな人口減であります。上伊那全体を考えてみましても20万人でありますので、30%といいますと6万人。6万人といいますと、辰野、箕輪、南箕輪の人口がこの上伊那全体から減ってしまうということありますので、これは上伊那郡として維持できるのかどうかという、そういう問題にまで発展をしていくのではないかとというふうに私自身は危惧をしておるところでございます。

今の子育て支援、どこの市町村でも定住人口の促進ということをやっておりますけれども、減少する人口を市町村間で取り合っている、こういうことだろうというふうに思います。これでは国全体の人口増加の対策にはなってまいりません。おかげさまで本村の場合は、村だけを見ますと人口が増加しておりますので、その辺は大変ありがたいと思いますけれども、南箕輪村の人口がふえるということは、どこかの市町村の人口が減るということありますので、これでは日本全体がよくなっていかないという、こういうことになるわけありますので、そのことはもう少し真剣に国民全体で考えていく必要があるというふうに思っております。

この対策で一番は、やはり私は子どもを産み育てる環境づくり、そして結婚しやすい環境づくり、これは大変難しいことだというふうに思いますけれども、それに尽きるのではない

かというふうに考えております。村自体といたしましては、これからも積極的に人口増加対策は図ってまいります。ただ、人口増加対策を図って定住人口促進ということ、これは私は南箕輪村の生きていく道かというふうに考えておるところであります。そういった中で課題や問題点も数多く出てくる、このこともそのとおりであります。保育園問題、学校問題、あるいは住宅環境問題、さまざまな問題が出てきます。それはそれとして適切に対応していく、このことは必要だろうというふうに思っておりますので、組み合わせながらやってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。

全国的な問題なのでなかなか対策は難しいですけれども、子どもを産み育てやすい環境づくりについては、村としても積極的に施策を講じてやっていただいているというふうには思っておりますので、ぜひ社協等に婚活のこともお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

なお、3名の議員の質問が残っておりますが、都合によりあす15日の午後1時30分から一般質問を続けることにいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（出羽澤哲夫） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

散会 午後 4時04分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 4 年 3 月 1 5 日 (水曜日) 午後 1 時 3 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

出席議員（10名）

1番	久保村	義輝	6番	丸山	豊
2番	百瀬	輝和	7番	山口	守夫
3番	山崎	文直	8番	都志	今朝一
4番	小坂	泰夫	9番	唐澤	由江
5番	加藤	泰久	10番	原	悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木	一直	住民福祉課長	清水	麻男
副村長	加藤	久樹	産業課長	原	茂樹
教育長	征矢	鑑	建設水道課長	藤田	貞文
総務課長	松澤	伸夫	教育次長	田中	聡
財務課長	山崎	久雄	代表監査委員	有賀	松雄
収納対策課長	有賀	由起子	教育委員長	清水	篤彦
会計管理者	中尾	由美子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	出羽澤	哲夫
議会事務局次長	松澤	厚子

会議のてんまつ

平成24年3月15日

午後1時30分 開議

事務局長（出羽澤哲夫） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日は昨日に引き続き一般質問を行います。届け出順に発言を許可いたします。それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 議席番号7番、山口守夫でございます。私は「南箕輪村がもっと健康に」をテーマに、村がどのように取り組むかについて質問を行います。昨日同僚の議員から健康についての質問もありましたが、健康対策1本について質問を行うものでございます。

村民だれしも健康で生活を送りたいということは共通の願いであります。村長は議会の冒頭のあいさつで、平成24年度は村民が健康で元気なむらづくりを掲げられ全力で取り組むと言われました。このことは大変よいことで私も大いに感動するものであります。村民みんなが健康で生活できるなら、まさしく活力のある村であります。そして、問題になりつつある医療費高騰の抑制にもつながっていくものと考えます。

私は健康な体を考えたときに、まず体の状態を知り、そして食事に気を使い運動を心がけることが大事だと思うものであります。船中八策ならぬ健康条件の船中三策であると私は考えております。こうしたことを踏まえ、健康診断、そして食事、そして運動と行政がもっと力を入れていくことが大事だと考え、その三策に沿って質問を行っていきます。村長の本気度についてもお伺いするものであります。

まずその前に、村の医療費の見通しについてお伺いしておきます。国民健康保険料、いわゆる村の医療費は、5年後を見たときにどのように推移していくのか。そして医療費の予想についてお伺いしておきます。また、介護認定者も毎年13人ずつふえていくという予想を立てていますが、3年後の介護保険料の見通しについて、どのくらいの数字になるか、予想についてお伺いをします。簡単にひとつお願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。唐木村長。

村長（唐木 一直） 7番、山口守夫議員の御質問にお答えをいたします。

健康問題に絞っての御質問ということであります。冒頭のあいさつの中でも申し上げましたけれども、健康で元気な村、こういった村を目指していく、このことが理想であると思っておりますので、さらにさまざまな御意見や御提言をお願いしたいと思います。

保険料の今後の推移で、国民健康保険料、介護保険料の推移の御質問でございます。まず国民健康保険料であります。国保加入者の1人当たり医療費というのは、議案審議の中でも申し上げましたけれども、本当に南箕輪村の場合は県下で低位という、こういうことになっておるところであります。こういった順位を保っていくように、また努力をしていかなければ

ばならないというふうに思います。

国保の保険料でありますけれども、自己負担3割、1割、2割、これが自己負担としてかかるわけでありまして、この2分の1が国庫補助でありまして、2分の1を国保税で賄うということになっております。国民健康保険につきましては、被保険者数は年々増加をしてきております。また高齢化も進んできておるところであります。国民健康保険というのは、他の保険と違って、現役を退いた皆さんが加入してきますので、高齢者が多く医療費も高くなっていくという、こういう状況はやむを得ないというふうに思っておるところであります。

本年度、平成23年度、8年ぶりに国保税の改定をいたしました。15.5%という大幅な引き上げになって大変申しわけなく思っておるところであります。それでも赤字補てんは決算ベースでいきますと7,000万円弱という、こういった赤字補てんを一般会計からしておるところであります。今後につきましては、その国保会計の状況を見ながら、8年とそういうスパンではなくて、もう少し短い期間での税の検討をしていかなければならないというふうに思っておるところであります。

5年後の推移という、こういう御質問でございます。現在、一般会計で赤字補てんをしている分、平成24年度の予算で見ますと、3,000万円余ということでありまして、これは単純に保険税10%分に当たります。そして、医療費が年々増加をしてきておりますので、5年後に赤字補てんをしないということであれば、20%ぐらいの引き上げが必要になっていくというふうに私自身は予想をしておるところであります。したがって、加入者負担、このことが一番問題になっていくところがございますので、今後一般会計からの赤字補てんをどうしていくのか。これはさまざまな御意見がありますので、また議会と議論をさせていただきたいと思っております。

景気低迷の中、原則的には国保税で賄っていく、この大原則はありますけれども、その中におきましても、そうはいっても村民の生活を守っていく面、こういうことを考えれば、一定の赤字補てんもやむを得ないのかという思いもしておるところでありますので、この辺はまた議論をお願いしたいと思います。

介護保険料の額であります。第5期の5年後となります第6期ということになります。したがって、平成27年度から29年度まで予想される保険料であります。第5期のうちの平成26年度の給付見込み、この額は毎年5.4%ずつの上昇と見込んでおります。被保険者数も、2%ずつ上昇することを仮定して計算してみますと、第6期の標準保険料として5,232円という計算が出てまいります。第5期の予定標準額よりも662円、14.5%の引き上げになる計算であります。

しかし、この数値というのは、社会状況の変化によりまして大きく変わってくる可能性があります。介護保険料というのは伸び続けてまいります。したがって、ある一定の保険料を超えた場合には、公費の負担をそこに投入し、歯どめをかける措置をしていかなければ、介護保険制度自体が続かなくなるのではないかと私は思っております。そんなことを考えますと、本当にこのまま行けば天井知らずの額になってしまうという、こういう懸念がありますので、国を含めて社会全体で維持していくにはどうしたらいいのかということ、これも国段階で大いに議論し検討していただきたいと思っております。

第6期は5,300円程度ということで申し上げておくしか、ちょっと予想できませんので、

そんな御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 私がここで保険料のことをちょっとどんな数字かというのを申し上げたのは、私はこの数字が南箕輪の健康度を見るバロメーターになるのではないかという気がしているわけでございます。今、国保の場合20%、介護保険で14.5%ぐらい上がるというようなことでしたが、果たしてこのとおりにならなくて横ばいでいければ非常に南箕輪が健康な状態を保てたということになるのではないかと思います、この数字を一つのバロメーターにして、これができるだけ抑えられるような形にこれから取り組むことが大事ではないかと、そんなことを思っているわけでございます。しかし、今20%なり14.5%の値上げが予想されるとしてこのとおりに行くとしたら、これをどのように被保険者に対して説明をし、また場合によっては値上げをしなきゃならんというような話もありましたが、今後消費税が上がったり、今、日銀がインフレの方向にものを切っていくということになると、値上げが予想されるわけですので、そういう形の中で負担増が強いられるわけです。そんなときにどんな形で議会と相談するかという話もありましたが、どんな形で村長としたらそれを被保険者、村民の皆さんに話をされていくか、その辺がもしわかったらお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 国民健康保険税しろ、介護保険料にしろ、現状でいきますと県の平均よりも安いわけでありまして、したがって、その辺の御理解もいただかなければならないかなというふうに思っております。これがかなり県平均を上回るということになれば、それは一定の村でも措置を考えていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

しかし、この介護保険料につきましては、一般会計からの投入というのがこれはなかなか難しい面があります。このところの新聞でどこかの町村の答弁を見ておりましたら、一般会計から投入すると県の補助金が受けられないというような、県の支出金が出ないというような答弁がなされております。その辺はもう少し詳しく調べてみる必要があろうかというふうに思っております。県の平均をはるかに上回るようであれば、それはいずれかの措置を考えていかなければならないというふうに私は考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 山口議員。

7番（山口 守夫） 次に、保険税を押し上げていく高額医療費についてであります。

今、医療費を押し上げているのが5大疾病による高額医療費の対象者の増加であるということになります。その中に、がん治療があったり、あるいは糖尿病、腎疾患による透析の治療、こんな形があると思います。がんは2人に1人がかかり、そのうち3人に1人がその原因により命を落としていると言われております。また、このがんは防げる病気だとも言われています。がんまたは生活習慣病の大きな原因の一つがたばこにあると言われます。喫煙が原因で亡くなった大人の日本人は、2007年のデータですが12万9,000人だそうです。高血圧が原因で脳卒中などで亡くなった人は10万4,000人だと、東京大学とか大阪大学の分析でわかったということが新聞の記事に載っておりました。たばこが体に与える影響は百害あって一利なしと言わざるを得ません。

このたび、厚労省は10年後に喫煙率を12.2%に減らす目標を立てました。現在は20%を若干切ったところだということですが、こうした国の目標に対し、村も何らかの形で対策をとっていかなければならないと思っております。村としての対応についてお伺いをいたします。そして、糖尿病性腎疾患の患者による透析治療は、この患者が全国レベルでウナギ登りに、もう天井知らずという形でふえているという、歯どめがかからないという状態だということも言われております。また、その患者が南箕輪は県下一多いというデータもあるそうです。このような状況に村長はどのように考えるかお伺いし、この件の質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 高額医療費につきまして2点の御質問をいただいております。

まず喫煙率の問題であります。私にとりましては本当に頭の痛い御質問をいただきまして申しわけなく思っております。

村全体の喫煙率は把握できておりません。平成22年度の特定健診の喫煙率を見ますと男性で26.3%、女性で3.5%、合計で14.1%という状況になってきております。統計上から見ますと、5%で大体全体の統計の傾向が出るということでもありますので、特定健診受診者の喫煙率が村全体の喫煙率とほぼ変わらないというふうに考えておるところであります。村全体では14.1%という認識でおるところでございます。

国の喫煙率19.5%であります。10年後に12.2%という目標数値を定めておるところでございます。村は、この数値を定めるかどうかということでもありますけれども、今のところ何%にということは定めておりません。しかし、やはりこういった率というのは定めていく必要があるのかというふうに思っております。どんな健診につきましても、がん検診含めて受診率をどう高めていくか、目標を定めてやっていくことはいいだろうというふうに思っておりますので、この辺は検討課題とさせていただきたいと思っております。

啓発活動を徹底していく、そして若いうちからの禁煙教育、これも大切でありますので、学校においても禁煙教育ということで、小学校6年生と中学校3年生で実施をさせていただいております。できるだけ、たばこは害になるということをPRしながら、また率を下げていきたいというふうに考えております。

糖尿病性腎症についてあります。国保の生活習慣の受診状況を見ますと、糖尿病があり人工透析や糖尿病性腎症と診断される方の割合が県下一という、こういう御発言もありましたけれども、県下一ということではありませんけれども高い状況にあることはそのとおりであります。このことは本当に医療費を押し上げる要因となっておりますので、人工透析患者をどう抑えていくか、このことは課題となっております。そのために、特定健診、保健指導を初めとする保健事業において、糖尿病や慢性腎臓病について重点的に取り組んでおります。人工透析を防ぐ、このことは重点目標として取り組んでこれからもまいりますので、よろしくお伺いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） たばこはちょっと今14.1%の村での状況ではないかという話なのですが、ちょっと私がホームページで見たときに、平成19年度の時点で既に南箕輪が12.2%になっていたのですね。これはどういう調査か知らないけれど、ホームページに載っていますからちょっと確認しておいてください。

そんなことで実はこの辺もちょっと苦情を言わなければいけない部分もあったのだけど、たばこもこの間国会で、野田総理も非常にヘビースモーカーということで、1日に2箱ぐらいうららしいですね。これでやめたらという質問が国会の中でもあったのですが、実は村長もその辺に気を使っていて大分あったのですが、こういうことで学校教育とかそういうことも大事ですけど、自分が先頭を切ってやめたという形でPRされたらどうかと思っております。そんなことでその辺もぜひ一つ考えてほしい。

先ほどちょっとホームページの話をしたのですが、これもほかの会合なんかで聞いて、南箕輪のホームページ、非常に古いというような話があって、もっと新しいものをしていかないとこれから見ないのではないかというようなことがあったのです。ほかの健康アンケート調査もいろいろありまして、ほとんど平成20年以前のものしか載っていないというような状況がありました。この辺のところこういう健康調査をやっていく形の中で、あるいは健康に皆さんにしていく形があったら、こちら辺ももう少し形の新しいものにして状況等を発表していくような形のものではないか。その点についてちょっとお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） たばこの禁煙の問題につきましては、また私なりに努力をさせていただきたいと思っております。やめたいと思っているのは毎日思っておりますので、どう実践をしていくかということになります。

ホームページが古いというお話がございました。平成20年以前、ちょっと調べてみないとわかりませんが、できるだけ最新のデータを入れていく。

7 番（山口 守夫） 平成19年でした。

村長（唐木 一直） 平成19年以前ですか。5年前ということになりますので、それが最新のデータであればやむを得ない部分もありますけれども、できるだけ新しいものを入れて改定をしていくという、このことはしていかなければなりませんので、早急に調べて改定をしていくようにいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 次に、健康診断についてであります。

私は健康を保つということは、まず自分の体の状態を知ることだと当初申し上げました。そのために健康診断が大事です。村で行う健診があります。村ではこの健診率を上げる手段として、特定健診の検査料を2,000円から1,000円に、5歳ごとの節目健診をふやし、一部の医療機関での受診拡大を図り、健診を受けやすくして受診率を上げていくという計画であります。この計画で、受診率何%を目標にしているのか。またがん検診の受診率の目標値についてもお伺いしておきます。

毎年行われておりますが、ことし1月に各種健診希望者調査が行われました。その調査用紙の回収率の結果がことしは70.9%だと聞きました。まず、村として健診率を上げていくにはその入り口であるこの調査が大事であります。未回答者が30%近くおるわけです。未回答者に対し適切な対応が必要ではないでしょうか。村としてどのように対応するかお伺いをいたします。多くの皆さんに健診を受けていただき、そしてその結果に対し、適切な指導体制が大事だと考えます。現在、村ではフォロー体制の一環に、糖尿病、腎臓病に関し、数値の高い該当者に対し、健康指導の講習会が行われていますが、その他、どのようなこと

を行ってフォロー体制をしているか、そして、今後どのようなことに力を入れていくかお伺いをいたします。

それと、胃、大腸がんの発病にピロリ菌が大きく関係していると言われていています。村ではこのピロリ菌の検査を取り入れたらどうかと考えますが、その点についてお伺いをし、この件の質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健診につきまして、幾つか御質問をいただきました。まず特定健診の状況であります。特定健診は平成20年度から始まりまして、平成24年度は65%という、このことを目標として計画を立てたところでもあります。しかし、これはどこの市町村でも同じでありますけれども、現実的には平成22年度で38%、今年度で37%、こういうパーセントとなっております、計画数値には遠く及ばない実施率であります。

こうしたことを受けまして、新年度からは受診料2,000円から1,000円に引き下げさせていただき、無料受診料となる節目健診を、5歳ごとでありますけれどもかなり大幅にふやさせていただきました。また同時に、県の医師会と契約した医療機関での特定健診ができるという、集合契約の締結を行ってまいります。また、満65歳、70歳、75歳になられた方を対象に、毎月制度の説明会をかねた健康教室の開催を行っていく、このことを実施していくよう、計画をしたところでもあります。

したがって、今申し上げましたようなさまざまな施策を実施しながら、その健診率を高めていきたいというふうに思っております。最低でも前年度をはるかに上回るような、こういった実施率、受診率になるよう努力してまいります。数値目標はあくまで65%ということで据え置かせていただきます。1年で65%になるかということは、これは不可能に近いわけではありますが、こういったことを今申し上げましたようないろんな施策を組み合わせながら、どのくらい近づけるかということで努力してまいります。

がん検診の受診率であります。国の基本計画では、乳がん検診と子宮がん検診が50%、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診が40%と目標を掲げております。村の受診率につきましては、それぞれ検診の種類によって差がありますが、18.8%から41.5%となっております。国の目標値、これを目標にしておりますので、受診率の向上にさらに努めていかなければならないと思っております。

村で一番高いのが乳がん検診で41.5%、肺がん検診が一番低くて18.8%というふうになっております。特に子宮がん、乳がんにつきましては、かなり検診の受診率が上がってきております。したがって、ほかの胃がん、大腸がん、肺がん、これをどう高めていくかというのは課題となっておりますので、この辺も先ほど申し上げましたようないろんな施策の中で組み合わせをしながら、受診率アップにつなげてまいりたいと思っております。

健康希望調査の未回収者の対応であります。御指摘のとおり、未回収者もあるわけです。その皆さんには、健診実施の際に受診希望申し込みをいただかなくても受信できるという、こういう広報や、健康部・すこやか係の方にも地域で声をかけてお願いをしていくようにしたいと思っております。あらゆることをしていかないとなかなか受診率上がっていきませんので、そんな点は特に力を入れてやっていきたいというふうに思っております。

それから、特定健診の受診結果の指導体制であります。メタボリックシンドロームのこういった面がかなり問題となってきたところがございますけれども、特に村では糖尿病、

慢性腎臓病、これに重点を置いて取り組んでおります。平成23年度は2回の講演会を実施したところではありますが、健診結果につきましては、全員に個別に内容を説明しておるところでございます。健康相談をしながらお返しをしておるといふ。受けた方は自分の健康、これは保健師が説明を申し上げておりますので、内容等につきましては注視をしておるところであります。そんなことで、糖尿病、腎臓病関係につきましては力を入れてまいります。それ以外につきましても個別に対応していくという、こういったことで対応をしておりますのでよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 特定健診の場合はこの市町村も一緒じゃないかということだったのですが、実は長野県の場合でも、市町村によって違うわけですが、市の中でも一番受診率が高いのは諏訪市だそうです。これは52.2%ということで半分以上が受診されています。市でこれだけ受診があるということは結構立派なものだと思っているのですが、その理由は受診料無料になっているのですね。それでこの辺のところをこれを知ったのか、その周辺で茅野市とか下諏訪町がやっぱり平成24年度から無料にするというようなことを言われています。どうですか。村でもこういうことを無料にしたらどうでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 平成24年度の施策として2,000円を1,000円に引き下げさせていただいたところでありまして。さらに無料としての節目健診をかなりふやさせていただきました。その結果を見ながらまた検討はしてまいります。

無料にすると受診率が上がるという、このことはそういう傾向になるのかという、このこと自体はどうなのかという思いもしておるところでありますけれども、自分の体というのは自分が一番責任を持って守っていただくといい、このことは基本となってくるところであります。したがって、受診料1,000円を無料にすれば受診率がかなり上がるという、結果的にそういった市町村が高くなっているということは、そういったことが影響しているのかというふうに思いますので、その辺は平成24年度の結果を見ながら検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 確かに無料にしたから上がるものではないと思います。それで長野県の市町村で一番受診率が高いのは喬木村だそうです。これが66.6%という受診率になっております。ここは無料化になっているかといったら全然なっていないのですね。これでこれだけの高い、確かに人口も南箕輪村より半分以下というような人数かもしれませんが、そういう中で無料化にしていなくても受診率が高いという。これも要するに先ほどの健診の調査の段階でも地域の人といろいろと声をかけてやっていくというような、相談をしていくというような回答だったと思いますけれども、この喬木村にちょっとその辺の様子を聞いてみたのですが、その時点で申し込みがないところにはまず、はがきで連絡するそうです。それでもまだ回答がないところは家庭訪問するくらいの形で担当者がやっているそうです。

ですから、今村としてもいろんな形の中でそういうものをする、そこまで踏み込んだ形

でやろうとしているかどうかですが、今回は保健師を1人ふやしていくというようなこともあります。そういう形の中で家庭訪問とかそういうことの指導体制がどうなるかについても伺っておきます。同時に、地域でやる検診以外に人間ドックに行って行う健診もあります。こういう人に対してどのようにフォローしていくか、それについてもちょっと伺っておきます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 保健師は、当面の体制でいくということですので、ただ育休明けで正規の保健師が出てまいりますので、かなり動きやすくなっております。栄養士につきましては、平成24年度から2人体制ということで考えましたけれども、育休という部分がありましたので、平成25年度からは庁内完全2人体制でやっていけると。私も、きのうも答弁申し上げましたけれども、栄養士だとか保健師だとか専門職、この採用というのはやっていなければならないというふうに思っております。健康ということを考えればこういうことがかなり必要になってまいりますので、その辺は力を入れてやってまいります。

あとは担当課長のほうから答えます。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 人間ドックの関係でございますけれども、ドックの健診は特定健診の項目をすべてカバーしておりますので、人間ドックを受診された方は特定健診の受診率に入れているという状況でございます。また人間ドックについては、国保もそれから後期高齢者医療の関係も、村独自の補助金という制度がございます、人間ドックについては、年々増加している傾向でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 多分、健診を受けにくる方とか、人間ドックに行く方というのは、健康に気をつけて、それなりのことに気をつけると思うのですが、結局受診しないとか、そういう人が基本的には体に気をつけていないということですので、その辺のフォロー体制もしっかり今後の中でやっていただきたいと、そんなことをお願いしておきます。

次に、食育についての質問に移ります。現在、糖尿病と高血圧、いわゆる生活習慣病があります。飽食の時代と言われ、それがこうした病気を引き起こし問題視されています。こうした患者を減らすには食事の取り方等が大事であります。健康食のタニタのレシピ本が400万部以上売れてベストセラーになったとか、そして、そのタニタ食堂が大人気、あるいは東京にオープンしたタニタのレストランが満席だというようなことを言われています。これは多くの皆さんが食に対して関心が高く、生活習慣病を少しでも減らしたいという思いであります。

食べ物に対して適切な指導がなされ、そして実行されるとしたならば、必ず生活習慣病の予防になります。村としての食に対する指導体制が必要と考えますが、村長の考えをお伺いします。ただいま栄養士の話もありましたが、その辺についても伺っておきます。

次に、子どもまたその保護者に対する食育であります。食文化は子どものときに身につくものです。身についたものは一生続くものと言われる。小さいころからの食事が大事であることは言うまでもありません。そこで、学校または保育園の食育の状況はどのようなことが行われているのでしょうか。子どもに教えることにより、親も食育について考えていく

ものと思います。学校、保育園での取り組みについてお伺いをいたします。

次に、多くの村民の皆さんが食に対する関心を持つことが大事です。村民皆朝御飯の日をつくったり、お米を食べてもらうことが大事かと思っております。また、学校へのお弁当持参の日をつくって実行することにより、食事に対する意識づけが必要かと思っております。こうした取り組みに対して見解をお願いし食育の質問をいたします。

議長（原 悟郎） それでは、先に唐木村長。

村長（唐木 一直） 村の食育につきましては、平成23年度から27年度まで、村食育推進計画策定をいたしました。家庭を中心とし、地域や学校、保育園、生産者等がさまざまな場において、食育活動に取り組んでいるところでございます。特に、保育園、学校についてのそういう御質問がありましたが、学校のほうにつきましては、教育委員会からお答えを申し上げます。

保育園につきましては、それぞれ可能な限り地産地消、このことを基本にして進めておるところでございます。食生活改善推進協議会の皆さんにも御協力をいただきながら、食事の大切さというお話もしておるところでございます。また、毎日の給食やおやつ、給食展示ということでやっております。そして同時に伝統行事という、このことも食育に関係いたしますので、高齢者の皆さんを交えましてのジャガイモだとかサツマイモだとか、焼き芋大会だとか、カレー大会だとか、そんなこともしながら、その推進に努めておるところでございます。

もちろん、村全体の食の指導という、このことは栄養士が今1人体制でやっておりますので、1万5,000人の村民すべてにというわけにはまいりませんので、そんなことを考えまして、1年おくれてしまいますけれども、平成25年度から栄養士2名体制でこういったことに力を入れてまいります。平成24年度から採用をいたしますけれども、たまたま学校の栄養士が育休中ということもありまして、1年間はそちらでということでありまして。平成25年度からは2名体制でしっかりとこの食育にも力を入れてやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 続いて答弁を求めます。清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 学校へのお弁当持参の日、村民の朝御飯の日等々の御質問についてお答えを申し上げます。

上伊那管内でもある学校が平成21年度からお弁当の日を年4ないし5回実施していると聞いております。お弁当の日は、子どもたちが将来自立して生きていくための第一歩であり、ふだん料理をつくってくれる家族を初め、給食の調理員の方、そして自然の恵みに対する感謝の心をはぐくむことができるというふうに考えております。また、保護者は原則手伝わず、子どもたちだけで弁当をつくることによって、子どもたちの中に眠っている生きる力、こういったものを引き出すことも可能と考えます。

次に、朝食についてですが、朝食は体を目覚めさせるために、また午前中のエネルギーを補強し、血糖を上昇させて脂肪を燃焼させやすい体をつくるということからも成長著しい子どもたちにとっては大切な食事と考えております。お弁当の日、朝御飯の日を設けることは、食に対する向上を図るためにも有効であり、親子でともに考える場として大切であろうと思っておりますが、保護者の理解を十分得られてからでないといけないと考えますので、給食委員会等々に投げかけをして、保護者や学校からの機運が高まってくれば検討してまいりたいと、

そのように考えます。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 今、栄養士の話とか学校の話はそういうことで、またそれなりの時期が来たら、あるいは保護者の理解が得られたらということですのでそのように検討できたらと思います。

今、村では健康部・すこやか係というのがあります。この辺について特別答弁の中でふれていなかったものですから、いわゆる栄養とかそういうことになると、ここら辺の指導体制とか、その辺の取り組みというのが非常に大事になってくるのではないかと思います。その点についてお伺いします。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 今、食育と健康部の問題が出ましたけれども、特に食育については、食生活改善推進協議会の皆さんにお願いをいたしまして、中でも健康部の方たちを集めまして、食育の料理の講座等を行っております。またそういった意味で健康部の方たちが食改で教わった料理等をまた地域に広めていただければというふうに考えているところであります。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） ちょっと何かわからなかったけど、またよろしくお伺いします。

実は、ちょっと先ほどタニタという話をしました。ここの非常にレシピの本が売れているとか、そのレストランが盛況だということなのですが、ここは食べ物の内容もありますけれども、食事の食べ方だとか、時間だとか、そんなことも含めて何かそういうものになっているそうです。

それで、私は健康を本当に南箕輪が考え、あるいはやっていくとしたら、大芝にパル大芝と味工房があります。ここを健康食一本の形のレシピにしたらどうかと思っています。そういう形で、セラピーもありますし、どっちかといったら大芝が健康なスポーツ公園というような形もあります。そんな形で一体で健康一本で考えたらどうかと、そういう食事にして宣伝をしていけば私はかなりの人数もまた入るのではないかと、そんな気もしておりますが、その点について何か意見がありましたらよろしくお伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大芝の問題が出されました。基本的に言いますとそういったことができれば理想だと私自身も思っておるところであります。

健康というのは食事だけではなくて、運動や休養やいろんな分野が重なり合って健康というものがつくられてくるということでもあります。大芝には運動というのがかなり充実しております。森林セラピーロードもかなり大勢の皆さんに歩いていただいております。休養の部分につきましても温泉施設がありますので、これも充実をしておるところであります。問題は食であります。その辺は検討している経過はあります。パル大芝だとか、大芝荘だとか、そういったところでこの健康食をどうやってつくるか。松本大学にもお願いをしながらそんな模索もしてきた経過はあります。なかなか実践ができないでいるところでもあります。そういった提言を踏まえまして、さらに大芝高原全体を「健康と癒しの森」こういうことを掲げておりますので、それにふさわしい実践活動というのもしていかなければならない

というふうに思っております。難しいことではありますけれども、一歩でも二歩でも前進するように努力をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。残り時間少ないです。

7番（山口 守夫） ちょっとピッチを上げてしゃべったつもりなのですが、ちょっと時間があと5分ということで、最後の問い、健康診断をしてそれから食事を考えた後は運動だということで、運動についてであります。

体の状態を知って食生活がきちんとできればあとは運動であります。人間高齢になるにしたがい、体を動かすことが少なくなり、運動不足になり体力も衰え、体のあちこちが支障を来してきます。体の衰えは仕方ないことですが、少しでも衰えを防ぎたいものです。村もことしから高齢者に対して元気アップクラブを計画しております。3月1日現在400人という申し込みがあったというような話も聞きました。こうした取り組みは大変よいことだと思っております。ぜひ成功させたいものです。

しかし、月2回ということで限られた指導者ですので仕方ないことかと思いますが、回数が多いほどよいことではないかと思えます。この計画をフォローするのに、地域に指導者を養成して、この取り組みを充実させるべきだと考えますが、指導者養成についての考えをお伺いいたします。

次に、子どもの運動についてであります。食事と同じように子どものころから教えていくことが大事だと思います。子どものころから鍛えることにより、健全な体力がつき運動好きになる、それはただ身体をよく動かすということだけでなく、ストレスの抵抗力もつけるなど、健康と体力は表裏一体のものであります。だから子どものうちに体力をつけることが重要だと考えます。

現在、県下の児童の体力は残念ながら落ちていっているとされておりまして。まずお伺いしたいのは、村の小・中学生の体力は他と比べてどのくらいになっているかお伺いしておきます。また、村教育委員会としたら体力増強のための対策は打たれているのか。国、県の指導要綱に沿って行っているだけなのか、あるいは村独自の取り組みがあるのかをお伺いしておきます。

高齢者に対する運動であります。元気アップクラブなどの教室を開いて集団で指導する場合もあります。あるいはゲートボール、マレットゴルフなどの多くの参加者を集めて体を動かすこともあります。こうしたことは大いに推進すべきであります。しかし、余り集まる場所を好まない人もおります。参加されない方に大いに体を動かしてもらうことが大事かと思えます。テレビを見て体操をしたり、一人でウオーキングをしたりして体を動かす、こうしたことも大いに推進したいものです。特にウオーキングなどはお金もかからないし進めたいものです。こうした運動は自分個人の健康のためですが、これを励みになるようなことがあれば、また違った形で推進されていくのではないのでしょうか。こうした一連の運動を継続してやられる方に一定の基準をつくり、インセンティブを与え、こうした試みを村として検討できないかお伺いし質問いたします。

議長（原 悟郎） それでは、先に唐木村長。時間がないので端的にお願いします。

村長（唐木 一直） 時間がないので端的に申し上げます。

元気アップクラブにつきましては昨日も御質問が出ておりましたので、そのとおりにやっていきたい。この事業が私自身どうしても必要だということで、2年間かかりましたけれど

もようやくできることになりました。そんなことでしっかりやっていきたいというふうに思っております。初めての事業となりますので、まず村の事業をどう成功させていくかという、このことに力点を置いてまいりたいと思っております。そういった中で地区の指導者の育成を図っていけるようにできたらと思っておりますので、その辺はまず村の事業が成功してからということで御理解をお願いいたします。

それから（３）の問題であります。ウォーキングが一番手軽にできるわけであります。これはお金もかかりませんし、大芝高原にはセラピーロードもあります。そういったことをさらに普及させていきたいというふうに思っております。それから、村自体でも「てくてくけんこう広場」健康教室等もやっております。しかし、教室が終わってしまうとなかなか継続ができないという問題点がありますので、このOBクラブ、この活用をもう少し村でテコ入れをしていく、こういうことも考えております。また、大芝の森林セラピーロードを100回利用した人には大芝荘の施設利用だとか、いろんなことが考えられますので、そんなことはまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） それでは、学校の関係、少し話を簡単にしたいと思います。

文科省のほうですが、平成20年度から八つの基本的な体力要素を盛り込んだ新体力テストを測定しております。スピード性があるかどうかとか、持久力はどうか、敏捷性はどうかと、そういうような八つの項目であります。

平成22年度に行われた全国のテストでは県の平均点はかなり下回っておると。それに対しまして県教委では「かがやけ信州っ子体力アップ事業」を展開しているところであります。平成23年度南箕輪小学校では、2年生、4年生、6年生を対象に、南部小学校と中学校では全学年を対象に8種目のテストを実施しております。その結果を見ますと、小学校のほうは、南部小も同じくですが、男子が握力と上体起こしで、また女子は握力、上体起こし、反復横とびで平均を下回っているというのが現状でございます。中学校のほうは、全体的な傾向として男女ともに、上体起こし、反復横とびが平均を下回っており、課題を残す結果となっております。3校ともに、本年度から体力向上への具体的な目標を掲げて取り組みを始めております。南箕輪小学校ではマラソンや縄飛び旬間の実施、南部小では1周500メートルの校庭内のコースを毎朝学年に応じてマラソンを行っております。中学校では中学生競歩大会に向けて体力強化などを図っておるところであります。なお、つけ加えますと、南部小学校は平成24年度全国の体力・運動能力、運動習慣等調査の抽出校となっており、結果が注目されるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。最後です。

7番（山口 守夫） また、中途半端な部分もあって機会があったら何かしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） これで7番、山口守夫議員の質問は終わります。

続きまして、5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 5番、加藤泰久です。通告どおり3件について質問させていただきます。

東北大震災より1年たち、被災地の一日も早い復興が望まれますが、進まぬ復興と国の対応の遅さにもどかしさを感じるところであります。

先日も補助金問題の質問が多く出され、村長の答弁で再発防止に向けてチェック機能や対策が練られた中で、今回の事例を教訓とし、ひるむことなく補助金事業を積極的に取り入れてもらいたいと思います。

それでは、新年度予算について質問いたします。内外の厳しい経済状況の中で、村の財政にも大きく影響をし、厳しい状況が続くものと予想されます。子育て、福祉教育の充実、村民が検討で元気なむらづくり、安心安全なむらづくり、共生のむらづくり等々取り組む中で、人口の増加、県下一の若い村、再生の安定等々に一定の効果があらわれてきていると思われれます。平成24年度予算が認められた中で、村長が2期最後の年に当たり、公約した事項、また平成24年度に掲げる政策の主たるもの、また力を入れるものは何であるか、村長の答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。唐木村長。

村長（唐木 一直） 5番、加藤泰久議員の御質問にお答えいたします。

新年度予算につきましての重点目標等々につきましての御質問をいただきました。まず初めに補助金事業につきましては積極的に進めていただきたいという御要望もいただきました。今回のことをばねに、積極的に補助金導入に向けて推進をしまいたしますので、そんな点はよろしくをお願いいたします。

新年度で目指す重点目標であります。今までに学校や保育園の整備など大きなハード事業が終了いたしましたので、私自身はハード面からソフト面への転換、村民生活に重点を置いた政策を進めてまいりたいと考えたところであります。

具体的に申しますと、健全財政を維持しつつ、産業の振興、これを基本にしながら、従来から掲げております、今、議員御指摘のとおり、安心安全、子育て、福祉教育、健康で元気、共生のむらづくり、環境・自然・景観の保全、こういったことを柱にした村民のための事業を展開していければというふうに思います。特に、平成24年度につきましては、任期最後の予算となったところであります。そんなことで重点目標推進するために、随所にそんな反映をさせていただいた予算としたところでございます。

その中で、南箕輪村の場合には人口がふえてきております。それに対するさまざまな課題というのでも出てきておるところであります。ある新聞社できのうから連載で「元気な村南箕輪村の人口増加、その影」というようなそんなシリーズで掲載されておるところであります。そういったこともこれからやはりやっていかなければならないのかというふうに思っております。1万5,000人のむらづくりということ、このことをしっかりやってまいりたいというふうに思います。

私にとりましては、今申し上げましたように最後の本予算となりました。当然のことながら、公約の総仕上げとなるような配慮をさせていただきました。また、村政運営の基本方針により近づくような予算、さらには第4次総合計画の着実な推進ができる、こんな予算とさせていただきます。

同時に、景気低迷の中、より村民生活優先の予算となるよう心がけをさせていただきました。この3年間でおおむね村民の皆様方にお約束をした事業につきましては実施をしてきた、こんなふうに考えておるところでございます。その中で手をつけられなかったこと、このこ

とはまず第1点目といたしましては、村のすばらしい自然環境を守るために、景観行政団体指定に向けての策定でございました。これにつきましては、平成24年度最後の年になってしまいましたけれども、事業費として予算計上をさせていただいたところでございます。

また、2年前からも計画を検討してきましたけれども、先ほども御質問が出ておりました各地区における介護予防、健康増進の推進、これが元気アップクラブということで平成24年度から実施ができる見込みとなりました。このことも私の公約の部分から今までもれていた部分でありますので、そのことが実施できるということは本当にありがたいことでもあります。

そのほかでは、平成24年度予算審議の中で御説明を申し上げましたが、近隣の他の市町村で実施をしていない事業というものがあります。これは一般質問でも御提言をいただきました。昨年度制度からもれてしまった19歳の女子を対象にした子宮頸がんワクチン接種費用の全額補助、これは郡市下本村だけあります。そして、受験対策として中学校3年生へのインフルエンザワクチン接種費用の全額補助、さらに共生のむらづくりとして、障がい者賃貸住宅家賃助成制度の創設、こんなことを新規の事業として取り上げさせていただいたところでございます。これらの事業はいずれも額的には、少額な部分もありますけれども、制度としては、私は村民生活を守るという、こういう意味では大きな意義があるのではないかと考えております。

また、先の山口議員の御質問にも出ておりましたけれども、健康という部分、この部分につきましては、健診受診料50%引き下げをさせていただきました。そして無料健診の拡大をさせていただきました。こんなことで健康なむらづくり推進をしてまいりたいと思っております。

そして、さらに共生部分では、今年度親子通園療育施設が完成をいたします。本格的な実施に向けての予算化、このことも平成24年度でさせていただいたところでもあります。本当に発達障害の皆さんふえてきておりますし、障害をお持ちの皆さんがこの地域の中で一緒に暮らしていく、このことが重要なことだというふうに思っておりますので、この事業だけはどうしても成功させていきたいと思っております。そんなことで健康、元気、そしてだれでもがこの地域の中で心豊かに暮らすことができるそういった予算にするよう、重点配分をしたところでございます。

そのほかにつきましても、今までの事業の充実をさせていただきました。また新規事業といたしましては、今、放射線量の問題が課題、問題となっておりますので、給食食材用の放射線測定器も購入をさせていただく予算となっておりますし、従来からやっております住宅リフォーム制度や住宅新エネルギー補助、当初予算から大幅に拡大をさせていただいたところでございます。

また、同時に借金というのは交付税と一体となった臨時財政対策債のみであります。将来にわたっての住民の負担軽減、このことも重要であるというふうに考えておりますので、そういった予算にも心がけたところでもあります。したがって、予算審議の中で資料としてお示しもいたしましたけれども、既に本村の借金、一般会計におきましては交付税と一体となった臨時財政対策債のほうが多くなってきておると、事業にかかわる借金のほうが少なくなってきておるといふ、本当にいい傾向になってきておるといふふうに思っておりますし、平成24年度にうまくいけば消防新庁舎の用地取得という、この予算も盛っていかねばならない可能性も出てまいります。そんなことにも対応できるような予算とさせていただいた

ところでございます。そんなことで将来にわたっての財政基盤確立も極めて重要であります。村民生活や村の発展、そして財政基盤の確立、その両面から考えた予算編成をさせていただいたところでございます。こういったことで1万5,000人のむらづくりに向けて、さらに住みよい村にしていくために努力をしてまいりますのでよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 村長の将来1万5,000人の村民のためという、心強い答弁をいただきました。

それでは、続きまして大芝高原施設について質問をいたします。開発公社が管理運営に携わる味工房についてですが、パン、お焼き、みそ、漬け物、ジェラード等をつくり、32人が携わっていると聞いております。それぞれの皆さんの御努力により、すばらしい味で多くのお客様に慕われております。新しい味工房ができ3年目に当たり新たな発想と職員の皆さんの創意工夫により、多くの人の集う店でありたいと願うところであります。

開発公社の平成24年度事業計画予算書によると、平成23年度の営業日数が308日、利用者数が2,600人と記載されております。平成24年度計画では500人減の2,100人とありますが、これが間違いでないと思えますけれども、驚くほど少ない数で大変問題であると感じるところあります。建物が貸与され、多くの加工機械が装備され、平成24年度も味工房の備品購入費として491万1,000円が予算化されております。マレットゴルフ場、セラピーロード、スポーツ施設、大芝の湯等、訪れる人がたくさんいる中に、営業成績が上がらない何らかの問題があると考えられるところであります。

それで、現在の味工房に対して、もっと多くの人に参加してもらい、加工機械や備品の有効活用が必要と思われれます。村民に開かれた、だれでもどんなグループでも参加、参入できる施設でありたいと思えます。道の駅ならぬ大芝高原の駅として、地元の花弁や果樹、果物、野菜、米、酪農品等々販売し、村内にも生産農家がたくさんある中で、生産者と消費者の顔が見える販売で、生産者の生きがいとなるような方法をとることを希望し、それが南箕輪のブランドづくりになり、皆全員で取り組み、協議し、運営していくことが必要と思われれます。開発公社がかかわる味工房の根本的な見直しが必要かと思われれますが、村長のお考えをお聞かせください。

続きまして大芝の湯について、大芝高原の指定管理は、平成23年4月1日に3,693万8,000円で開発公社に委託しております。大芝の湯は村内外の皆さんに大変人気があり、平成23年度は29万4,000人の利用者がありました。しかしながら、燃料費等の価格上昇などにより、上半期の平均価格がリットル86円というような燃料費で、平成23年度使用見込みが27万リットルとなり膨大な量であり、補正で600万円投入がされております。

中東情勢や諸情勢から油価格が下がるようなことは考えられず、上がる一方と考えられれます。それにより開発公社の経営の圧迫の一因となっていると思われれます。開発公社財政負担の軽減のためにもどうしても入浴料値上げを余儀なくされております。近隣の同じような施設を見ますと、600円にせざるを得ないと考えております。しかし、弱者や高齢者には優遇措置をとり、利用回数の多い利用客には、回数券での低料金での対応をする手はどうかと考えております。村長のお考えをお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝高原施設、味工房、大芝の湯の問題につきまして御質問をい

いただきました。

味工房につきましては、地域の農産物等を活用した加工販売、大芝高原の情報発信並びに体験交流及び憩いの場の提供による地域の活性化を目的に村の施設として設置をされておるところであります。設置場所が大芝公園内にありますので、公園の指定管理者である開発公社に味工房も管理委託をしております。したがって、受託者である開発公社は村の設置目的に沿った運営が義務づけられておる。その範囲で営業展開をしておるということであり、この味工房につきましては、現在の施設になる前から、旧大芝荘を利用して村内の女性を中心とする味工房の会の皆さんに深くかかわっていただいております。現在でも商品開発や製造販売の中心的存在として大きく貢献をいただいております。したがって、施設管理の受託者である開発公社と味工房の会の皆さんが、村の設置目的に沿った運営をいただいております。

住民の皆さんからは製品の問題や、営業時間の問題や、さまざまな御意見をいただいております。この会の皆さん、特にこだわっているのは地元産の材料、添加物を使用しない、品質管理にこだわっておるところでございます。このことが味工房の特徴であるというふうには思います。したがって、他の観光地にあるような施設運営、そういうことはそんなわけにはいかないという面もありますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

しかし、大芝高原をにぎやかにしていく、さらに利用者を伸ばしていく、このことも考えていかなければならないことでもありますので、今まで味工房の皆さんが担ってきたこの経過、努力というのを尊重しながら、その中でどう新しい皆さん入っていただくことができるのか、このことは模索をしていかなければならない。従来からもそういったことを模索して来ましたが、これからさらにちょっと味工房の皆さんの高齢化も進んできておりますので、その辺も考えてテコ入れをしていきたいというふうに思います。そうした中から新しい発想も引き出せてくるのではないかとこのように思います。

たまたまこの4月1日から開発公社の形態が変わってまいります。一般財団法人という、これはもうけることを主体とした公社運営が変わってまいりますので、その辺を契機として村も組織体制を少しきちんとしながら、公社の組織体制をきちんとしながらやっていきたいというふうに考えております。

その中で農産物の販売に力を入れていく、このことの御指摘も御提言いただきました。私はこのことは大切なことだというふうに思っております。従来からこの議会の中でも大芝で朝市ができないのかとかいろんな御提言もいただいております。その辺につきましては、また産業課と開発公社と連携をしながら、できる方向を模索してまいりたいというふうに思います。これはやっていくべきだと私も思っておりますので、そんなことは御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、大芝荘の大芝の湯の入浴料の問題であります。これは今議会でも小坂議員から御質問をいただきました。そのときもお答えを申し上げましたが、こういった場での発言というのは慎重にしていかなければならないというふうに考えておるところであります。数字がひとり歩きしてしまっただけではいけませんので、十分検討はさせていただくということで御理解をお願いいたします。

大芝の湯は、おかげさまで若干ずつ入場者数は減ってきておりますけれども、そうはいっ

ても近隣施設と比べますとかなり大勢の皆さんに御利用をいただいておりますのでございます。リピーター関係を中心としながら、来ていただける方策、これを考えていく必要があるということでもあります。平成24年度はろ過機の入替えということがありまして、20日近く温泉を休まなければいけません。その前後にはいろんなイベントを考えまして、入場者のこの20日間の減を食いとめてまいりたいという、こんなイベントも考えておるところでございます。

村はこの大芝の湯の指定管理者として開発公社に委託をしております。この指定管理の委託契約というのは、大芝の湯というのはそうはいつでも利益が出ますので、利益を差し引いて委託契約をしておりますのでございます。燃料が高騰するとその分は利益が飛んでいってしまいますので、これは村の一般財源で補てんをさせていただいております。しかし、この施設の利用者、村外の皆さんもかなり多く利用しております。そういったことを考えますと、燃料高騰による補てん、住民の税金で賄うことはどうなのかという、こんな御意見もあるところがございますので、現状の契約とすれば燃料高騰分の差額は補てんをせざるを得ないということでもあります。そんなことは御理解をいただきたいと思っておりますけれども、このまま燃料が高騰すれば当然経営の圧迫となってまいりますので、村民に皆さんにどう還元できるかということを考えながら、料金ということも考えていかなければならないと、私自身はそう思っておりますので、この辺はまた近隣施設の状況を見きわめながら理事会で決定をし、新しくは今度は評議員会という組織ができますので、その皆さんにもお諮りをしてまいりたいというふうに考えております。

入浴料500円いただいておりますけれども、この中の150円は入湯税であります。今年度も4,600万円余という入湯税が村に入っております。そんなことも加味しながらいろんな御意見をいただければというふうに思います。燃料費に限らず、経費増大はできるだけ抑えていかなければなりません。収入面、経営面のことも考えてまいらなければなりません。そういったことを相対的に考えながら、経営努力をしながら、またお諮りを申し上げてまいりますので、その点につきましてはよろしくお願いいたします。

特に、大芝の湯の入場料金につきましては、慎重な扱いが必要でございますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 味工房の利用者数2,600人という、この数字について村長はどのように思われますか。多いのか少ないのか適正なのか。

議長（原 悟郎） 加藤副村長。

副村長（加藤 久樹） いわゆる今議会に提出をいたしてあります大芝の事業計画及び予算の中で、味工房の営業日数、それから利用者数をお示ししてございます。これがいわゆる従来の数字との比較で見ていただくとわかりますけれども、平成23年度も2,600人、それから平成24年度も2,100人ということで、500人の減で申し上げます。これが過去の実績の中でお示しをしてある決算のときの数字でございまして、各年度味工房利用者5,000人を超える人数になっております。それから比較すると確かに少ないと、こういうことではございますが、平成23年度の見方から、例えばアイスクリーム一つ買ってもこれを1人、それからパン一つ買った場合にこれを1人と、こんなカウントを従来して

おりましたので、この辺のカウンターの仕方を変えておりますので、そういった面で減っていると。ただ、平成23年の見込みから24年がそういった見方を変えたとしても500人減っていると、こういう状況でございますけれども、これはいわゆる減収であっても増益を目指す、こういう形で減収減益でいいと、こういうことではありませんで、人数は減っておりますけれども、その計画についております味工場のいわゆる事業計画でございまして、売り上げでは5,712万9,000円を一応見込んでおりますので、減人であっても増益を目指す、こういう経営を考えておりますので、その辺のところは御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 村長の答弁の中で、大芝の味工場の組織体制についても摸索しながら産業課と、というような答弁もございましたが、ぜひ産業課のみならず、味工房で運営をなさっている職員の皆さんも含めた中で、意見をくみ上げた中で、そのような形をとっていただければと希望するところであります。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 当然、味工場の皆さんには過去本当に努力をしていただきました。立ち上げのときは本当に苦勞もしていただきました。そんな経過も尊重しながらやっていきたいというふうに思っております。意見は十分聞いてまいりますし、ちょっと風通しが悪いのではないかとというようなことも私の耳に入ってきておりますので、開発公社と味工房の関係、もう少し風通しをよくしながらやっていくように努めてまいりますので、そういった不満が出ないように、公社の理事長として気を配ってまいりたいと思っております。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） それぞれの答弁の中で、大芝高原は大芝荘を初め大芝の湯、味工房、スポーツ施設、セラピーロードとすばらしい施設が充実しておりますので、どうかそれを十分生かして、大芝高原はすばらしい高原であるというような形で行ってほしいと思うところでございます。

続きまして、生活道路について質問をいたします。

田畑明神橋の朝の通勤時間規制廃止について、以前にも同じような質問があったと思われませんが、バイパスの延長により車の流れが変わり、また先年大水で北殿の橋が使用不能のとき規制が解除され、長期間にわたり規制が解除されたままでありますが、運行には問題が何らありませんでした。そんな中で早い時期の規制廃止を求めるところであります。伊那市が管理者ということでもあります。一方通行でありますので、南箕輪の皆さんが不便を感じるところでありますが、伊那の方は朝には感じないと、そういう状況であります。伊那市と南箕輪村は広域連合を初め中央行政組合やら消防署、中央病院等の関連もありますので、友好的な関係を保つためにも、ぜひ一日も早い規制廃止をお願いしたいところであります。

続きまして、伊那北殿線の興亜北側のクランク橋の改良についてでございます。やはりバイパスの開通によりまして、天竜川西側の幹線道路で交通量も多く、4トン車以上の大型車が通れないこともあり、早い改良が望まれるところであります。そこが県道であるというような話も聞いておりますが、以前にも何人かの皆さんから改良という話が出ていると思います。県への対応とか、また対策はどのようになっているかお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 生活道路につきましての御質問でございます。

明神橋の朝の一方通行規制についてであります。以前にも地元議員より同様の質問何回も出されております。その際にもお答えをしておりますが、平成16年に規制が1時間短縮された以降は大きな進展がないところであります。時間短縮はさせていただきました。以前はもうちょっと一方通行の時間が長かったわけでありますけれども、1時間ということでその短縮はさせていただきました。

平成22年のこの天竜橋の落下の際には、伊那警察署、伊那市と協議し、緊急的な措置といたしまして一時解除を行っております。その際にも全面解除の要望もいたしましたが、朝の通勤時間帯の交通量を見ますと、解除したことによる事故の発生や周辺の交通渋滞が懸念される、そんなことにより規制解除とならなかったところであります。また、規制解除には伊那市側の理解が必要であり、その点が難しくなっておりますのでございます。同時に、一方通行にするときには、地元の皆さんの合意ということができておりますので、そのこともネックになっておるところでございます。

そんなことを踏まえまして、今加藤議員のほうから伊那市との友好関係を保つためにもというようなお話がありましたので、この辺は友好関係保たれておりますので、しっかりとまた伊那市側、特に市長にはそんな話を申し上げて、私も天竜橋の落下のときに見ておりましたけれども、心配するほどの交通渋滞や混乱はなかったという、こんな記憶があるところでございますので、その辺もお話をしてまいりたいと思っております。ただ、これは伊那市側の問題もあり、難しいということだけは御理解をいただきたいというふうに思います。これを解消するには、明神橋のかけかえということが一番いいわけでありますけれども、これもまた伊那市の管理であります。同時に、激特事業の中で、橋脚の補強工事も行っておりますので、これは将来にわたってかけかえはないというように私は伊那市側の考え方として理解をしたところであります。

きのうも山崎議員の御質問にも出ておりましたけれども、本当の理想は、村道3号線から真っすぐ伊那市側に橋をかけて農道へ抜いていくという、このことが一番いいわけでありますけれども、これは本当にお金がかかって早急にというわけにはまいりません。将来的な課題とさせていただいたところでありますので、当面この明神橋の通行規制、またちょっと時間をいただきながら取り組んでまいりますのでお願いをいたします。

それから、県道伊那北殿線の興亜北側のクランク橋の改良をということであります。この県道につきましては、伊那バイパスの供用開始に伴い、県道から伊那バイパス箕輪方面への接続が容易になり、また伊那市福島地籍に大型商業施設がオープンしたことも影響し、車両の交通量は以前にも増して増加傾向にあります。この県道のクランク部分、下川原橋といいますけれども、この橋につきましては、本当に車両の相互通行というのは不可能であります。県道で車両の相互通行が不可能というところは余りないわけであります。大変御不便をおかけしております。

毎年、これは現地調査をいたしまして、私もこの現地調査には、下川原橋のところには特に出てまいります。そして県に要請をしておるところであります。この改修につきましては、霞堤がありますので構造的にどうするか。国の天竜川の関係、これは天竜川上流工事事務所、この関係も出てまいりますので、大変難しい工事になるという、こういうことであります。したがって、なかなか事業が進んでいかないということでもあります。しかし、あのままでいいという状況ではございませんので、さらに強烈に県に働きかけをしていきます。これ

は政治的な部分も考えながらやっていきたいというふうに思っております。

おかげさまで長年の懸案事項でありました県道吹上北殿線の北殿の入り口から公民館までの拡幅、歩道設置ができる見込みとなりましたので、今度はこちらのほうへ力を注いでいけるという、こういう状況も生まれてきましたので、その辺はしっかりとまた要請をしてまいりますので、お願いをいたします。

以上でございます。

議 長（原 悟郎） 5 番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまの答弁の中で、明神橋の規制解除には地元の合意がというようなお話がありましたけど、地元は伊那市側の地元をいうのか、南箕輪村側の地元をいうのかどちらを、当然福島とかそういう地元合意という、それをちょっと済みませんが。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 田畑の皆さんも合意をしたということでもあります。かなり前です。30年ぐらい前になります。地元もそういうことでやむを得ないという合意をしておりますので、その点がちょっとネックとなっておりますということでもあります。このときの担当、私係長でありまして、鮮明に覚えておりますので、地元の役員の皆さんにもそれはうそじゃないかということで確認しましたが、したというのでこれはやむを得ないという、こういうことで現在まで来ているということでございます。

村には全く話はなかったことでございます。警察が地元と一方的に話をしてしまった、こういうことかという。その後私もさんざん交通課へ行って話をしました。伊那市側の道が改良できればするという、こういうお話であったものですから、そうなると思っていれば改良ができませんでもその当時約束してくれた人が異動になったらそれはもうだめになってしまったということで、本当にこの点については私も憤りを感じておりますので、伊那市の市長とも直接に話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5 番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまの地元の合意という意味がわかりました。わかりましたが、それはただいま言われたように、過去、大分昔の話であるというようにしておきます。いずれにしても、過去の交通量と今の交通量とでは全然違う中で、友好的な関係の伊那市長にもまた村長からもお話をし、なるべく早い時期にこれを解決していただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（原 悟郎） これで5 番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから午後3時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時25分

議 長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8 番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 議席番号8番、都志今朝一です。

私は先に通告しました3件について村長にお伺いいたします。質問が重複する点もあると

と思いますが、よろしく答弁をお願いいたします。

まず、1件目の質問であります。新年度予算と村政運営についてお尋ねいたします。

村長就任以来早いもので2期目の任期も3年が過ぎようとしています。月日の流れの速さを改めて感じているところであります。

まず1点目の任期最後となる予算案の重点項目についてであります。景気回復が望まれない経済状況の中、村財政にも大きな影響が懸念されておりますが、南箕輪村の平成24年度の一般会計当初予算案が2月21日付で発表され、総額47億7,000万円の予算であります。本年度予算より3億7,000万円の減額予算ではありますが、近年10年間では3番目に多い当初予算であります。景気の動向の把握が難しい中で本年度の予算であったと思われま。ハード面での大型事業が本年度で終了し、ソフト面の充実で住民の生活を守る積極的な編成としている中で、平成23年度7月に出された南箕輪村第4次総合計画、「みんなでつくろう住みよい南箕輪、人、自然、協働」の後期基本計画の冒頭で特にうたわれている「日本一の子育ての村を基本とした福祉教育の充実、活力と元気をはぐくむむらづくり、安心安全なむらづくり、生活優先のむらづくり」などに加えて「共生のむらづくり」など多くの政策が挙げられています。また、同時に、健全財政を維持する中、どう村民にサービスとして還元でき元気なむらづくりを通して、村民の満足度を高めていくことが行政の役目だと思います。また、弱い立場の皆さんにも光を当てていくことができるむらづくりをしていただき、若い世代がふえ、高齢者が安心して暮らせるむらづくりを目指してのかじ取りをお願いし、1点目の平成24年度の予算の重点項目は何かをお伺いいたします。

続いて、2点目の職員の意識改革についてであります。ほかの議員からの多くの質問が出されておりますが、県の補助金不適切受給問題についてであります。多くの村民の方も理事者を支持して、また期待をし、理事者に村政運営を託していることと思います。以後、このようなことがないように管理を行ってもらうことを願うところであります。職員一人一人が自分自身の行うことを初心に戻り、公務員であることを自覚し、村民のために奉仕できるよう、期待をするところであります。また理事者も職員教育については課題の一つではなからうかと思うところであります。朝礼などの折に、職員の意識の向上と、職務の遂行のできる職員教育を行ってほしいと思います。村長の考えをお伺いします。

続いて、3点目についてお伺いいたします。村長の任期もあと1年1カ月余りを残すのみとなり、予算も最終ゴールに向けての予算になっているところであります。公約の最終の仕上げに向けて、南箕輪村第4次総合計画、後期基本計画に掲げてある事業を推進する新規事業が盛り込まれている内容となっておりますがお伺いいたします。3年間で村長公約の自己評価と最終年度に向けての村政運営についての総仕上げについてをお尋ねいたします。

以上、1件目の質問といたします。答弁をよろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。唐木村長。

村長（唐木 一直） 8番、都志今朝一議員の質問にお答えをいたします。

新年度予算と村政運営について3項目につきましての御質問をいただいております。任期最後の予算の重点項目についての御質問ですが、先ほどの加藤議員の質問でもお答えをしておりますので重複することもあると思いますがよろしくお願ひをいたします。

平成24年度の当初予算を編成するに当たりましては、現在の経済状況から村税を初めとした主要歳入につきましては大きな影響が出、大変厳しい状況が続くものと予想いたします。

しかし、財政的に厳しい状況にありましても、健全財政を維持しながら村民の皆様の生活を守るための予算を目指し、引き続き従来からの方針でありました「安心・安全」「子育て」「福祉教育」「健康で元気」「共生」のむらづくり、「環境、自然景観の保全」このことを柱に事業を進めてまいります。

具体的には先ほど加藤議員の質問でもお答えをいたしました。現在までにはほぼ大きなハード事業が終了いたしましたので、ハードからソフト面への転換、そしてより一層村民生活に重点を置いた予算としたところであります。特に新規といたしましては、19歳の女子への子宮頸がんワクチンの無料接種補助、それから中学校3年生へのインフルエンザワクチン接種費用の全額補助、障がい者賃貸住宅家賃制度の創設に加え、健康で元気なむらづくりを目指しての健診受診料の引き下げや節目健診の増加、そして元気アップクラブの創設、こんなことも取り入れたところであります。はっきり申し上げまして、目立たない事業であります。確実に村民生活重視の予算としたところであります。

予算全体といたしましては、財政調整基金を取り崩すことなく、借金もせずに新たな事業の導入や従来の事業拡大ができたこと、こういうことは大変ありがたいと思っておりますし、村の豊かさを感じておるところでございます。

私は常々申し上げておりますけれども、村政運営、どう運営をしていくのか、このことは基本に据えておるところであります。私は村の発展活性化、そして村民生活の向上、村民の生活を守る、このことを重点としておるところでございます。したがって、そういった面でかなり気を配った予算とさせていただいたところでございます。そんなことは御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、職員の意識改革につきましてであります。今議会の冒頭のあいさつでもふれましたが、今議員申されましたように、多くの村民の皆様方に支持をいただきました。また期待され村政運営をあずかってまいりました。この補助金の交付決定取り消しにつきましては、村民の皆さんに御迷惑をおかけし、また村の信用を傷つけたことを深く反省しおわびを申し上げたところでございます。

職員の意識改革であります。今までも全職員を対象とした研修会や職責に応じ、また仕事の内容による専門的な研修を実施してきておるところであります。先日も公務員の倫理、コンプライアンス研修会、私も出席をさせていただきました。この研修会は職員を2回に分けて実施をしております。長谷川弁護士に大変厳しい口調でお話をいただいたところであります。職員一人一人の心に刻み込んだものと思っております。また、平成24年度も計画しておりますので、ぜひ公務員としての自覚を期待しておるところであります。今回の研修会2回目は今月の19日開催をする予定でございますので、議員の都合がとれるようでしたらぜひ研修会に御参加もお願いをしたいと思います。

また、今回の補助金の問題で、今までの信頼が一瞬に崩れてしまったと認識をしております。そのために毎月開催をします庁議にはその時々を感じていることを遠慮なく指示をするようにいたしました。今月の庁議でもかなり厳しいこと、また言いにくいこともあえて話をいたしました。このことは職員の意識改革ができるまで続けてまいりたいと思っております。全体の奉仕者として村民の立場に立って信用を取り戻せるよう職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。職員としてすべては村のため、村民のために仕事を遂行していく、この意識づけができるまで続けていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいた

します。

続きまして、村長公約の自己評価ということであります。平成21年4月の村長選挙時に、2期目の村政運営に対する公約を申し上げたところであります。公約の骨子につきましては、1期目に子育て福祉教育の充実を初めさまざまな公約を掲げ、その実施に向け各種の事業を推進してまいりました。1期目にまいた種を2期目で育てながら生き生きとした村をつくること、また生活優先の村政を目指すことを基本に、大きくは子どもが伸びやかに育つ村を初め、6項目にわたる公約を掲げさせていただきました。今、その実現のために全力を挙げております。早いもので最後の1年となりました。2期目の公約につきましては、かなり具体的な事項も掲げさせていただきましたので、まず、その主な実施状況を最初に申し上げます。

大芝間伐材を利用した「環境にやさしい」南原保育園の新築、他保育園の耐震化や役場庁舎、村民体育館の耐震化、このことも公約に掲げさせていただきました。これは防災面も含めましての公約であります。また、30人規模学級につきましても公約として掲げさせていただいたところであります。中学校は県の制度にのっとっております。中学1年生30人規模学級は郡下では3校でありましたけれども、そのうちの1校として手を挙げまして本年度実施しておりますし、来年は中学2年までということで実施ができておる。また新1年生はこの30人規模学級になっているということでもあります。

さらに福祉面におきましては、かなりいろんな面をさせていただきました。全国的にも余り例のない介護サービス利用者への負担軽減補助事業を実施させていただきました。このことは年間600万円毎年かかるわけではありますが、できるだけ介護サービスが受けやすいという、こういうことを基本にお願いをしたところでございます。また、障がい者、高齢者に対する福祉輸送サービスの事業の実施もさせていただきました。また、買い物弱者や病院に行くための足の弱者対策として、まっくんバス2台体制の運行をさせていただきました。さらには人的な面といたしましては、子育て教育相談員2名の設置をさせていただきました。また、母子通園療育施設の設置をさせていただき、この10月から運用を開始していきたいと考えております。このように、子育て、福祉教育の充実に努めてまいりました。

また、健康面ではまだまだこれからでございますけれども、健康部・すこやか係の設置そして健康運動指導士の正規採用によるセラピーロードを活用しての健康づくり、また太陽光発電等の自然エネルギーの活用に向けての補助制度の創出、里山整備も公約として掲げました。かなり進んでまいりました。防災無線のデジタル化、戸別受信機の拡大、まっくんファームの法人化を初めとしての産業振興、区組未加入者対策への着手、健全財政への推進等々実施をしてまいりました。多くの施策の実現はできたと思っております。

南箕輪村は人口が増加しながら、県下一若い村として発展をしてきております。自然増は県下一であり、新しい命の誕生の多い村となっております。またむらづくりアンケート調査の結果、村に住み続けたいという定住志向が大きく上回っていました。こうしたことは、今まで実施してきた施策がある程度評価されてきているのではないかと考えております。そして、また村民の皆様方の村のままでの意思を尊重し、将来にわたっての持続可能なむらづくりの基礎となります健全財政の基盤も確立されつつあります。そんな点でもありがたいところでもあります。

私、平成17年から村政を担当してきておりますが、借金面につきましては、約7億円近く減らさせていただきました。貯金につきましては、約10億円近くふやさせていただきました。

本当に健全財政という意味では大きく前進をさせていただいたところがございます。そんなことも御理解をいただきたいというふうに思っております。

また平成24年度で先ほどから申し上げましたように、手をつけてこれなかった景観行政団体の指定、これは南箕輪村の美しい自然を守るためにぜひ実施をしていきたいということで、公約にも掲げさせていただいたところでありまして、介護予防を含めまして、村民の健康増進という意味で、それぞれ地域の中でこういった介護支援ができる、そういった活動もしていきたいということでお話を申し上げてきた経過がございます。平成24年度から実施ができることになりました。そういったことを考えますと、多くの事業が実施できたというふうに思っております。残された1年、村の発展と村民生活を守るために頑張っております。南箕輪村は人口の増加とともに、意識も多様化をしております。どんな事業をするにも賛否両論があり、大変難しい村政運営となっております。その中でもできる限り議会や住民の皆さんの意見をお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

また、先ほどからこれも申し上げておりますけれども、1万5,000人のむらづくり、地域づくり、これはぜひ推進をしていかなければならないところでもあります。1万5,000人の人口、目前となっております。これも人口増に伴うさまざまな課題や問題も出てきておることこれもこれは事実であります。新聞のシリーズによりますと、保育園の問題や雨水流水対策やいろいろな問題が出てきておるところであります。こういったことはやはり人口増に伴った裏の部分であります。こういうことも課題として解決をしていかなければならない。人口の増と相まって、そういったことを解決することによって本当にバランスのよい住みよいむらづくりが推進していけるのではないかと考えておるところでございます。どこの市町村でも人口の定住化対策が大きな課題となっております。そんな中で人口がふえて本当にいろいろな課題が生まれてきておる、これは頭の痛い話でありますけれども、これは本当にありがたい頭の痛みであります。人口が減っていく市町村ほど寂しいものはないということを多くの首長から聞いておるところでございます。南箕輪はぜひいたく言うなというおしかりも受けておるところでございます。そんなことを考えれば、私は人口1万5,000人のむらづくり、地域づくりに向けて残された最後の1年、誠心誠意取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員各位の御協力もお願いをいたします。

以上であります。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 村にとって大事な1年になると思っております。村民の皆さんのために健全財政推進のため、全力で取り組むことをお願いして、続いて2件目の質問に移らせていただきます。

2件目の防災計画についてであります。東日本大震災から1年が過ぎました。被災地の傷跡はまだ癒されておられません。死者1万5,800人を超え、行方不明者3,100名以上であります。また被災地3県で全壊、半壊した家屋は約33万棟に上り、再建は進んでおられません。福島では原発事故の警戒区域などで住民の帰還のめどがたっておりません。また避難転居者は34万3,000人を超えております。長野県においても県北部地震、新潟県境を震源とする直下型地震で本震の規模はマグニチュード6.7で、栄村で震度6強を観測し、2回の余震ではともに震度6弱を観測しております。住宅などの被害は全半壊あわせて202棟、一部損壊486棟

であり、農地や道路に亀裂が入るなどの被害が出ております。

また、2月26日付の報道によると、「南海トラフ考え方を転換、震源域を県南部にも拡大」の見出しがありました。過去の記録には依存せずに最新の研究成果を反映させ、新たな考え方に基づいてまとめた結果としています。南海トラフは、100年から150年の間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生しているところであり、「30年以内の発生確率は、東海ではマグニチュード8程度が88%、東南海ではマグニチュード8.1前後が70%、南海ではマグニチュード8.4前後が60%程度であり、東南海と南海が同時に発生した場合は、マグニチュード8.5前後と推定している」の報道がありました。

それでは、1点目についてお伺いしますが、昨年3.11以後、防災計画の見直しなどの変化があればお伺いいたします。

2点目については、昨年10月より本村のデジタル防災無線の整備が完了し、運用を始めております。戸別受信機も270台から900台に大幅に増設をしたところではありますが、電波の特性上、難聴地区が出ている現状があります。防災時には大変大事なシステムです。多額の予算も入っております。村長の考え方をお聞かせください。

次に、3点目ではありますが、戸別受信機についてであります。以前より3倍の台数が配備されているわけですが、以前のアナログ用の受信機がそのままになっているところが見受けられます。以前に配備しているところを確認して配備ができればと思いますが、村長の考え方をお伺いいたします。

以上、2件目の質問といたします。答弁をよろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災関係につきまして3点の御質問をいただきました。1点目の地域防災計画の見直しでございます。山崎議員の質問の際にもお答えをいたしましたので、重複するところがあるかと思っております。

昨年の東日本大震災後に、各課に現在の地域防災計画書の見直しについて指示をいたしました。現状とそぐわないものは徹底的に改めること。また、新たに検討が必要となりました原子力災害対策について検討を行っておるということでもあります。主なものにつきましては、組織や名称等の変更、制度改正等に伴うもの、避難所や避難場所の見直し等でありました。また、今回、庁内の機構改革を行いますので、再度見直し作業を行い、市町村災害時総合応援協定に関する事項や、原子力災害対策編などの新設などあわせて平成24年度中に改正を行ってまいります。しかし、原子力対策編につきましては、大変専門的な要素が強く、また長野県では概要が示されているものの、国では平成24年度に原子力災害対策の体制見直し等を策定する見込みでありますので、平成25年度以降になりましたら、国、県の地域防災計画等を参考にしながら、本格的にこの原子力災害対策編につきましては策定をしていきたいと思っております。そんなことでできることからやっております。原子力関係につきましてはややおくれるという、こういうことですので、その辺は御理解をいただきたいと思います。また、一般質問等々で行われております被災者支援システム、これの稼働というのもできるようになりましたので、そういった面も含めまして実施をしてまいりたいというふうに思います。

続きまして、防災無線の難聴地域でございます。屋外スピーカーにつきましては、今回のデジタル化にあわせまして、西部地域を中心に4基増設し51基といたしました。これは面積

当たりの設置数では他市町村に比べかなり多い基数となっております。また、デジタル化にあわせて、スピーカーの向きや数等も検討し、反響しないよう施工しておりますが、聞こえやすくなったという声もあれば、前よりも聞こえにくくなったという場所もあります。もちろん風向きや風力、また季節によってこれは変わってまいりますけれども、デジタル機運用後半年となります。これら意見を参考にしながら、スピーカーの向きの調整や数の見直し、これは行っていく予定でありますので、御理解をお願いしたいと思います。やってみて、難聴地区、聞こえなくなったという地区につきましては、スピーカーの向きを工夫したり、スピーカーをふやしたりと、こういった部分はやってまいりますのでお願いいたします。

続きまして、3点目の戸別受信機の状況であります。屋内では場所によって受信がしにくいところがあります。これはデジタルの特性上であります。また、段丘や森林等の障害物によって電波が届きにくい場所があります。これらの対処方法といたしましては、屋外にアンテナを設置して受信することとなりますが、区役員や組長、自主防災会の役員の方などがほとんど持ち回りとなるため、アンテナを設置しにくいのも課題の一つであります。また、コードを持ち込むため、住宅に穴をあけたりしなければならぬ問題がありますので、外部アンテナの設置につきましては、今後個別に御意見をお聞きしながら対応をしております。また、アナログの受信機でございますが、現在順次回収を進めております。企業関係につきましては、配置箇所の見直しを行っているため、デジタル受信機の更新ができておりません。配置箇所については把握できておりますので、早急に更新をしておりますので、よろしくお願いたします。

課題は、この戸別受信機、本当に持ち回りということですので、聞こえない部分、アンテナをどうしていくのか、こういった問題がかなり困っております。その辺は個別にまた相談をさせていただきたいと思っております。新たに戸別受信機を欲しいという方もあろうかと思っております。その辺はまた検討をさせていただければと思っております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） ちょっと、戸別受信機について関連質問であります。聯合審査でも個人に対して販売をするようなこともありましたけれども、値段はどのくらいなのか、また台数はどのくらいを予定しているか、お伺いいたします。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 聯合審査の折にも説明を若干させていただきましたが、戸別受信機につきましては、希望者を募り対応してまいりたいと思っております。今定価で4万5,000円くらいということであります。また、来年度になりまして新たに見積もりを再取得しまして決めていきたいと思っておりますけれども、今までの消防、防災等の関連によりまして、おおむね3割ぐらいが妥当ではないかということを考えますと、大体1台当たり1万円を考えているところであります。また希望者は100人ほど考えておりますので、そんなことでお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） ありがとうございます。

いつ起きるかわからない災害に向けて大事なシステムでありますので、完全なシステムと

なるようお願いして、次の質問に参ります。

3件目の、協働のむらづくりの説明会についてお尋ねいたします。昨年10月より実施した227組、3,579世帯を対象にした説明会の意見集約がまとまり、結果が広報南箕輪3月号に報告されました。地域コミュニティのあり方を考えた説明会の出席率は51.7%と高く、住民の関心の高さがうかがえるところであります。

参加者から出された意見は、未加入者の対応は「行政が取り組む課題とする」がもっとも多い意見でありました。また、役場窓口での転入時等に地域コミュニティの参加の必要性を説明するなどの意見も多く出されている中、自主防災組織への取り込みは、部落により自主防災組織にはばらつきがあつて無理と思われまゝす。やはり組と中心とした地域コミュニティづくりが大事だと思います。また、条例などにより強制によってといった意見も多くあり、加入している皆さんも地域コミュニティの構築に向けての労力が負担となっているように思われまゝす。また、未加入者にとつても負担に感じていることと思われまゝす。行政懇談会を開催しても、これほどの出席率にはならないと思われまゝす。村民の皆さんの声を聞くいい機会になつたと思われまゝす。

それでは、1点目についてお伺いいたします。集約結果に出た意見と数値についてどのような感想かお聞かせください。また2点目、アパート、借家も多く存在しています。来年5月より未加入者に対しての説明会を行い意見を聞くことになっていますが、未加入者の参加に向けた取り組みをどのような形で行うのか、お聞かせください。説明会で出た村民の皆さんの声を大事にして、よりきずなの強いコミュニティづくりができることを思い、3件目の質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 協働のむらづくりの説明会につきまして御質問をいただいております。これも質問が出ております。各組から出されました意見集約でありますけれども、681件の御意見をいただいております。未加入者への対応が55.5%、半分以上を占め、行政の役割強化充実が求められております。これらの意見を参考に、先ほど申し上げたとおり、区ごとに区の概要をまとめたものに改め、さらに転入手続の際には、一戸建てに転入された方を対象に、地区相談員や企画係が説明をしながら理解を求めていく体制とし、窓口強化を図つたところであります。既に実施をしております。また今後も各区長さんとの連携強化に努めてまいります。

しかし、全体的な御意見の感想では、ごみにかかわる不公平感が出されております。この点につきましては、村でも認識をしており、各区に委託しております行政事務委託費の中に別枠でごみに係る経費の負担をさせていただいておるところであります。そんなことはまたPRもさせていただきたいというふうに思っております。

来年度実施します組外の対応であります。本村の世帯数は約5,500世帯で、これに対しまして未加入世帯は約1,700世帯であります。そのうち約500世帯が一戸建てでありアパート等は約1,200世帯となっております。地区別の未加入者世帯の件数では、神子柴区、沢尻区でもっとも多く、全体の半分近くを占めております。この中には信州大学農学部の子生も多く含まれているものと判断をしております。以前実施しました住民アンケートでは、区、組に入っていない理由としましては、「活動に参加できない」また「長く住むつもりはない」ということが出されており、一方では定住希望の調査でも8割の方が定住を希望してござりま

す。

これらを総合的に考えますと、アパート、借家にお住まいの方が組に入っていただくことは大変難しいのではないかと考えております。一戸建てでお住まいの方はこの村に永住していただけるものと考えておりますので、この世帯の方々にはぜひ区組に加入していただきたいと考えております。

区組の未加入者への説明会につきましては、5月の連休明けから開催する予定であります。お仕事の関係上、また地元の公民館には行きづらい面もあると思いますので、14日から20日までの1週間、役場講堂におきまして開催をしていく予定であります。

説明会につきましては、事前にお知らせするとともに、4月号の村報に協働のむらづくり説明会の開催のお知らせ通知を挟み込み、またケーブルテレビや地方紙にもお願いし、参加の呼びかけをお願いしていきたいと思っております。また、村報5月号の配布時には、案内文書と説明会の資料も同封もさせていただきます。資料を封書に入れてお配りをしていきたいと考えております。

しかし、何度もお知らせをしても出席していただかない方は大変厳しいものがあるものと理解しております。未加入世帯を対象といたしまして、同時に、地区組織に関するアンケート、このことも実施していく予定であります。アンケートの主な内容ですが、地区組織に加入しない理由や、自主防災会などについての御意見もいただき、今後の参考とさせていただきます。そういったことであらゆる手段を通じながら、未加入者への説明等、機会を設けてまいりたいと思っております。

これも前々から申し上げておりますけれども、区組の未加入者につきましては、私は2段階方式でやっていく必要があるというふうに考えております。一戸建て世帯には必ず入っていただきたいという。アパート世帯につきましては、これは不可能な部分もかなりあります。これは一般的に考えてもこれはちょっと難しいかという部分もあるところでもあります。そんなことで一戸建て世帯の区組の未加入者を減少させていきたいということでもあります。アパート世帯につきましては、アパートごとの加入ということ、こういうことも考えられますので、それは長い目で見て実施をしていく必要があるというふうに思います。この問題が発生し始めたのは、人口が増加し始めた30年くらい前からであります。したがって、さんざん言ってまいりましたけれども、いよいよ昨年からは具体的に取り組み始めました。一步一步ということになろうかと思っております。少しでも前進するように努力をしていきたいと思っておりますので、その辺は議員各位も長い目で見ていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） いずれにしても、難しい問題の一つだと思っております。時間をかけながら長い目で見ていただいて、行政運営をしていっていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで8番、都志今朝一議員の質問は終わります。

通告のありました全9議員の一般質問をこれで終了いたします。

あす16日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（出羽澤哲夫） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕
議 長（原 悟郎） 御苦労さまでした。
事務局長（出羽澤哲夫） お疲れさまでした。

散会 午後 4時05分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 4 年 3 月 1 6 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|-------------------------------------|----------|
| 第 1 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | |
| 第 2 | 発議第 1 号・発議第 2 号 | 提案～採決 |
| 第 3 | 議案第 26 号～議案第 29 号 | 提案～審議 |
| 第 4 | 議案第 2 号～議案第 11 号・議案第 13 号～議案第 15 号 | 討論～採決 |
| 第 5 | 議案第 18 号～議案第 23 号 (委員会の審査報告) | 委員長報告・質疑 |
| 第 6 | 議案第 18 号～議案第 23 号・議案第 26 号～議案第 29 号 | 討論～採決 |
| 第 7 | 継続調査事項の採決 | |

出席議員（10名）

1番	久保村 義 輝	6番	丸 山 豊
2番	百 瀬 輝 和	7番	山 口 守 夫
3番	山 崎 文 直	8番	都 志 今朝一
4番	小 坂 泰 夫	9番	唐 澤 由 江
5番	加 藤 泰 久	10番	原 悟 郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長	唐 木 一 直	住民福祉課長	清 水 麻 男
副 村 長	加 藤 久 樹	産 業 課 長	原 茂 樹
教 育 長	征 矢 鑑	建設水道課長	藤 田 貞 文
総 務 課 長	松 澤 伸 夫	教 育 次 長	田 中 聡
財 務 課 長	山 崎 久 雄	代表監査委員	有 賀 松 雄
収納対策課長	有 賀 由起子	教 育 委 員 長	清 水 篤 彦
会 計 管 理 者	中 尾 由美子	開発公社事務局長	加 藤 直 昭

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	出羽澤 哲 夫
議 会 事 務 局 次 長	松 澤 厚 子

会議のてんまつ

平成24年3月16日

午後3時00分 開議

事務局長（出羽澤哲夫） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいま出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前にお願いいたします。会議の都合により、本日は開発公社加藤事務局長に出席要請し、出席していただいておりますので御承知をいただきたいと思ひます。

本日、追加議案及び意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、議案及び意見書案が提出されことに伴い、議会運営委員会を開催し次のように決定したので報告します。

議案4件及び意見書案2件が提出されておりますので、本日の会議日程といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案4件、意見書案2件を本日の会議日程といたします。

これから請願・陳情を採決いたします。

請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（小坂 泰夫） 総務文教常任委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

平成23年陳情第8号「最低制限価格の設定に関する陳情書」の審査結果は趣旨採択でございます。3月6日、財務課長出席、説明いただいた上、この陳情について審査いたしました。が、まず、この陳情書の中身にあります公共建築物の設計工事監理業務等を入札により発注する場合には、最低制限価格を発注予定額の85%程度に設定してほしいという旨の陳情でありました。

財務課長の説明によりますと、我が村でも本年1月よりこの最低制限価格を設定の上、入札をしておりますが、実際には最低制限価格を設定するに当たり、数値、基準等がその都度変化するものでありまして、実際には、76%程度の最低制限価格を設定した経過があるそうです。それで、この陳情者側からは、建築物の品質確保、また建築士事務所の就業環境の確保を求め、いわゆる受注業者の保護を目的として、85%程度で発注されるよう制限を設定してほしいということですが、審査の内容におきましては、最低制限価格を設けるのはもちろん賛成なのですが、実際には85%程度というのが果たして適正価格なのかどうか、そして村民益にとってはやはり低い額で発注をされたほうがよいという現実もありまして、趣旨採択が3名、またその85%程度ではなく適正価格で発注されるべきだということで不採

択という声もありました。そういう中で、当委員会としましては趣旨採択といたしましたので皆様の御賛同をお願いいたします。

議長（原 悟郎） ただいまの委員長報告に対する平成23年陳情8号「最低制限価格の設定に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

平成23年陳情第8号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

平成23年陳情第8号に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、平成23年陳情第8号「最低制限価格の設定に関する陳情書」は趣旨採択することに決定いたしました。

次に、経済厚生常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。経済厚生常任委員長。

経済厚生常任委員長（加藤 泰久） 経済厚生常任委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおりに決まりましたので会議規則第91条の規定により報告いたします。

平成23年請願第7号「機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める請願書」、これは継続でございましたが、専門的用語が多く、専門的な知識のある小木曾先生をお招きいたしまして、内容等について説明を受けまして、全員一致で採択ということでございます。意見書提出がなされます。

陳情第1号「『子ども・子育て新システム』の導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書」であります。これは3人の賛成、1人の継続審査というような意見がございましたが、採択となりました。意見書提出を行います。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） これから、委員長報告に対する平成23年請願第7号「機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める請願書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

平成23年請願第7号の討論を行います。

討論はございませんか。反対ですか。

1 番（百瀬 輝和） 賛成です。

議長（原 悟郎） 反対の意見はないですか。

それでは、1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

「機能的低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書」ということで、私もこれの紹介議員ということで賛成の意見を言わせていただきます。

食と心身の健康を考える上で大切な取り組みだと思えます。血糖調整機能が異常であるために、血糖値が急降下したり下がったままでとどまったりするために、自律神経や内分泌系の混乱を引き起こすという症状が最近多いと言われております。その患者さんがうつ病だとか統合失調症、慢性疲労症候群などに間違えられ、家族の苦悩ははかりしれないということです。機能的低血糖症に対する取り組みが必要だということで、私はこれに賛成いたします。

議長（原 悟郎） ほかに、討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

これから平成23年請願第7号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、平成23年請願第7号「機能的低血糖症に係る国の取り組みを求める請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、委員長報告に対する陳情第1号「『子ども・子育て新システム』の導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

「子ども・子育て新システム」の撤回という意見書なのですが、まだしっかりした概要しか出ていなくて、法案の提出はされていないところだと思いますが、撤回を求める意見書ということで、経済厚生常任委員会の中でどのような話が出て、撤回を求めるという内容となったのか、少し教えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 経済厚生常任委員長。

経済厚生常任委員長（加藤 泰久） 「子ども・子育て新システム」の国の状況がまだはっきり制定されていない中で新システムを導入するということに、現在の制度が崩れてより悪い状況になるのではないかと、まだ子育てシステムが確立していないということで、その導入に反対ということでございます。

それで、また確定しないということで、もう少し継続して国の情勢を見てしては、という意見もございました。しかしながら、意見書が前回出されているということで、3人賛成で採択という結果になりました。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 前回採択されたということなのですが、前回いつだったかちょっとわかりませんが、メンバーはちょっと違うわけですから、ちょっとこの意見書を私も読ませていただいたのですが、少し偏ったところがあるのかという思いがあります。概要書の内

容しかちょっと私もわからないのですが、幼保一体とか、ゼロ歳から2歳まで保育、3歳以上は学校教育というような内容になっていて、南箕輪村ではないのですが、待機児童の問題、都会ではかなりやはり問題になっていまして、これは早目に見直しをしていかなければ待機児童の問題とか虐待の問題、社会全体で未来を担っていく子どもたちの保育、教育という面でどう方向づけていったらいいかというところだと思います。現状のままではやはりいけないと思いますので私は何かしらの法律なり新しいシステムをつくっていく必要があると思っております。内容がやはり私も法案提出ができなくて、概要しか見ていないものですからはっきりとは言えないのですが、今議会として撤回というような言い方でいいのかどうなのかというのは、私は少し疑問に思っているところです。

児童福祉法の24条だとか2条だかいうような内容が書かれていますけれども、24条については新システムについても見直しをかけていくと、あと地域に合ったニーズで保育をできるような形で考えていこうというような内容になっておると思います。まだ本当に仮称でしかないのですが、「こども園」というような形と、あと厚生労働省の管轄と文部科学省の管轄を一本化していかなければいけないというような幼保一体の関係なのですが、そういう内容も踏まえられていると思いますので、一概に撤回という言い方がいいのかどうなのかというのが、私は少し疑問に思っているのです、そこら辺はもう撤回ということで行くわけですか。

議長（原 悟郎） 経済厚生常任委員長。

経済厚生常任委員長（加藤 泰久） この新しいシステムが説明されている中で、これにかかわる予算が増税されたものをこれに充てるというような内容もなされているわけで、まだ国の構想が固まっていない、また増税による予算というようなところが一番かかわるところでございますが、幼保を一体化するというようなことに関しては必要なことであると思えますし、非常に都会等では保育園へ行けない、幼稚園へ行けないという児童がたくさんいるということも現実でございますけれども、当村におきましては、全員保育というような行政の中でやっておるということで、国の新システムのこれにかかわる予算的問題等、まだしっかりした制度化がなされていないということが、内容については賛成できる部分もありますけれども、システムの内容が法定化されていない、制度化されていないという中でありますので、そのように理解していただきたいと思えます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

ありますか。質問にしてくださいね。意見を述べる場ではございませんので。

よろしいですか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから陳情第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

7 番（山口 守夫） はい。反対です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 私も経済厚生常任委員会の中でこれを付託されて審議をしました。私はまず時期尚早だという形の中でいろいろわからないという話も出ていますように、様子がわからないうちに簡単に審議するべきでないというような意見で私も出したわけですから

ど、結局まだ国会でも審議されていない。それからまた以前この件に関しての採択がされたというような形の中で、簡単に今回の採択になったわけでございます。ただ、前回のものを見ますと、完全に今回の内容と違った部分も多々あるわけで、その辺のところをもう少し議論する必要があるのではないかと。そういうことで今回、この件に関して提出することを反対で、私はまだ正直言って、このシステムがいいかどうかについてはわかりませんが、ここで提出することについては反対です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

賛成意見の方は。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） こども園ということで、教育委員会、文部科学省と厚生労働省の保育園と幼稚園を一緒にするというは、前から言われているのですが、そういったものがいろいろと族議員らを巻き込んで実現を阻んできた経過があるというようなことで、政府は本当は家庭省をつかってしっかりやっていくというような方針だったのですけれども、それがいつの間にか消費税を充て込んで1対1で安上がりの保育民間システムをつくらせようとしている。そんな中でやはり子どもたちが安心してあずけられるかといえば、やはり雇用の安定やら小児科とか産婦人科の医者不足の解消をすることのほうがまず先決であるにもかかわらず、すべて民間のものも申請すればでき上がるというようなことで、やはり子どものことを考えたときにしっかりとした体制をつかって、増税を充て込んだ対策でなくて、もう少し子育て支援を本当に心から考えてもらいたいというようなことをかんがみて反対した理由であります。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

やはり、私も今回のこの「子ども・子育て新システム」の撤回ということには賛成できないです。やはりしっかりとしたものが見えていないということと、概要では平成27年度からの導入というような内容になっているみたいですが、内容がはっきりしないうちに撤回というのはどうなのかという思いがありまして、私は反対です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

これから陳情第1号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第1号「『子ども・子育て新システム』の導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第1号「機能的低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 「機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書」

一部を読んで意見書の内容にかえさせていただきます。

糖尿病治療薬である血糖降下剤の内服やインスリン注射による医原性の低血糖症やインスリンノーマなどによる低血糖症はよく知られていますが、膵臓の機能失調が主な原因で起こる機能性低血糖症は認知度が低く、医療関係者の間でさえ理解が進んでいない病気です。そのため、適切な治療が受けられる患者が少ないのが現状です。多くは食生活の不摂生によって起こると言われています。食生活の乱れ以外にもビタミン、ミネラルの摂取不足、ストレス、運動不足も一因となります。

一部の研究者による診断、治療がされていますが、患者の数はふえており、日本では現在潜在的な患者は1,000万人以上いるのではないかとされており。

よって「機能性低血糖症」に関する以下の3点の取り組みを国に強く要望いたします。

1、「機能性低血糖症」についての医学研究の進展と的確な診断・治療法の普及に向け、国として早急に調査研究を進め、病名の認知及び意識啓発、検査体制の拡充を図ること。

2、「機能性低血糖症」診断のための5時間の耐糖能精密検査を保険適用の対象とすること。

3、各都道府県に的確な診断・治療のできる医師、医療機関の養成・確保をすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

以上です。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決いたします。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第1号「機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

次に発議第2号「『子ども・子育て新システム』の撤回を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 発議第2号の趣旨説明を行います。

意見書を朗読し、説明にかえます。

「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書

国と地方自治体の責任で福祉として推進されている保育制度は、社会的養護が必要な子どもや、保護者の就労等によって保育の必要な子どもの保育に大きな役割を担ってきました。ところが「新システム」は、市町村の保育実施義務をなくし、保育入所を保護者と保育所の直接契約制度にするとともに、民間企業を含む多様な業者の参入を促進するために、「認可制度」を「指定制度」にするものであり、まさに保育を産業化させようというものであります。

保育所を探し、入所契約を結ぶのは保護者の自己責任となること、保護者は市町村に認定された保育上限量の範囲内で保育所を利用し、これを超える利用は保護者の応益負担となること、また、保護者負担も応能負担から応益負担となります。

これらは、市場原理の導入により、保育所が福祉から利益追求の場になるおそれがあり、保護者の負担は増大し、経済的理由から保育所を利用できなくなる子どもたちが数多く生まれることも懸念されます。

よって、国におかれては、保育制度の検討に当たって、下記事項について配慮するよう強く要望するものです。

記

1 国及び市町村の公的責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度でなく、児童福祉法2条及び第24条により、国及び市町村の保育の実施が明確に義務付けられている公的保育制度を堅持・拡充すること。

2 国の責任において緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。

3 規制緩和や待機児童解消の名のもとに、児童福祉施設最低基準を後退させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

よろしく御審議をお願いします。

議長（原 悟郎） これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決いたします。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第2号「『子ども・子育て新システム』の撤回を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

それでは、これから議案の上程を行います。

議案第26号「南箕輪村道路線の認定について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第26号「南箕輪村道路線の認定について」提案理由を申し上げます。

本案は、村道10号線の歩道整備事業に伴い、新たに設けました歩行車専用の道路1路線を、道路法第8条第2項に基づき村道路線として認定するものであります。

細部につきましては担当課課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。藤田建設水道課長

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第26号の細部説明を申し上げます。

今回の村道認定につきましては、社会資本整備総合交付金事業により実施をいたしました村道10号線の歩道整備にあわせまして新たに設置をしました歩行者専用道路につきまして、村道認定をお願いするものであります。

初めに、認定調書の2ページの位置図、路線図、それと3ページの平面図のほうをごらんいただきたいと思っております。

場所につきましては、南部小学校北東になります神子柴地籍となります。村道の認定箇所ではありますが、村道10号線と中央道ボックス西側の交差点、2ページの位置図、路線図のほうでは赤丸の起点の位置となります。そこから中央道沿いに南に向かいまして南部小学校側までの赤く色塗りした矢印の区間となります。3ページの平面図のほうでは、赤く色塗りをしました路線の右上が南部小学校側で左下が村道10号線側となっております。

位置図と平面図の向きが逆となっております。大変見にくい資料で恐縮ですがよろしくお願いをいたします。

それでは、資料の1ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

村道認定をお願いする路線番号であります。2348号線であります。路線名は神子柴上段40号であります。起点、終点につきましては、記載をしてあります地番となっております。ここにつきまして、信州大学の学校用地を分筆し買収をした箇所であります。延長は176.1メートル、幅員は2メートルで村道10号線との取り付け部分が隅切りによりまして2.5メートルと広がっております。全線アスファルト舗装となっております。西側に道路側溝を整備し、雨水排水の処理をする構造となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） これから、議案第26号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第27号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第27号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

去る2月27日に、平成23年度大芝の湯・大芝荘浴場ろ過機等回収工事のプロポーザルを実施し、3月5日付で仮契約を結びました。

この工事請負契約の予定価格が、地方自治法の規定に基づきます南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める額となりましたので、同法及び同条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 議案第27号「工事請負契約の締結について」細部説明を申し上げます。

この工事請負契約につきましては、プロポーザル方式により請負業者を決定いたしましたので、先にプロポーザルの結果について御説明申し上げます。

議案をおめぐりいただきまして、3枚目をごらんいただきたいと思います。

本契約に係るプロポーザルの経過でございますが、本年2月3日に村内の5社に対して指名通知書を送付し、同15日の締め切りまでに2社から参加表明書の提出がございました。同27日に、この2社に対し技術提案書のヒアリングを実施いたしました。5名の評価委員が評価に当たり、最高点であった事業者を特定し、随意契約を結ぶことといたしました。

なお、工事に要する費用は技術提案書の中で示されておりましたが、一層の努力をお願いし、提出された見積書の価格により仮契約を締結いたしております。

工事の内容は、大芝の湯のろ過システム及びチラー並びに大芝荘浴場のろ過システム、それぞれの更新1式であります。プロポーザルにより特定した事業者は、南箕輪村982番地2、株式会社堀建設 代表取締役 堀正秋であります。

また、工期は着工が南箕輪村議会議決の日、完成が平成24年3月31日となっております。

それでは、1枚お戻りをいただきまして、工事請負契約の内容でございますが、契約の目的は、平成23年度大芝の湯・大芝荘浴場ろ過機等改修工事でございます。契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約といたします。契約の金額は請負金額6,352万5,000円であります。契約の相手方は南箕輪村982番地2、株式会社 堀建設 代表取締役 堀正秋であります。

以上で、細部説明を終わります。

議 長（原 悟郎） これから議案第27号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第28号「平成23年度南箕輪村一般会計補正予算（第12号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第28号「平成23年度南箕輪村一般会計補正予算（第12号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、翌年度に繰り越して使用できる経費として、大芝の湯及び大芝荘日帰り温泉ろ過機等改修工事など、14件の繰越明許の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。加藤副村長。

副村長（加藤 久樹） 細部説明を申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思いますが、本議案につきましては、繰越明許費のみでございます。そこにお示しをいたしました14件の事業を繰越明許とさせていただきたいものでございます。

それぞれの事業の事業費は、一番右端に書いてございますが、合計金額で申し上げますと、1億7,189万1,000円でございます。これが合計額でございます。なお、このうち5事業につきましては、補助金あるいは基金等の特定財源がございます。一番上のふれあいの里地域交流施設、この関係で3,000万円特定財源がございます。西部保育園の駐車場の関係が1,118万2,000円、特定財源がございまして、一般財源は100万円でございます。

それから、上から5番目になりますが、大芝の湯・大芝荘ろ過機等改修工事、これが5,000万円特定財源で基金でございます。一般財源は1,500万円でございます。下から3番目になりますが、消防団安全対策設備、これが26万6,000円特定財源、補助金がございまして、一般財源は53万4,000円でございます。それから一番下の中学校の音楽棟の関係、これが300万円のうち120万円が補助金で特定財源、180万円が一般財源となっております。したがって、先ほど申し上げた1億7,189万1,000円のうち、特定財源が9,264万8,000円でございます。一般財源は7,924万3,000円となります。

細部説明は以上であります。

議長（原 悟郎） これから議案第28号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第29号「平成23年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（出羽澤哲夫） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第29号「平成23年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は翌年度に繰り越して使用できる経費として、介護報酬改定等に伴うシステム改修負

担金の繰越明許費の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますのでよろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第29号につきまして、細部説明を申し上げます。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

第1表繰越明許費、01款総務費、01項総務管理費、事業名が情報センター介護保険システム改修費負担金、金額が39万円。このことにつきましては、介護報酬の改定に伴う情報センターシステム改修につきまして、平成23年度内にすべてが終了できないため、平成24年度に繰り越しをするものであります。なお、この事業の村の負担分は総額179万7,000円で39万円を繰越明許費とするものでございます。なお、特定財源については、2分の1が国のほうから特定財源として来ます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第29号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第2号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例及び南箕輪村特別職

の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第4号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例及び南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

2番（久保村義輝） 反対です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 介護保険の制度、非常に問題があるというふうに指摘をしてまいりました。今度もまた大幅に保険料が上がるということで、本来介護は社会福祉としての扱いをすべきものでありますが、当事者がしっかりと負担をするということになっております。こういう制度をもっときちんと改めるべき、そういう立場から反対をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第5号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第6号「南箕輪村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村信州大芝高原みんなの森設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「南箕輪村信州大芝高原みんなの森設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「南箕輪村暴力団排除条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

2 番（久保村義輝） 賛成です。

議長（原 悟郎） 反対の方は。

それでは、2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 暴力団排除条例の制定に対して賛成をする立場から討論いたします。

社会に暴力団というものが公然と存在することが本来おかしいというふうにみんなが言っているのですが隠然とした力を持っていると。どうしても個々に対応すれば暴力団の威圧に負けてしまう。そういう立場からこういう条例をつくり、村全体で関係者とも連携をして暴力団を排除していくという、この趣旨は非常に賛成できるものであります。問題は実効性をきちんと確保できるかどうか、このことが問題ですので、大いに各部署でどんなささいな問題でもきちんと受けとめて暴力団の圧力から村民を守る、こういう立場で頑張っていただくことを期待してこの条例に賛成をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第8号「南箕輪村暴力団排除条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「南箕輪村療育施設条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決いたします。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第9号「南箕輪村療育施設条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第10号「地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「南箕輪村水道事業及び南箕輪村下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第11号「南箕輪村水道事業及び南箕輪村下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成23年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第13号「平成23年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成23年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第14号「平成23年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成23年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第15号「平成23年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第18号から議案第23号までは総務文教常任委員会に付託されておりますので、ここで委員長の報告を求めます。

議長（原 悟郎） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（小坂 泰夫） 総務文教常任委員長報告をいたします。

総務文教常任委員会に付託されました議案第18号から議案第23号までの6議案については、二つの常任委員会における連合審査において審査を行いました。会議規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告いたします。

議案第18号「平成24年度南箕輪村一般会計予算」は審査の結果、原案通り可決すべきものと決しました。議案第19号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は審査の結果、原案通り可決すべきものと決しました。続きまして議案第20号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」は審査の結果、原案通り可決すべきものと決しました。議案第21号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は審査の結果、原案通り可決すべきものと決しました。議案第22号「平成24年度南箕輪村水道事業会計予算」は審査の結果、原案通り可決すべきものと決しました。議案第23号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計予算」は審査の結果、原案通り可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程におきまして、議案第19号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」議案第21号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、賛同できない旨の意見等ありましたが、決によりまして可決すべきものと決しました。

数多く出された意見、要望等は今度の予算執行に十分反映し、健全な行財政運営を図られるよう望みます。

以上で、総務文教常任委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第18号「平成24年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第18号「平成24年度南箕輪村一般会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

2 番（久保村義輝） 反対です。

議長（原 悟郎） 2 番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 2 番、久保村です。

介護保険事業の予算に対して反対をいたします。今回、第5期の料金設定ということで、基準値で20.9%の料金引き上げ、会計の中に盛り込まれております。先ほども申しましたが、介護保険は本来社会福祉として対応すべき、そういう中で介護に係るものはしっかりと負担をしなければならない、こういう状況になっております。場合によっては、経済的な理由で介護を受けられない、こういう人たちも生まれております。こういう制度を早くなくすことが必要だということと同時に、大幅に保険掛金が上がるということで反対をいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第19号を採決いたします。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第19号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第20号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決いたします。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第20号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第21号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

2 番（久保村義輝） 反対です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 2番、久保村です。

後期高齢者医療の予算に対して反対をいたします。この保険掛金については広域の中で決まってくるということであり、そして、毎年上がってくると、今回も引き上げも入っているということで、世帯から高齢者だけが切り離されてこういう対応をすると、これは前々から大きな批判がありました。どうしても世帯全体、そして地域全体で高齢者についての医療も考えていく必要がある、こういう立場でこういう制度を早くなくして、本当に世帯の一員として扱える、こういう処遇が必要だと思います。

以上の点で反対をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

これから、議案第21号を採決いたします。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第21号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第22号「平成24年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決いたします。議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第22号「平成24年度南箕輪村水道事業会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案23号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第23号を採決いたします。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案23号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計予算」につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第26号「南箕輪村道路線の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第26号「南箕輪村道路線の認定について」は、原案どおり可決されました。

これから、議案第27号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第27号「工事請負契約の締結について」は、原案どおり可決されました。

これから、議案28号「平成23年度南箕輪村一般会計補正予算（第12号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決いたします。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案28号「平成23年度南箕輪村一般会計補正予算（第12号）」は、原案のとおり可決されました。

これから、議案29号「平成23年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第29号を採決いたします。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案29号「平成23年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

ここで委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務文教常任委員長、経済厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長、経済厚生常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで時間を少しいただきまして、この村に長い間村行政発展のために御尽力をいただきました加藤直昭開発公社事務局長、出羽澤哲夫議会事務局長が、今月をもって退職をされます。それぞれここで退職のごあいさつをお願いしたいと思います。

初めに、加藤直昭開発公社事務局長ですが、加藤局長は昭和59年10月1日に採用となり、各係長を歴任の上、平成19年4月1日、課長に昇進、会計管理者、それから平成20年4月、収納対策課長、平成22年4月より開発公社事務局長、大芝荘の支配人を務め、本年3月31日をもって退職になります。この間28年間、村行政発展に御尽力いただきました。

それでは、加藤事務局長、檀上にてごあいさつをお願いします。

開発公社事務局長（加藤 直昭） このたびは、3月末をもっての退職に伴い、議場でのあいさつの機会を与您いただき大変光栄であり、感謝申し上げます。

ただいま、議長より御紹介いただきましたけれども、私は昭和59年10月にこの村に採用され、以来27年6カ月の間、皆様方の温かい御指導、御教授をいただくもと、多くの職場、多くのかかわりの中で仕事をさせていただきました。長いようで短かったこの間、役場の一員

として地域発展を念頭に置いて日々送ってまいりました。このような機会を与えていただいたことに、心から感謝申し上げます。

今このとき、私が強く感じていることは、大過なくここまで来られたのは、家庭のバックアップや多くの要素がありますが、最も大切なことの一つに健康であったことが挙げられます。健康な体がベースになり、しっかりした気、メンタル面での強さ、やり遂げるという決意が生まれ、前向きに仕事に取り組むことができたと思っております。

最後となりますが、南箕輪村議会、南箕輪村の今後一層の発展と、皆様がますます健康で御活躍されんことを祈念しまして、蕪辞でございますが、あいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔一同拍手〕

議長（原 悟郎） 続きまして、出羽澤哲夫事務局長であります。昭和48年4月1日採用となり、それぞれ係長を歴任され、平成18年4月1日より議会事務局長として6年間務められ、議会としても大変お世話になりました。このたび退職となりまして、役場職員として39年間勤務されました。

それでは、出羽澤局長、ごあいさつをお願いいたします。

事務局長（出羽澤哲夫） 本日は、議会本会議場で議員の皆様にお礼を申し上げる機会を設けていただき感謝申し上げます。

先ほど紹介がありましたように、役場職員として39年間勤務させていただき、今回退職するようなこととなりました。この間、議員の皆様方には未熟な私に対して御理解、御支援をいただき、大変感謝しております。また、特に管理職になりましてからは、議会事務局長として皆さんとともに議会に携わってこられましたことはありがたく、私にとってよい思い出になると思っております。

議員の皆様におかれましては、村民の代表として今後も御健勝で、議会のさらなる躍進のために御活躍されることを御期待申し上げまして、言葉足らずではございますが、長年いただきましたお力添えのお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔一同拍手〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでした。ありがとうございました。2名の局長につきましては、退職されても引き続き、村政に御理解、御協力をお願いいたしたいと思っております。長い間の勤務、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、ここで村長のあいさつを求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3月定例会、11日間の会期、お疲れさまでございました。

また、ただいまは、全議案原案どおりお認めをいただきありがとうございました。議案審議や連合審査、一般質問でいただきましたさまざまな御意見、御提言は行政執行の中で生かしてまいります。

平成24年度の予算が成立いたしました。予算編成方針を基本に、またその編成の過程を大切にしながら、村の発展、活性化、村民生活を守るために、さらに努力をしてまいります。

私も任期最後の1年となりました。行政の責任を改めまして自分自身に問いながら、初心を忘れずに、住民サービス向上のため、また住みよいむらづくり、地域づくりのために頑張っております。

また、県交付金の返還につきまして、議員各位、村民の皆様から厳しい御意見をいただきました。私自身もこのことをばねに、村の信頼回復に向けて、誠心誠意努力をしてまいります。

平成23年度もあと半月となりました。今年度も療育施設の建設を初め、さまざまな事業を実施することができました。本当に震災後の1年、厳しい時代でございましたけれども、予定しておりました事務事業、計画どおり推進できましたことは、議員各位の御協力のおかげであります。感謝を申し上げます。しっかりと今年度の締めくくりをするよう、万全を期してまいりたいと思っております。

被災地の復興もまだまだこれからであります。国政も厳しい展開も予想されておりますけれども、まずは被災地のため、国民のための議論を願い、平成24年度が少しでも希望が持てる年度になることを願っております。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 長期間にわたり、定例議会、大変御苦労さまでした。

予算審査や一般質問で得たことが、これからの議会活動に生かされることを願い、これをもって平成24年第1回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。

事務局長（出羽澤哲夫） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

議長（原 悟郎） 大変お疲れさまでした。

閉会 午後 4時22分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員